



第2期熊取町 子ども・子育て 支援計画

(令和2年度～令和6年度)



多様な「子どもの育ち」や「暮らし」を認め合い、支え合う、
対話的まちづくりのために



令和2年3月
熊取町

はじめに

本町では、これまで、子育て支援の取組として、地域の子育て支援団体の皆様との顔の見える関係づくりに努め、地域社会全体で、住民1人ひとりに寄り添いながら、子育てしやすい環境づくりに取り組み、子どもの豊かな心を育んできました。また、平成28年度には、「すくすくステーション（子育て世代包括支援センター）」を設置し、保健師等が全ての妊婦の方と関わりを一層強化し、1人で孤立することなく、いつでも誰かに相談できる「安心して子育てできるまち」を目指し、精力的に取り組んできたところで



一方で、ニーズ調査や、子育て支援団体とのヒアリングでは、近くに子育てをサポートしてくれる人がいなかったり、子育てに対する悩み、不安、負担が依然として見受けられることから、こうした子育て世帯への適切な支援も必要となっています。

本計画の基本理念である「多様な『子どもの育ち』や『暮らし』を認め合い、支え合う、対話的まちづくり」は、子どもの育ちを見守り、支え、関わってきた様々な協働の子育て支援関係者が、活動の現場で実感したことを踏まえて定めたものであり、この理念は、平成22年3月に策定した「次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」から、「子ども・子育て支援計画」（平成27年3月策定）、そして本計画（第2期計画）へと受け継いできたものです。

近年の子育て世帯の価値観、働き方、さらには子育てのしかたも多様化してきています。折しも、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育ニーズも含めた多様化が一層進むものと考えられます。本計画の推進にあたっては、行政が子育て支援において担うべき責務を強く認識するとともに、これまで培ってきた地域の住民の皆様、子育てに関わる様々な団体や関係機関と行政が両輪となって取り組む子育て支援が重要であると考えており、引き続き、住民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただいた「子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、ニーズ調査や関係団体ヒアリング等を通じて貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様方に、厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

熊取町長 藤原 敏司

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	1
4. 計画の対象.....	2
5. 住民の意見の反映と情報公開.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	3
1. 近年の人口の推移と割合.....	3
2. 人口構造.....	4
3. 出生の状況.....	5
4. 自然動態と社会動態.....	6
5. 子どものいる世帯の状況.....	7
6. 婚姻の状況.....	9
7. 女性の就業状況.....	10
8. 人口の推計.....	11
9. 子どもの人口推計.....	12
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況.....	15
1. 幼児教育・保育サービスの状況.....	15
2. 地域子ども・子育て支援事業などの状況.....	17
3. 小学生児童への支援サービスの状況.....	18
4. 小中学校の状況.....	19
5. 相談事業の状況.....	20
6. 経済的支援の状況.....	20
第4章 ニーズ調査結果と第1期計画の評価・課題.....	21
1. 調査概要.....	21
2. 結果概要.....	22
3. 第1期計画の評価・課題.....	43
第5章 基本理念と施策体系.....	49
1. 基本理念.....	49
2. 計画の体系.....	50
3. 施策を展開する様々な視点.....	51

第6章 基本理念を実現する施策の展開	53
1. 安心して生み育て、子どもが健やかに育つための支援	53
2. 地域における子育て支援	58
3. 多様な保育サービスの充実	60
4. 障がい児への支援	61
5. 子ども青少年の社会的養護など	62
6. 子ども青少年の心身の健やかな成長を支える教育環境の整備	64
7. 子ども青少年の社会参画への芽生えのための支援	68
8. 子ども青少年の安全の確保	71
第7章 量の見込みと確保方策	73
1. 教育・保育提供区域の設定	73
2. 就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策	73
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	76
第8章 計画の推進体制	85
1. 子ども・子育て会議の開催	85
2. 協働のための体制づくりと協働による事業・活動の充実及び庁内体制の整備	85
3. PDCAサイクルによる検証	85
資 料	87
1. 子ども・子育て会議規則	87
2. 子ども・子育て会議 委員名簿	89
3. 子ども・子育て会議 部会名簿	90
4. 計画策定の経緯	92
5. 住民協働による子育て支援活動団体一覧（順不同）	93

第 1 章
計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

熊取町では、「熊取町子ども・子育て支援計画」（以下、「第1期計画」と言う。）を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て世帯への様々な施策を住民協働により展開してきました。

しかし、近年の少子高齢化、情報化の進展といった背景のもと、共働き世帯や核家族の増加に伴い、子育てに対する不安や悩み、孤立の中にある親の姿もあるなど、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方であり、親自身の主体性の向上を含めた子育て世帯への支援を一層強化することが求められています。

今後は、幼児教育・保育の無償化や働き方改革などを背景に、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、親がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者目線での子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の更なる充実と、子どもたちが健やかにたくましく成長できる様々な面での環境整備のため、第1期計画の理念を引き継いだ「第2期熊取町子ども・子育て支援計画」（以下、「本計画」と言う。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、第4次総合計画をはじめとする関連計画と調和のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て世帯を対象として、熊取町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5か年とします。なお、今後の国及び町を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
熊取町子ども・子育て支援計画					第2期熊取町子ども・子育て支援計画				

4. 計画の対象

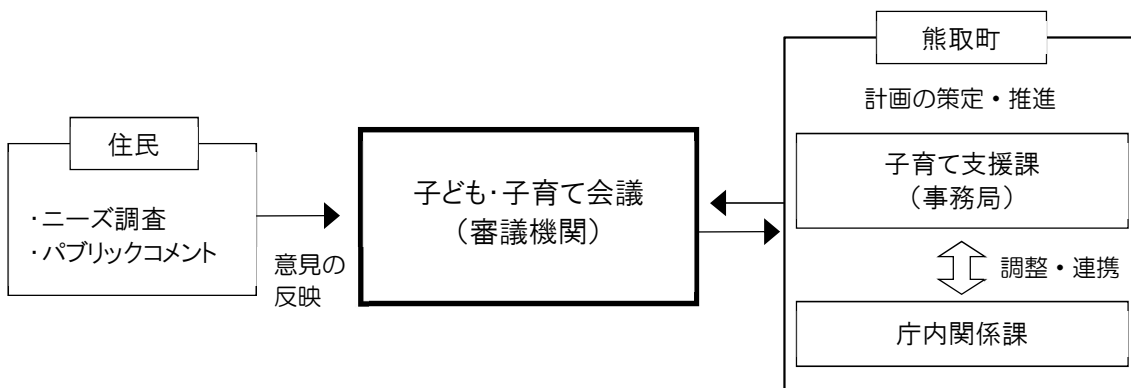
本計画における「子ども」とは、乳幼児から18歳未満又は高等学校卒業までの児童、生徒とし、町内のすべての子どもと子育て世帯を対象とします。

5. 住民の意見の反映と情報公開

本計画は町民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

(1) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表などで構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接かかわることができる仕組みです。このたびの計画策定にあたり、子ども・子育て会議において、本計画策定に関する協議・検討を行いました。



(2) 「子育て支援に関するニーズ調査」の実施

本計画の策定に必要な基礎資料を得るため、就学前児童及び小学生児童を扶養している世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査結果は、本計画の策定及び今後の子育て支援施策などを立案するための基礎資料として利用しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画案をホームページなどで公表するパブリックコメント（住民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた住民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

第2章

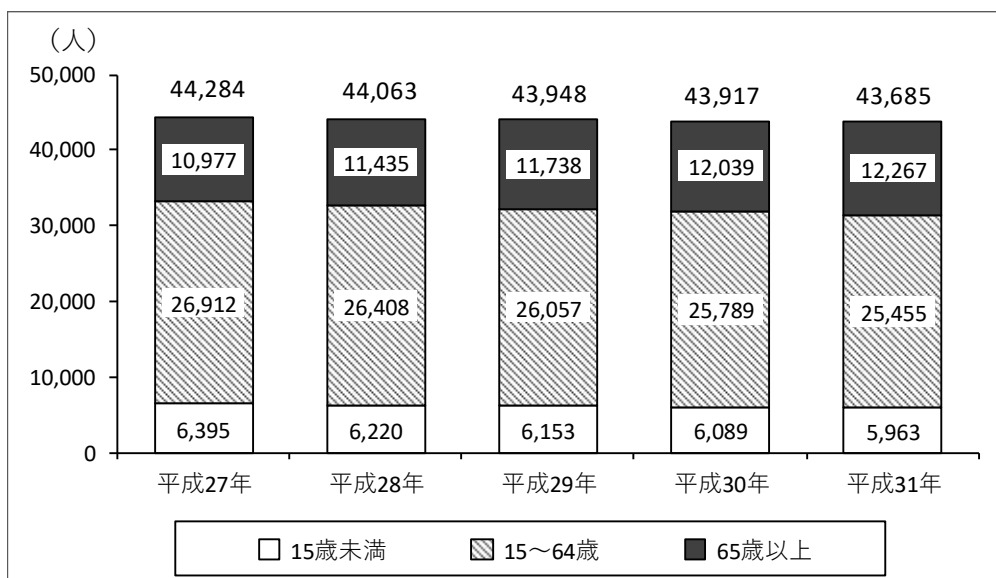
子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 近年の人口の推移と割合

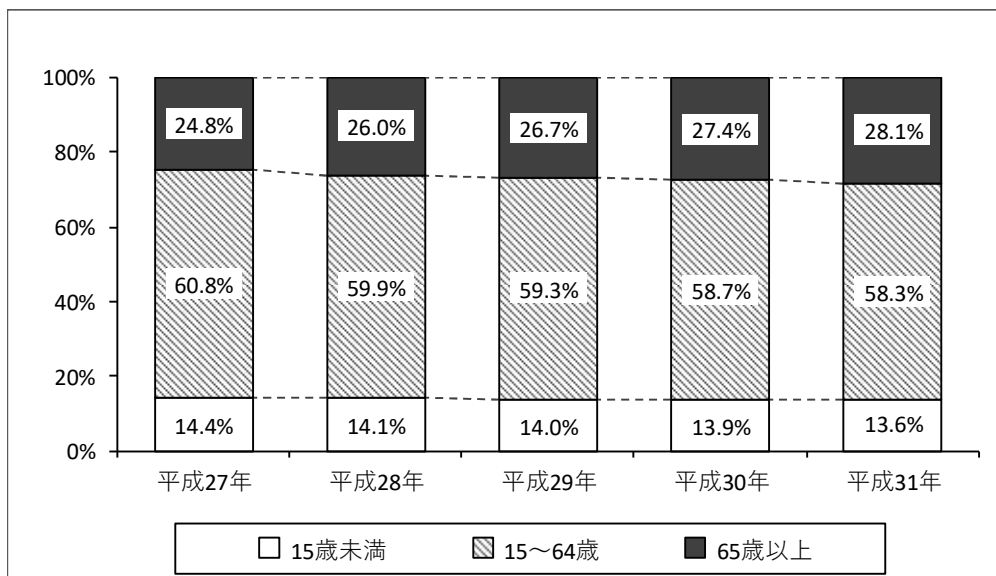
熊取町の人口は、微減傾向にあります。また、老年人口（65歳以上）の増加に加え、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少により、少子高齢化が年々進んでいます。

◆人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

◆年齢三区分別人口の割合◆

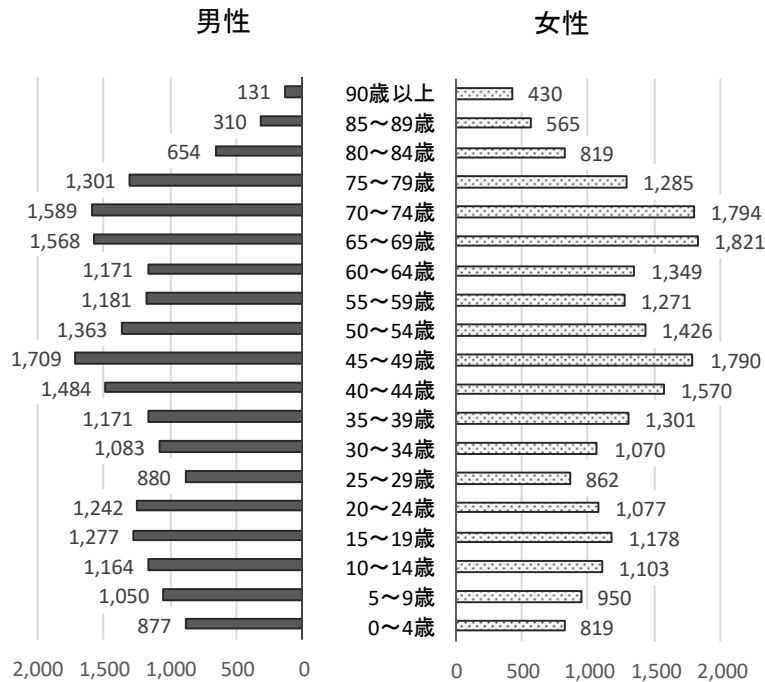


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

2. 人口構造

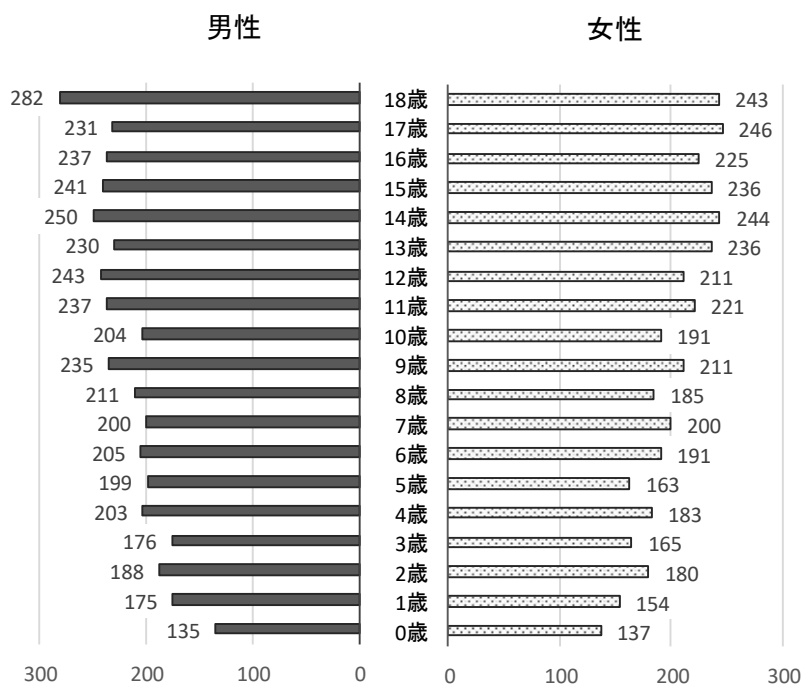
5歳階級別では、団塊の世代と団塊ジュニアの世代が多く、25～34歳と9歳以下が少なくなっています。また、18歳以下の1歳階級でみると、年齢が低くなるにつれて減少傾向にあります。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

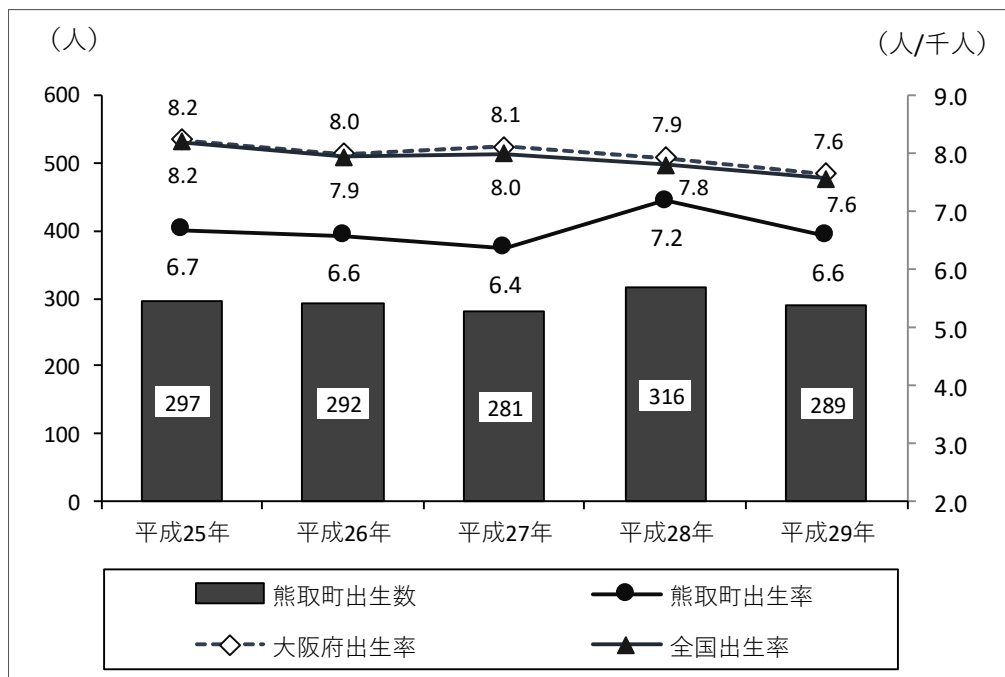


資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

3. 出生の状況

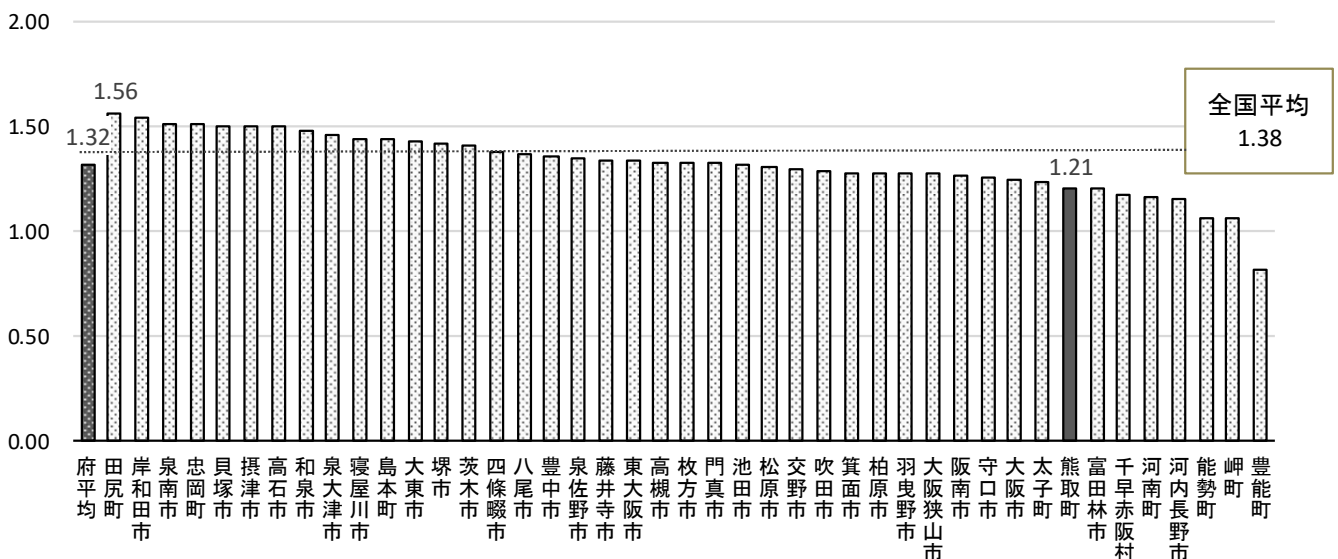
出生数は横ばいであり、出生率（人口千人当たりの出生数）は全国及び大阪府と比べて低い位置で推移しています。また、合計特殊出生率（1人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）は全国及び大阪府平均より低く、大阪府内市町村では8番目に低くなっています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率（大阪府内市町村比較）◆

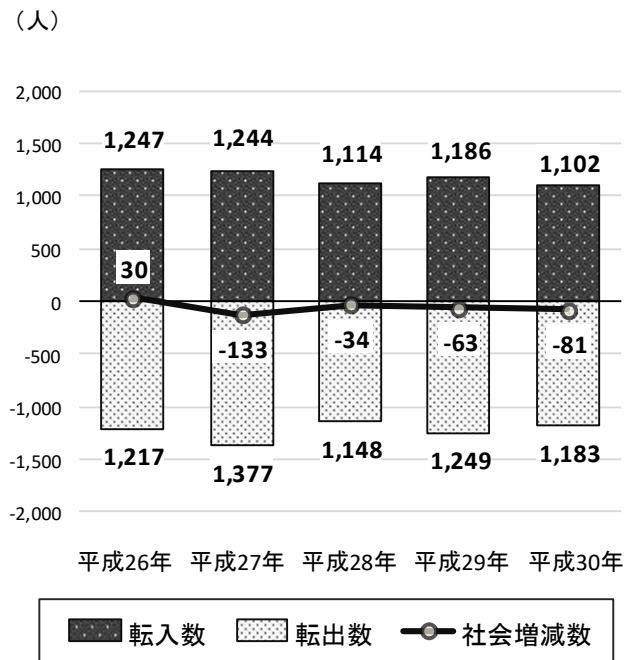
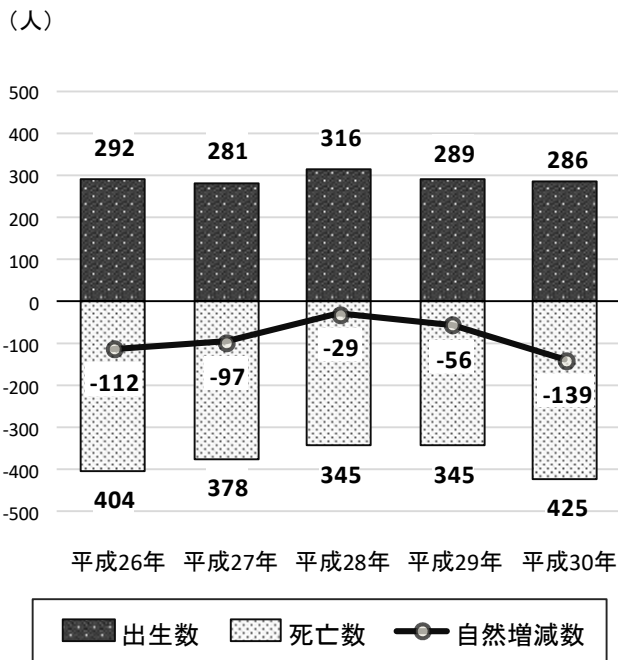


資料：人口動態統計特殊報告（H20～H24の値）

4. 自然動態と社会動態

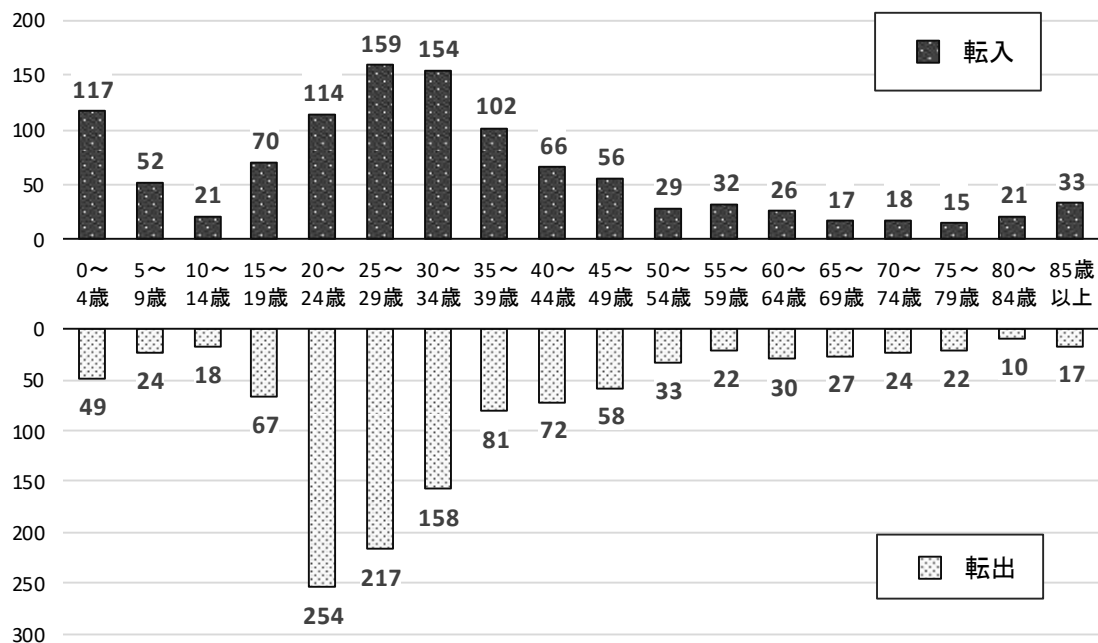
自然動態（出生数と死亡数の差）・社会動態（転入数と転出数の差）ともに減少で推移しています。また、5歳階級別の転入と転出をみると、0～9歳の転入は多いものの、20歳代では転出が多くなっています。

◆自然動態と社会動態◆



資料：住民基本台帳

◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆

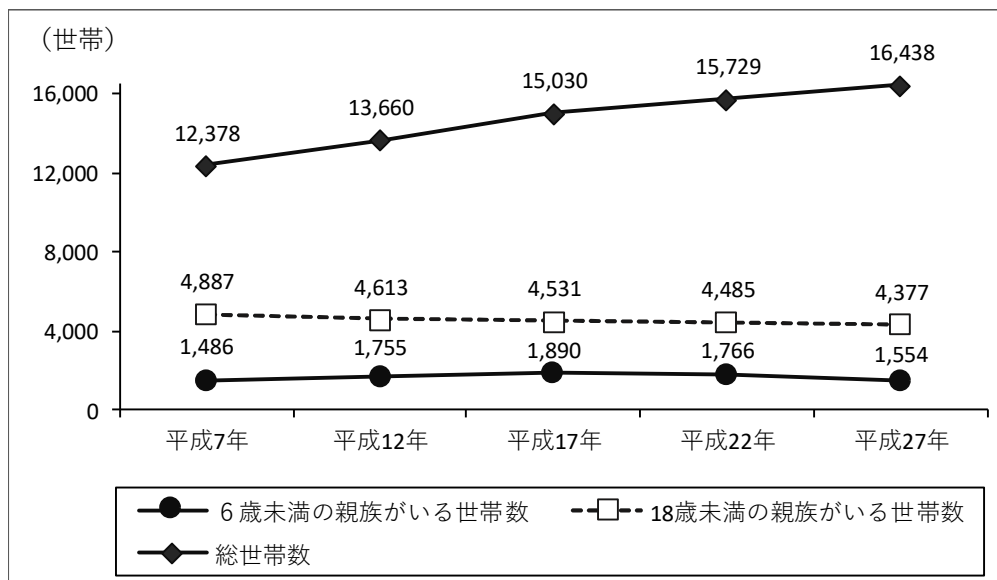


資料：住民基本台帳人口移動報告（平成30年）

5. 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯数は減少傾向にあります。18歳未満の子どものいるひとり親家庭数は増加傾向にあります。

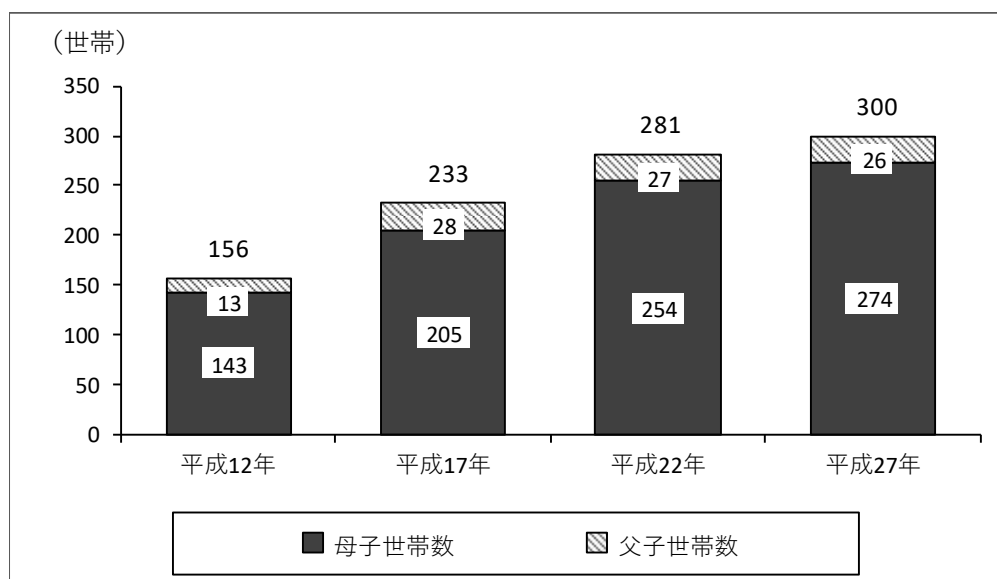
◆子どものいる世帯数◆



資料：国勢調査

※参考：住民基本台帳による総世帯数は17,541世帯(平成27年10月1日)

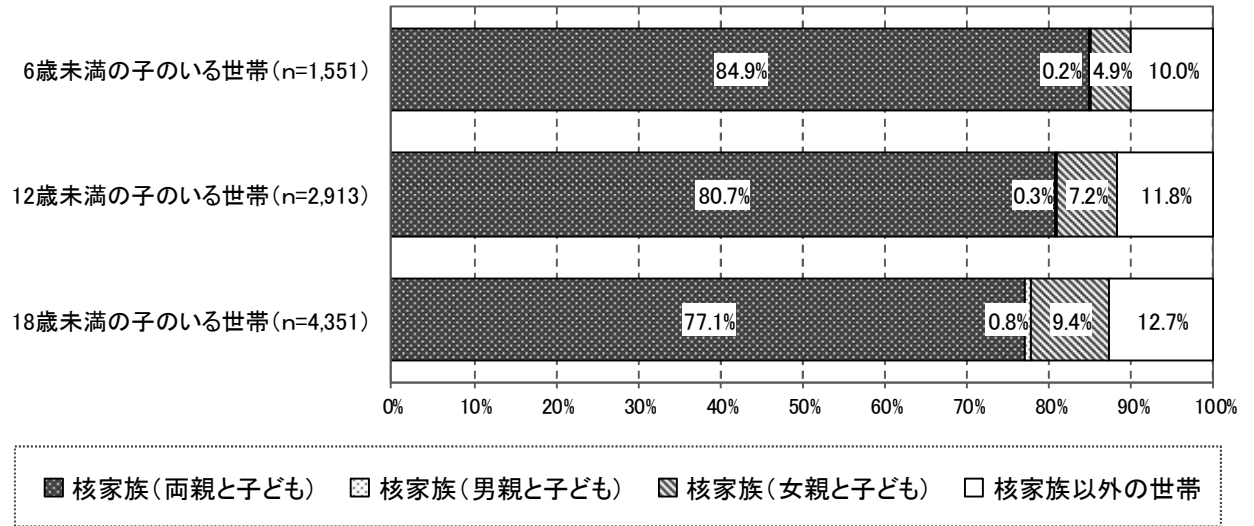
◆ひとり親家庭数◆



資料：国勢調査

また、子どものいる世帯の家族形態をみると、およそ9割が核家族となっており、6歳未満の子のいる世帯では5.1%、18歳未満の子のいる世帯では10.2%でひとり親家庭となっています。

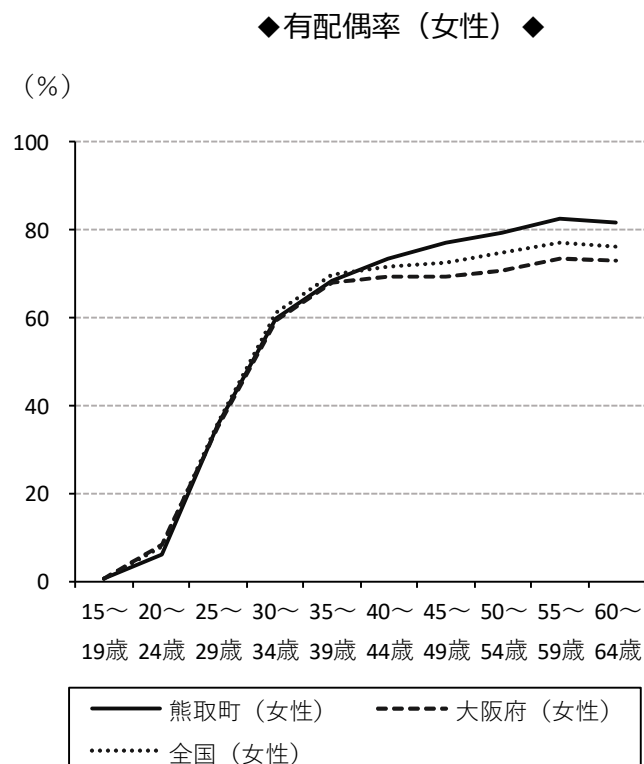
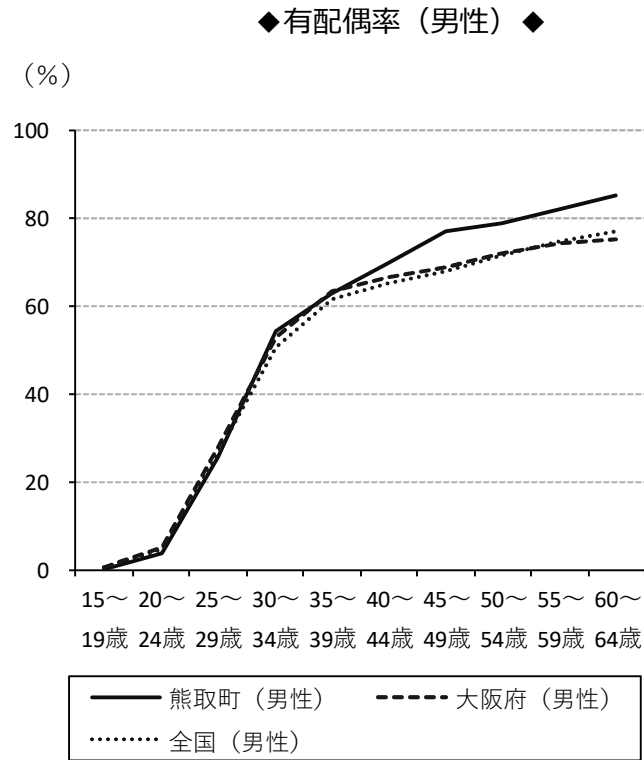
◆子どものいる世帯の家族形態◆



資料：国勢調査（平成 27 年）

6. 婚姻の状況

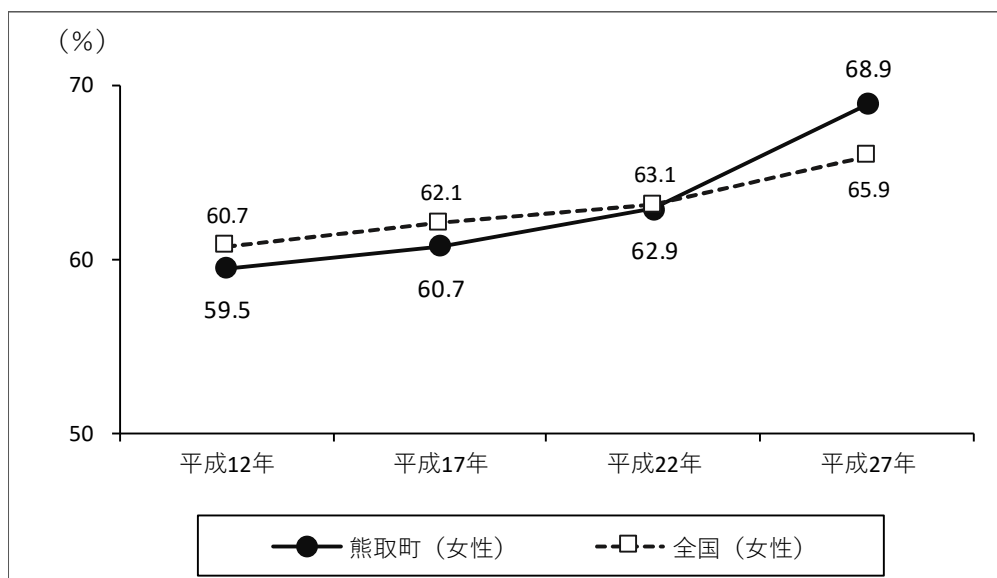
婚姻の状況を示す有配偶率について、男性・女性ともに、39歳までは全国及び大阪府と同様、40歳以上では高くなっています。



7. 女性の就業状況

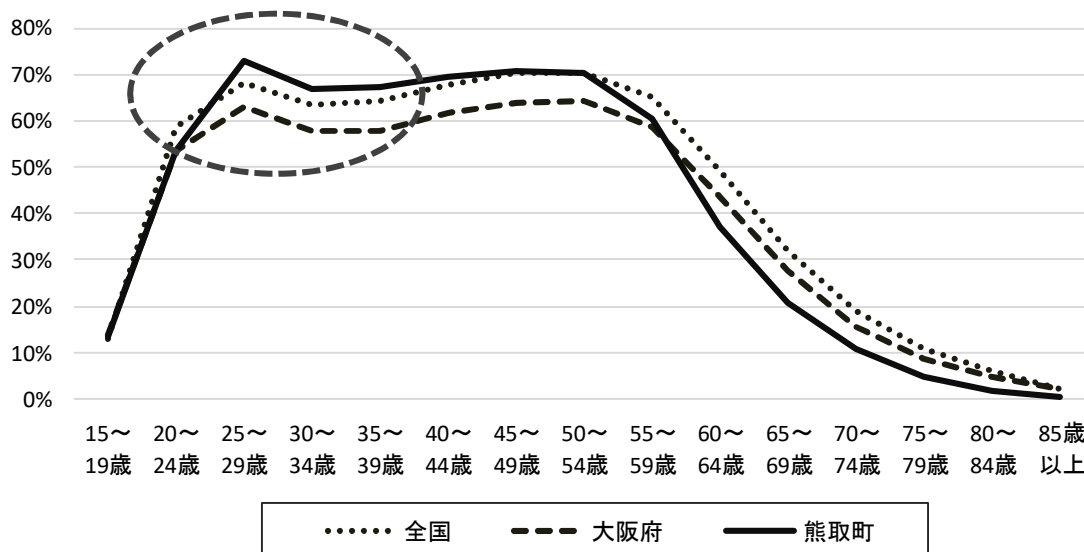
女性の子育て世代（25～44歳）の就業率をみると、平成22年までは全国平均より低く推移していましたが、平成27年には全国平均より高くなりました。年齢別に女性の就業率をみると、25～44歳の間で出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が見えます。

◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

◆女性の就業率（5歳階級別）◆

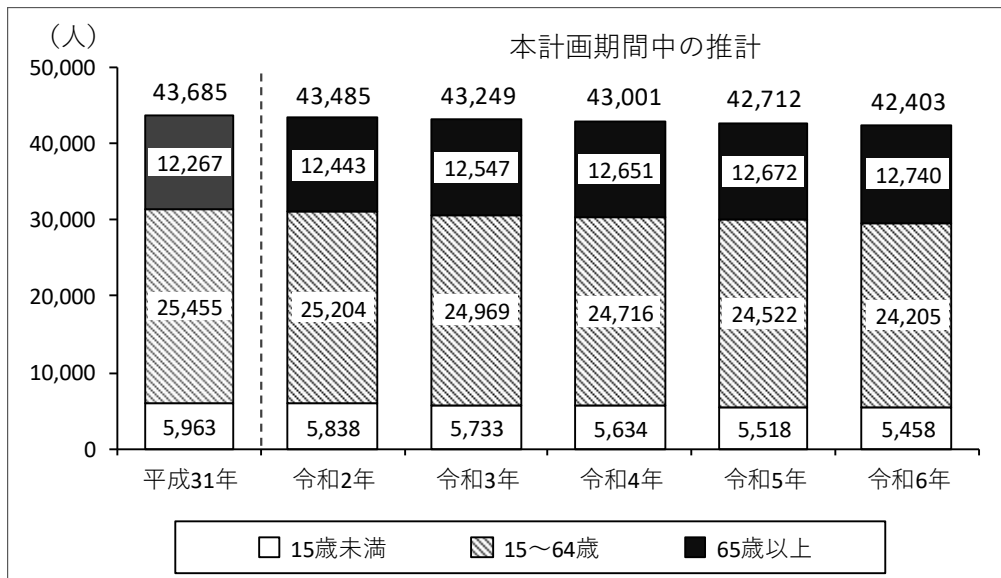


資料：国勢調査（平成

8. 人口の推計

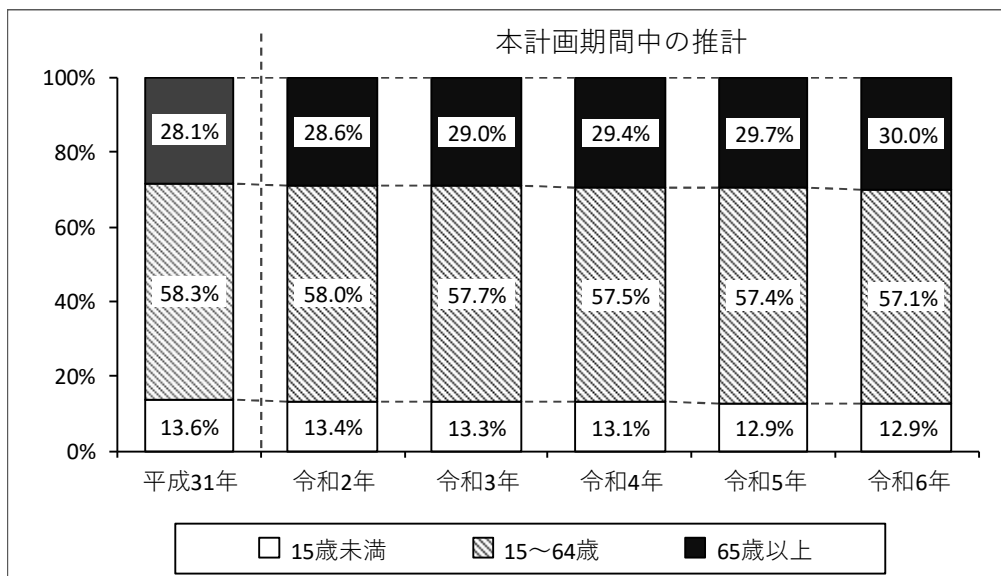
本計画期間中の人口推計をみると、全体の人口減少が進行するとともに、年齢三区分別人口の割合から少子高齢化も進行することが予想されます。

◆人口の推移（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

◆年齢三区分別人口の割合（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

9. 子どもの人口推計

本計画期間中の子どもの人口推計をみると、出生数の減少に伴い子どもの人口も年々減少していくことが予想されます。

◆子どもの人口推計◆

	実績	本計画期間中の推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	272	284	278	272	265	257
1歳	329	299	312	306	298	291
2歳	368	343	312	325	319	311
3歳	341	378	353	321	334	328
4歳	386	350	388	363	330	343
5歳	362	389	352	391	365	332
就学前児童計	2,058	2,043	1,995	1,978	1,911	1,862
6歳	396	372	400	362	402	376
7歳	400	399	375	403	365	405
8歳	396	403	402	378	406	367
9歳	446	398	405	404	380	408
10歳	395	448	399	406	405	381
11歳	458	394	447	398	405	404
小学生児童計	2,491	2,414	2,428	2,351	2,363	2,341
12歳	454	460	395	449	399	406
13歳	466	454	460	395	449	399
14歳	494	467	455	461	396	450
中学生計	1,414	1,381	1,310	1,305	1,244	1,255
15歳	477	490	463	451	457	392
16歳	462	472	485	458	446	452
17歳	477	461	471	484	457	445
15～17歳計	1,416	1,423	1,419	1,393	1,360	1,289
合計	7,379	7,261	7,152	7,027	6,878	6,747

資料：住民基本台帳（平成27～31年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

◆熊取町をめぐる現状◆

人口の推移や構造、自然動態・社会動態による視点

熊取町では近年、高齢者数は増加している一方で、65歳未満の人口減少が進んでいます。

自然動態（出生数と死亡数の差）は、減少で推移しており、出生数の低下と高齢化による死亡数の増加が原因とみられます。また、社会動態（転入数と転出数の差）も減少で推移していますが、これは、0～9歳の転入は多いものの、20歳代では転出超過が顕著であり、ベッドタウン特有の現象である就職などによる都市部への流出が要因と想定されます。まちへの愛着を醸成するとともに切れ目のない支援、子育てしやすいまちを進め、若年世代の定住、転入につながる対策が必要となっています。

家族構成による視点

子どものいる世帯数は減少傾向ながら、ひとり親世帯は増加しています。また、子どものいる世帯のうち核家族の割合はおよそ9割となっており、子育て家庭の核家族化やひとり親世帯の増加を意識した支援を行っていく必要があります。

婚姻や女性の就労状況からの視点

婚姻の状態を示す有配偶率を子育て世代（25～44歳）で見ると、熊取町では男性・女性ともに、39歳までは全国及び大阪府と同様の傾向にあり、40歳以上では高くなっています。また、子育て世代の女性の就業率は、平成27年には全国平均より高くなっており、子育て家庭における共働き世帯の増加が今後も見込まれることから、少子化傾向にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要となっています。

人口推計からの視点

町全体として人口減少・少子高齢化の流れは今後も続く見込みであり、18歳未満の人口についても平成31年と本計画期間終了の令和6年を比較すると、8%以上の減少が見込まれています。

子どもの人口減少は、子育てに対する経済的、心理的負担などが一因として影響していると考えられることから、子どもを生き育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められます。

第3章

教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況

第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況

1. 幼児教育・保育サービスの状況

■ 保育所・認定こども園・幼稚園一覧（平成31年4月1日時点）

名称	定員 (うち保育 認定者数)	入所児童	開所時間 (月～土曜) ※18:00～は 延長保育時間	病児保育	一時 預かり 対応	休日 保育 対応
中央保育所	120人	生後57日～ 5歳児	7:00～19:00	体調不良児 対応型	—	—
東保育所	180人	生後57日～ 5歳児	7:00～19:00	体調不良児 対応型	—	—
西保育所	150人	生後57日～ 5歳児	7:00～19:00	体調不良児 対応型	—	—
北保育所	108人	生後57日～ 5歳児	7:00～19:00	体調不良児 対応型	—	—
アトム共同保育園	160人	生後57日～ 5歳児	7:00～22:00	体調不良児 対応型	あり	あり
つばさ共同保育園	90人	生後57日～ 5歳児	7:00～20:00	体調不良児 対応型	あり	—
すみれ保育園	90人	生後57日～ 5歳児	7:00～22:00	体調不良児 対応型	あり	あり
さくらこども園	150人 (135人)	生後57日～ 5歳児	7:00～20:00	—	あり	—
フレンド幼稚園	360人 (60人)	生後6ヵ月～ 5歳児	7:30～19:00 ※18:30～ 延長保育時間	体調不良児 対応型	—	—
熊取みどり幼稚園 ※新制度未移行園	405人	3歳～ 5歳児	10:30～14:00 ※水曜日は 10:00～11:00	—	—	—

※保育提供区域は町全体を1区域とする

■ 保育所・認定こども園（4月1日時点）・幼稚園（5月1日時点）の利用状況

（単位：人）

名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
中央保育所	172	167	167	177	148
東保育所	136	149	144	154	156
西保育所	156	159	156	156	140
北保育所	84	77	106	119	125
南保育所	38	28	H29. 4. 1 廃止	—	—
アトム共同保育園	146	141	150	156	142
つばさ共同保育園	123	102	112	118	102
すみれ保育園	H28. 4. 1 開園	70	82	87	85
さくらこども園	140	148	140	146	143
フレンド幼稚園※	227	209	186	188	241
熊取みどり幼稚園	249	228	223	196	178
合計	1, 471	1, 478	1, 466	1, 497	1, 460

※フレンド幼稚園は平成 30 年度まで新制度未移行園、平成 31 年 4 月から認定こども園へ移行



2. 地域子ども・子育て支援事業などの状況

■ 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込値)
利用者支援事業（母子保健型）	か所	0	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	延利用者数	7,557	6,870	6,978	6,598	6,045
妊婦健康診査	健診回数	5,750	6,307	5,549	5,234	5,026
乳児家庭全戸訪問事業	人	273	302	267	250	272
養育支援訪問事業	人	52	54	55	57	59
子育て短期支援事業（ショートステイ）	延利用者数	23	0	21	0	23
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	延利用者数	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業 （就学児対象）	延利用件数	223	356	278	56	146
一時預かり事業 （幼稚園における在園児対象）	延利用者数	15,769	17,807	16,550	12,369	8,755
一時預かり事業 （「幼稚園における在園児対象」以外）	延利用者数	854	991	1,155	865	986
延長保育事業	人	387	507	669	599	541
病児・病後児保育事業 （体調不良児対応型）	延利用者数	885	1,265	1,494	909	1,042
放課後児童健全育成事業（学童保育所）	人	534	533	503	530	573

■ 町の特色ある子育て支援の取組

●ホームスタート事業

熊取町から委託を受けた NPO 法人に所属するボランティアが、就学前の乳幼児のいる家庭や妊産婦の方を訪問し、支援を「届ける」ことで孤立を予防し、虐待など深刻な問題の発生を未然に防ぐとともに、地域へ一歩踏み出すきっかけづくりを行います。

●初めての赤ちゃんプログラム

初めて赤ちゃんを育てている母親と赤ちゃん（開催時に 2～5 か月の子ども対象）に、仲間づくりや子育てに関する学習の機会を提供します。

●助産師による、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）における助産師への委託

熊取町から委託を受けた助産師が、出生届を提出された生後 4 か月までの乳児のいる家庭に訪問します。

●ファミリー・サポート・センターの利用料減免

生活保護世帯、住民税非課税世帯については、利用料の減免を実施しています。

3. 小学生児童への支援サービスの状況

■ 学童保育所の設置状況（平成31年4月1日時点）

（単位：人）

学童	クラブ名	基準 人数	クラブ名	基準 人数	クラブ名	基準 人数	校区別人数 合計
中央	にこにこ	50	げんき	55	なかよし	45	150
東	ひまわり	50	ドリーム	68	—	—	118
西	よつば	48	しろんこ	42	スマイル	50	140
南	たけのこ	52	ともかぜ	38	—	—	90
北	やまねこ	57	にじいろ	57	うきうき	37	151

■ 学童保育所の利用状況（各年度5月1日時点）

（単位：人）

名称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中央	129	128	111	110	105
東	117	106	99	108	112
西	82	101	108	113	130
南	80	79	75	75	82
北	126	119	110	124	144
合計	534	533	503	530	573

■ 放課後子ども教室（元気ひろば）の状況（各年度5月1日時点）

（単位：人）

名称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中央小学校（わんぱく広場）	750	431	467	684
西小学校（わいわい広場）	1,081	1,037	1,164	1,235
北小学校（のほほん広場）	935	634	651	779
南小学校・東小学校（わくわく広場）	820	572	1,023	774
小計	3,586	2,674	3,305	3,472
こども自習室（煉瓦館、夏休み・冬休み）	51	52	72	71
合計	3,637	2,726	3,377	3,543

4. 小中学校の状況

■ 小学校の状況（各年度5月1日現在）

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年	373	415	364	378	372
2年	432	373	415	369	375
3年	436	436	376	412	375
4年	446	437	430	378	417
5年	472	445	440	431	379
6年	450	471	441	433	432
支援学級 児童数	95	99	107	110	119
合計	2,704	2,676	2,573	2,511	2,469

■ 中学校の状況（各年度5月1日現在）

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年	423	422	439	421	405
2年	444	425	422	434	420
3年	460	445	427	423	433
支援学級 生徒数	29	30	33	45	43
合計	1,356	1,322	1,321	1,323	1,301

5. 相談事業の状況

■ 相談事業の状況

(単位：件)

相談種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
健康相談	すくすく	250	301	290	253	
子どもの育ち 相談	子育て・健康	1,594	2,140	2,138	2,023	
	総合相談	子ども・家庭	6,436	4,589	4,639	4,680
	専門相談	経過観察健診	75	52	54	72
		発達（おやこ）	431	572	569	591
		ことば	44	39	41	42
		運動機能	33	52	43	38
		こころ	312	319	314	291

(参考) 乳幼児健診における発達面フォロー率	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 歳 7 か月児健診	35.6%	33.0%	36.2%	43.1%
3 歳 6 か月児健診	25.9%	27.7%	23.5%	28.8%

6. 経済的支援の状況

■ 各種手当及び助成の状況

経済的支援		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 9 月末
各種手当 受給者数	児童手当（人）	3,461	3,378	3,348	3,277	3,153
	児童扶養手当（人）※ ¹	388	369	383	369	354
	特別児童扶養手当（人）※ ¹	105	105	107	103	103
	遺児福祉年金（人）	71	69	65	57	54
	就学経費等助成金（人）	80	79	66	72	62
	生活保護（世帯）※ ²	46	35	33	32	30
医療費 延助成件数	子ども医療費（件）	67,096	70,880	71,512	71,662	32,188
	ひとり親家庭医療費（件）	10,638	10,680	11,172	10,901	4,476

※¹ 認定は大阪府。全部停止者を除いた保護者数。

※² 認定は大阪府。子どものいる世帯数。

第4章

ニーズ調査結果と第1期計画の評価・課題

第4章 ニーズ調査結果と第1期計画の評価・課題

第2期計画（令和2～6年度）を策定するに当たり、住民の皆様の子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望などを把握するため、ニーズ調査を実施しました。

なお、ニーズ調査の実施に際し、国が示す必須の調査項目の他に熊取町独自の調査項目を加えて、熊取町の子育て家庭の意向をより詳細に把握できるように工夫しました。

●ニーズ調査を実施する趣旨

子ども・子育て支援法において、各市町村の人口構造などの地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの利用状況や利用希望などを踏まえて計画を作成する必要があると定められています。

そこで、計画の作成にあたり、現在の利用状況や今後の利用意向を把握するため、ニーズ調査を実施し、そこで得られたデータから教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこととなっています。

1. 調査概要

調査対象	就学前児童がいる世帯	小学生がいる世帯
抽出方法	平成30年11月30日時点の住民基本台帳から無作為抽出	
配布数	1,002	1,002
有効回収数	545	507
回収率	54.4%	50.6%
配布方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成31年1月9日～1月24日	

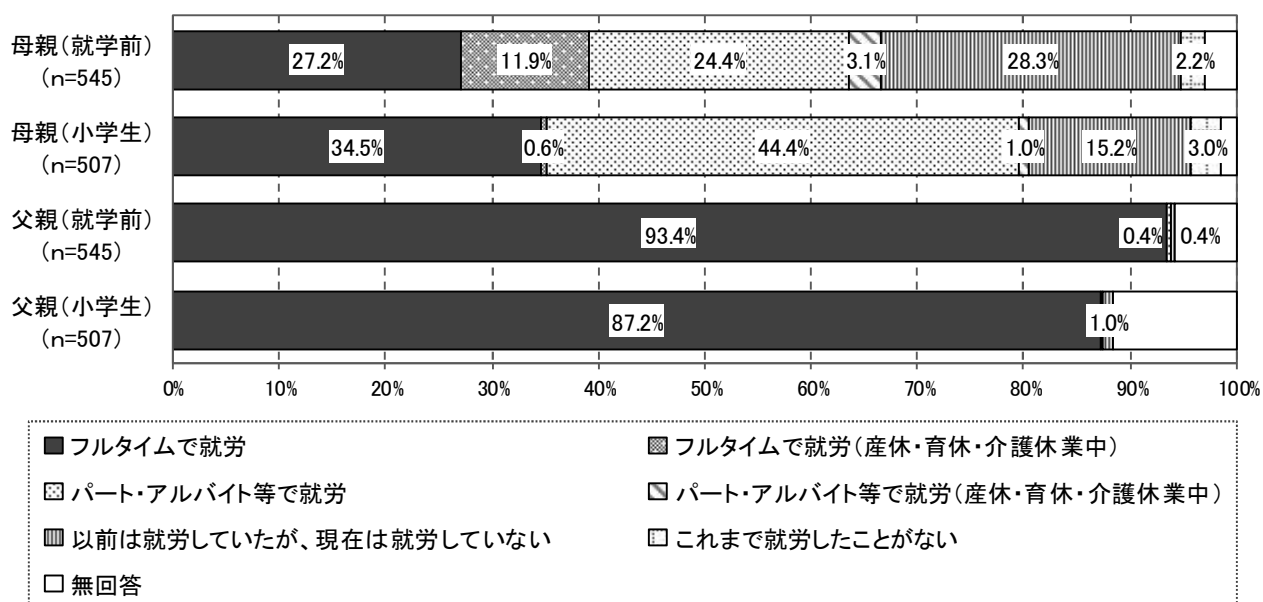
※次ページ以降のグラフについて、【MA】と記載のあるものは複数回答が可能な設問を表します。

2. 結果概要

(1) 母親・父親の現在の就労状況（就学前・小学生）

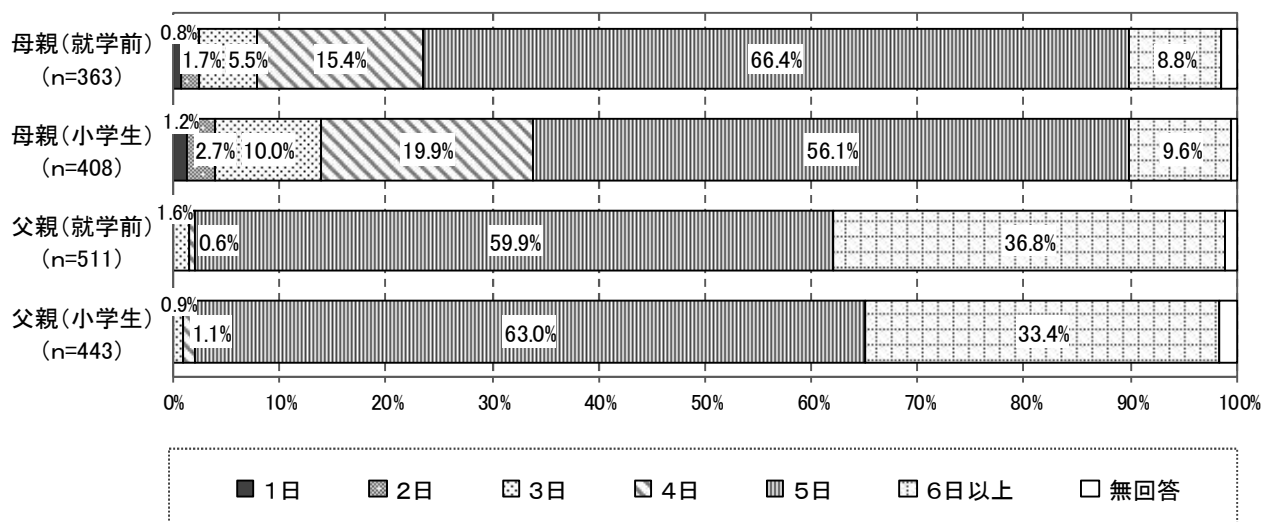
就学前児童がいる母親では“就労している”（フルタイムまたはパート・アルバイトの合計）が66.6%、小学生がいる母親では80.5%となっています。父親では就学前児童のいる世帯・小学生のいる世帯に関係なく、無回答を除くほとんどが「フルタイムで就労」となっています。前回（平成25年度）調査結果における母親が“就労している”割合は、就学前児童の母親で55.8%、小学生がいる母親では72.7%となっており、この5年で母親の就労状況は増加しています。

《母親・父親の現在の就労状況》



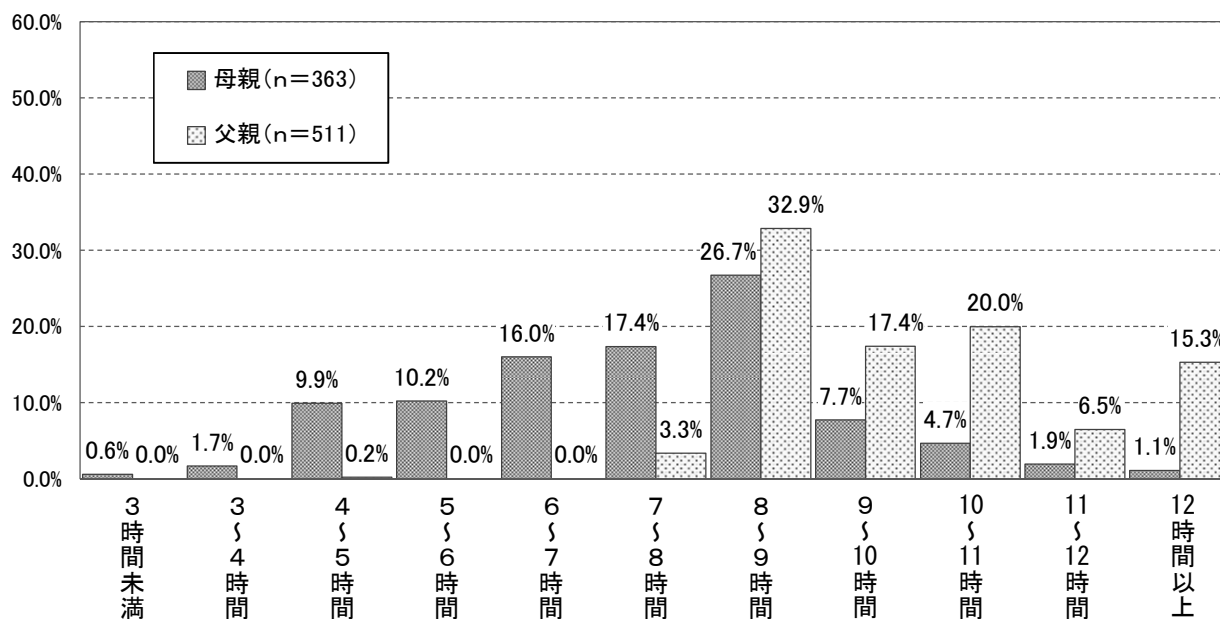
“就労している”世帯の1週あたりの就労日数をみると、就学前・小学生児童を問わず、母親・父親ともに「5日」の割合が最も高くなっています。

《“就労している”母親・父親の就労日数》

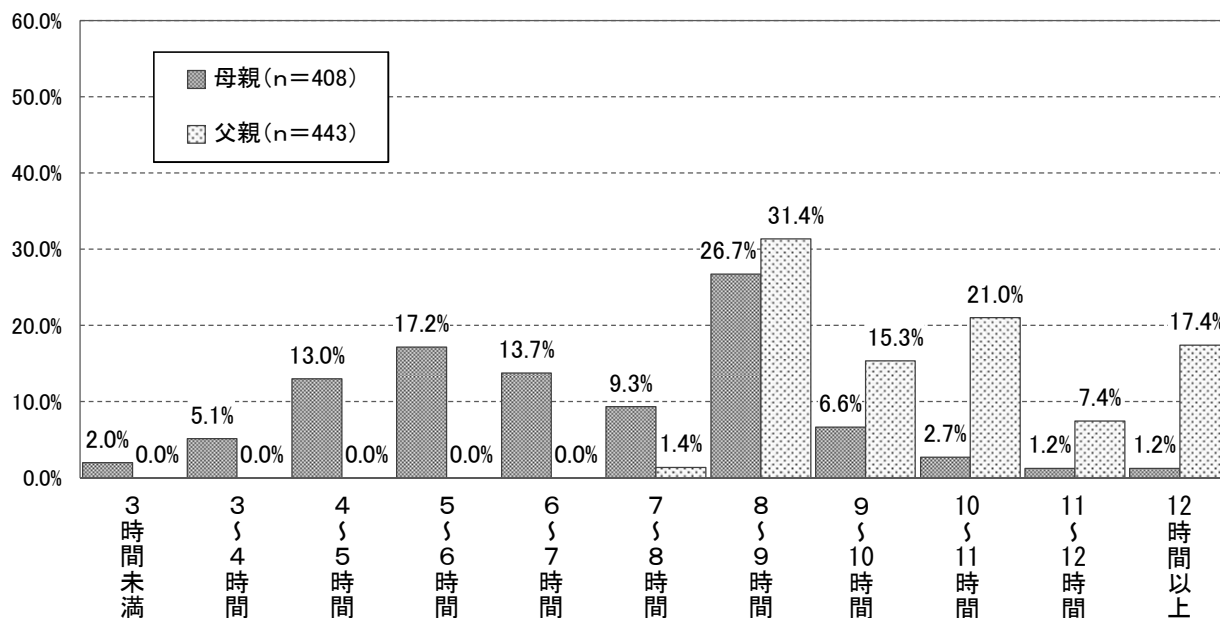


“就労している”世帯の就労時間をみると、就学前・小学生児童を問わず、母親・父親ともに「8～9時間」の割合が最も高くなっています。

《 “就労している” 母親・父親の就労時間（就学前） 》

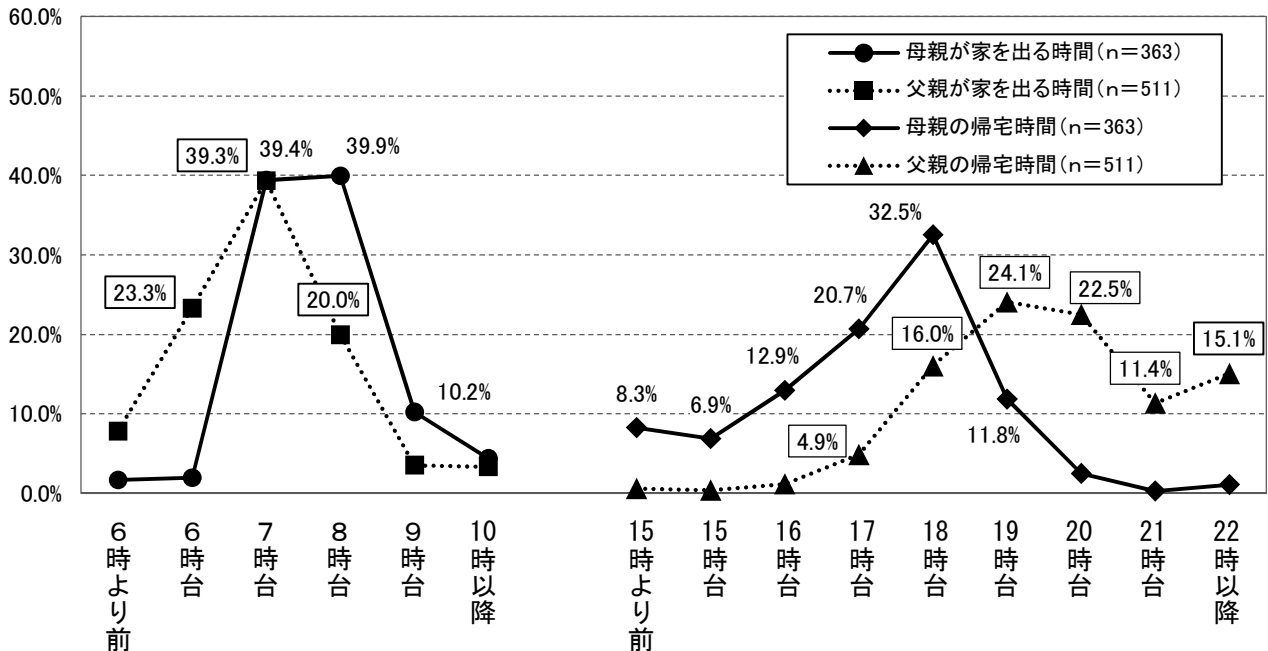


《 “就労している” 母親・父親の就労時間（小学生） 》

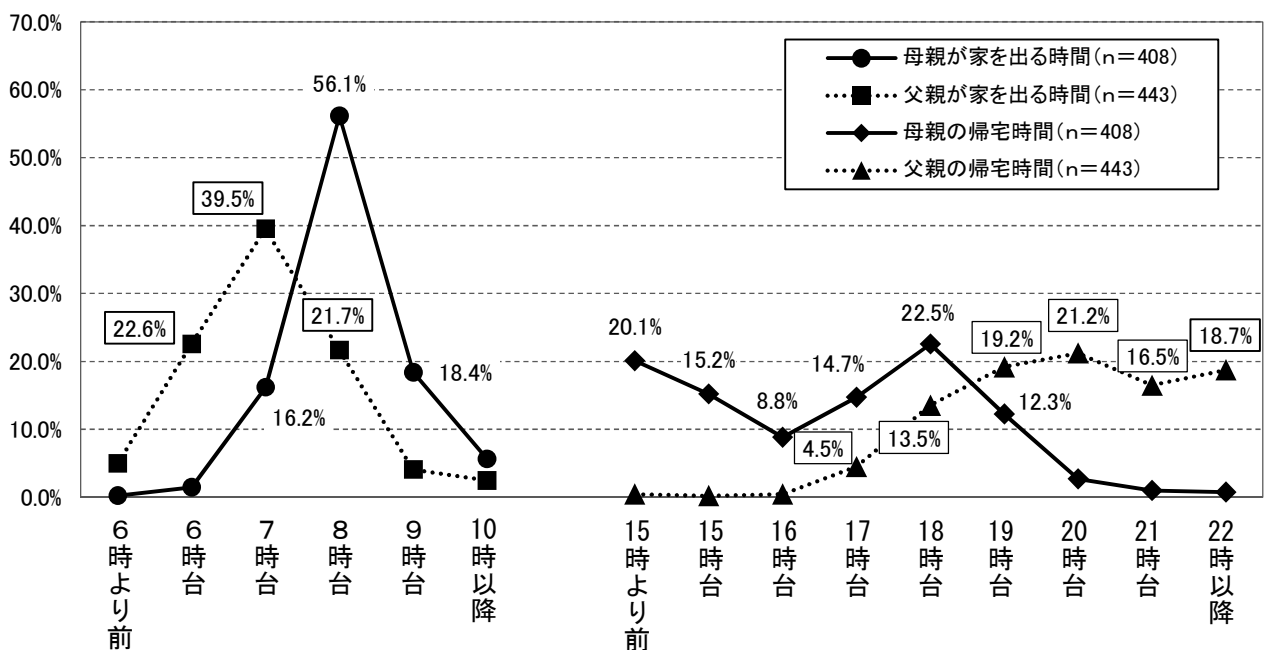


“就労している”世帯の家を出る時刻と帰宅時刻をみると、母親については家を出る時間は「8時台」、帰宅時間は「18時台」の割合が最も高く、父親については家を出る時間は「7時台」、帰宅時間は就学前児童のいる世帯は「19時台」、小学生児童のいる世帯は「20時台」の割合が最も高くなっています。

《 “就労している” 母親・父親の家を出る時刻と帰宅時刻（就学前） 》

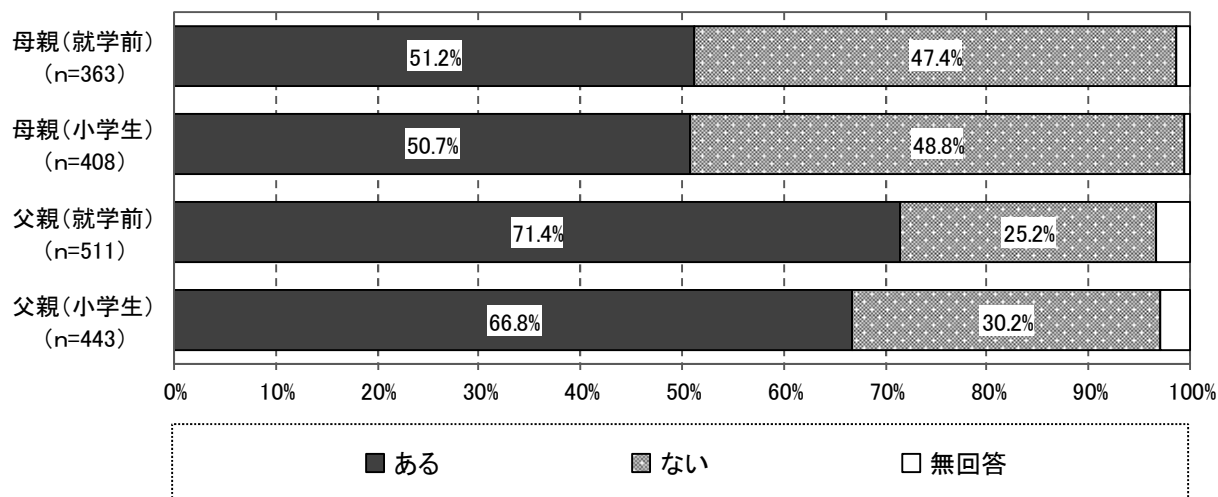


《 “就労している” 母親・父親の家を出る時刻と帰宅時刻（小学生） 》



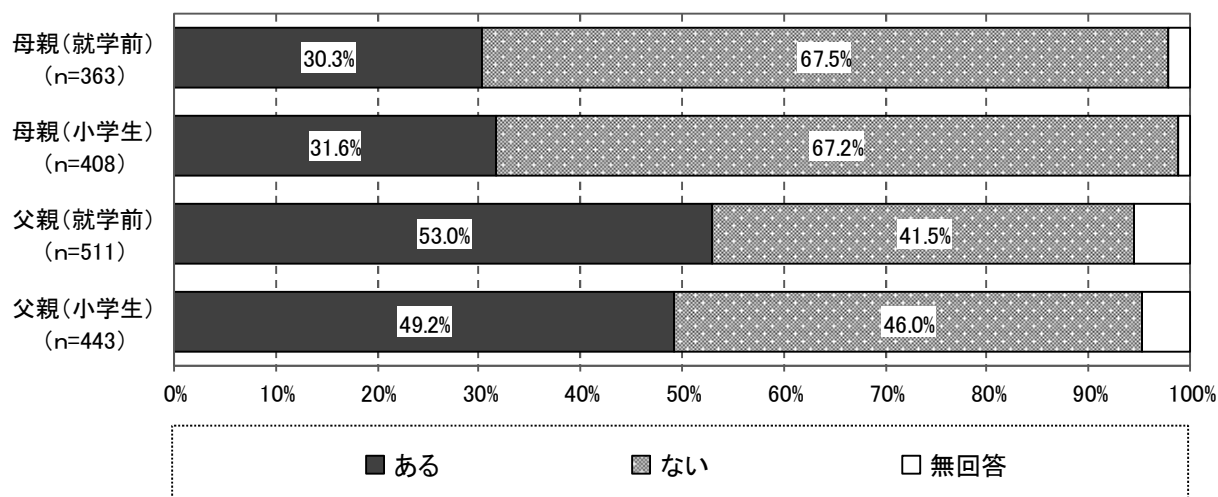
土曜日の勤務をみると、就学前では、母親は51.2%、父親は71.4%、小学生では、母親は50.7%、父親は66.8%の方が「ある」と回答しました。

《土曜日の勤務》



日曜日・祝日の勤務をみると、就学前では、母親は30.3%、父親は53.0%、小学生では、母親は31.6%、父親は49.2%の方が「ある」と回答しました。

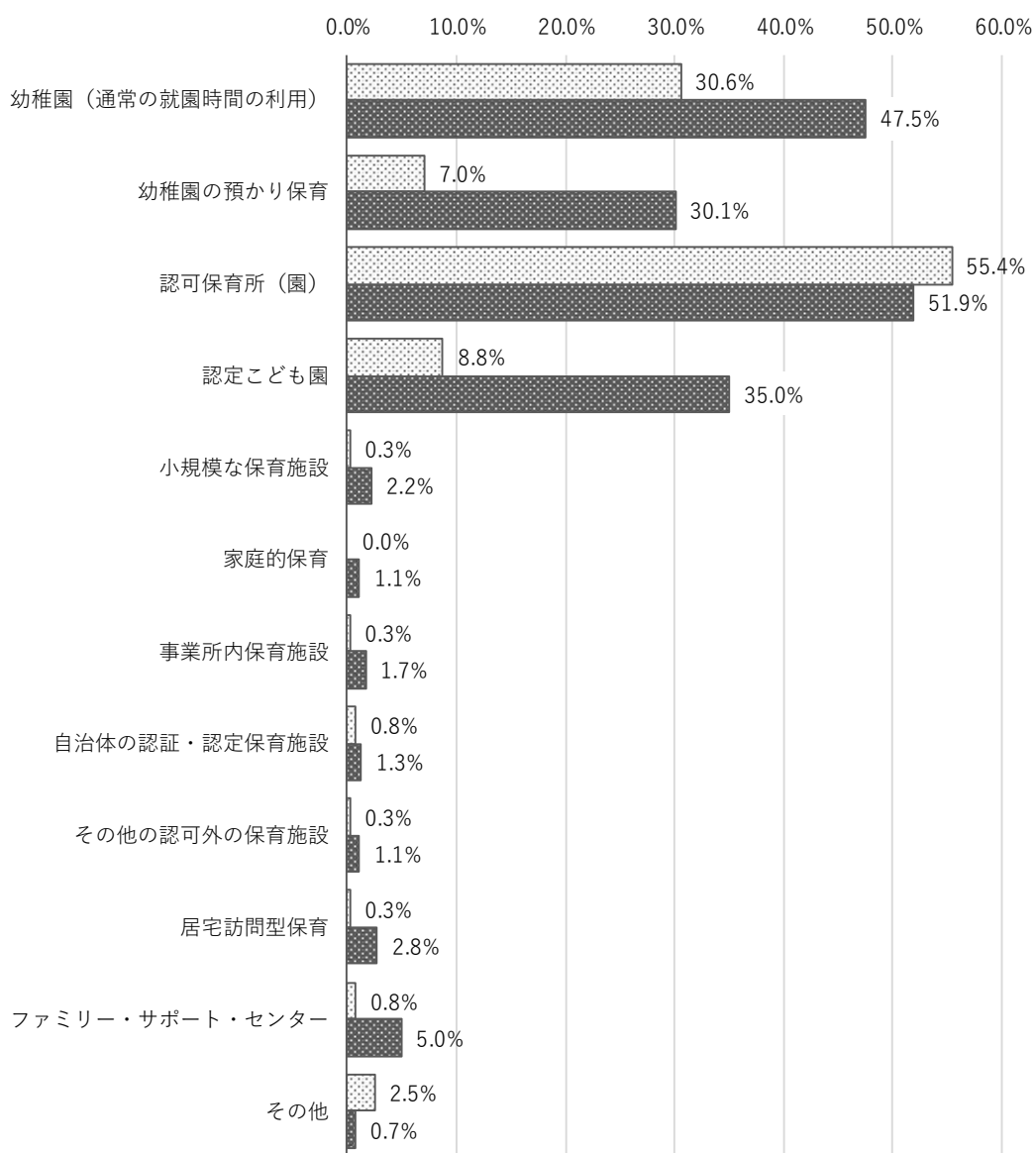
《日曜日・祝日の勤務》



(2) 平日の「定期的な教育・保育事業」※の現在の利用と今後の利用意向（就学前）

平日の「定期的な教育・保育事業」について現在の利用と今後の利用意向を比べると、特に、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」の利用意向の割合が高くなっています。

《平日の「定期的な教育・保育事業」の現在の利用と今後の利用意向【MA】》



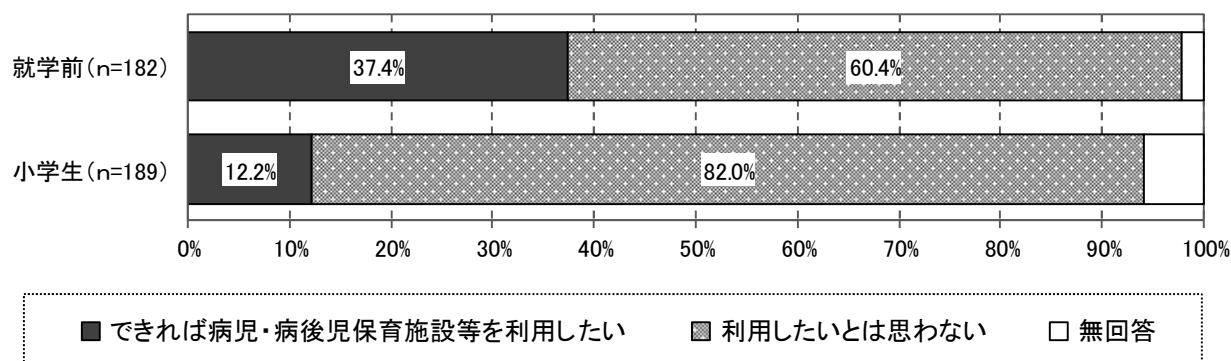
「現在利用」 (n = 399)
 「無償化になったら利用」 (n = 545)

※「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している教育・保育事業を指します。具体的には、保育所（園）、幼稚園、認定こども園などの事業のことです。

(3) お子さんの病気の際の対応について（就学前・小学生）

お子さんが病気やけがで普段利用している施設やサービスが利用できなかった場合に、父親または母親が休んで看たと答えた方に対して、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったかを尋ねたところ、就学前では37.4%、小学生では12.2%の方が「利用したい」と回答しました。

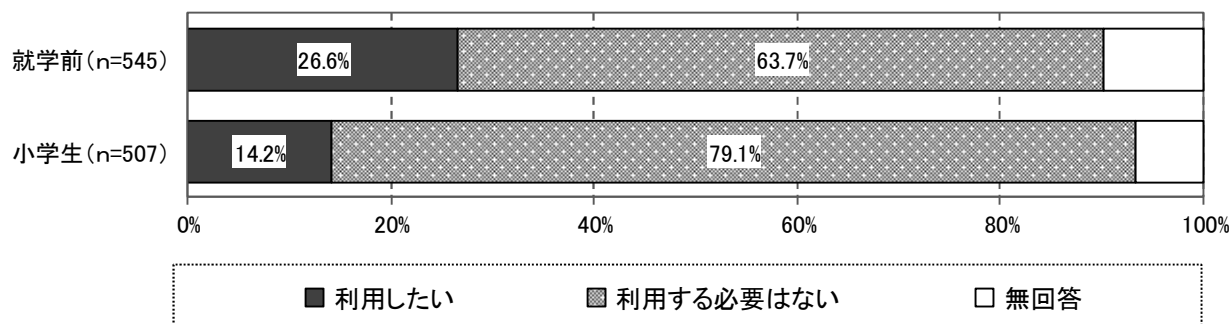
《「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか。》



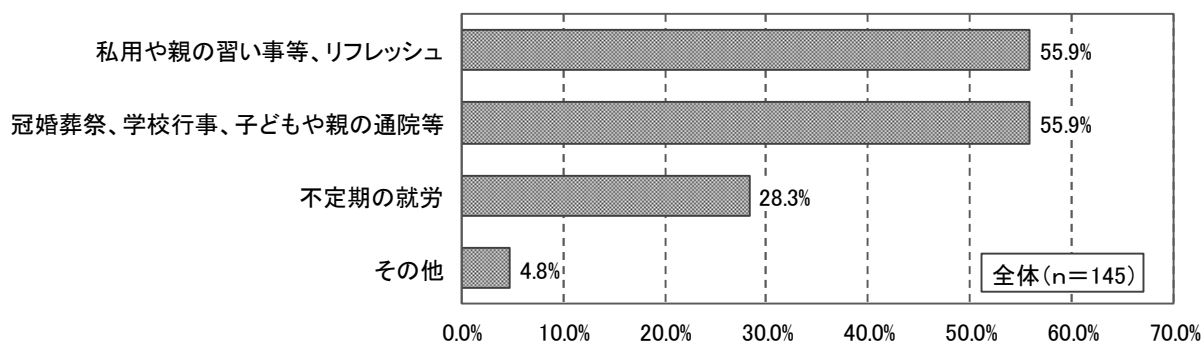
(4) お子さんの一時預かり等の利用について（就学前・小学生）

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かりなどのサービスを利用したいかを尋ねたところ、就学前では「利用したい」が26.6%、「利用する必要はない」が63.7%となっており、小学生では、「利用したい」が14.2%、「利用する必要はない」が79.1%となっています。

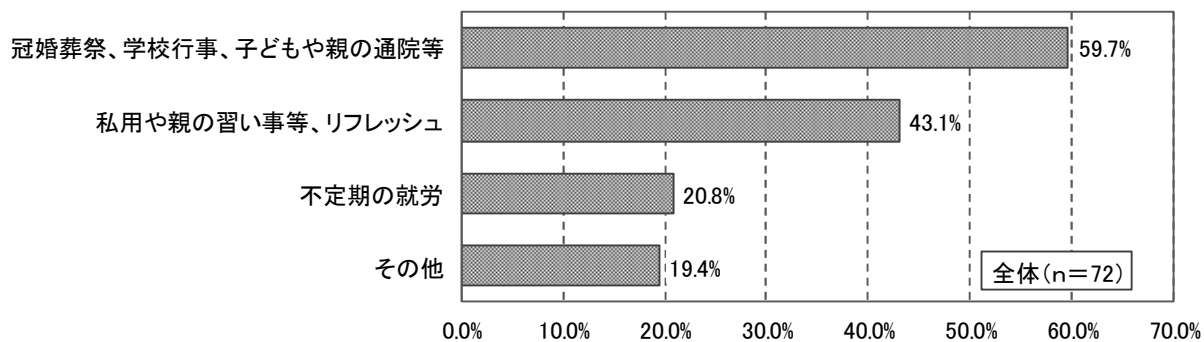
《私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かりなどのサービスを利用したいか。》



《サービスを利用したい理由（就学前）》



《サービスを利用したい理由（小学生）》

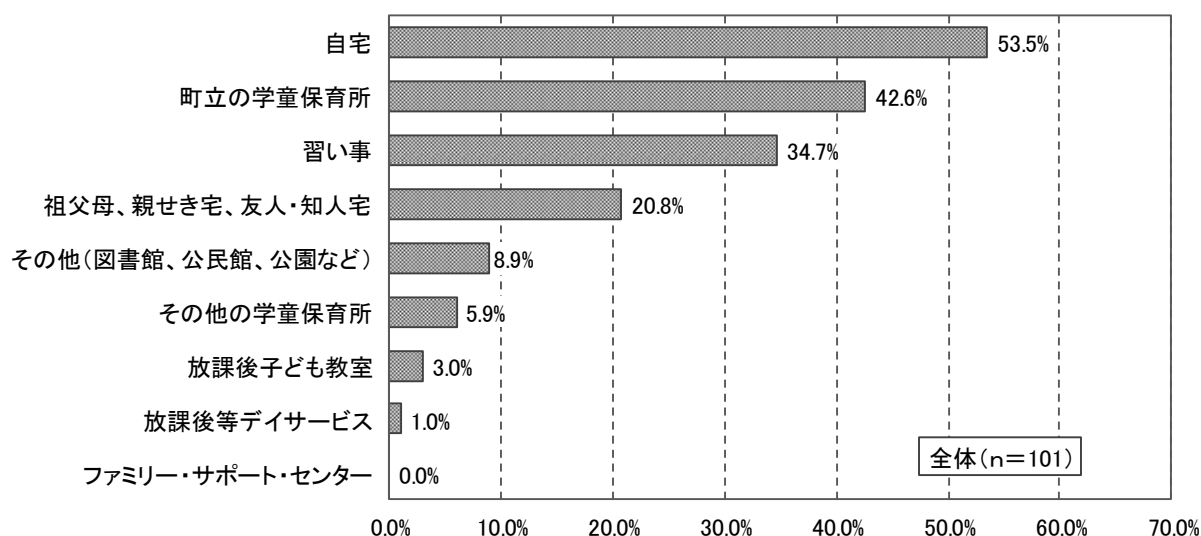


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前）

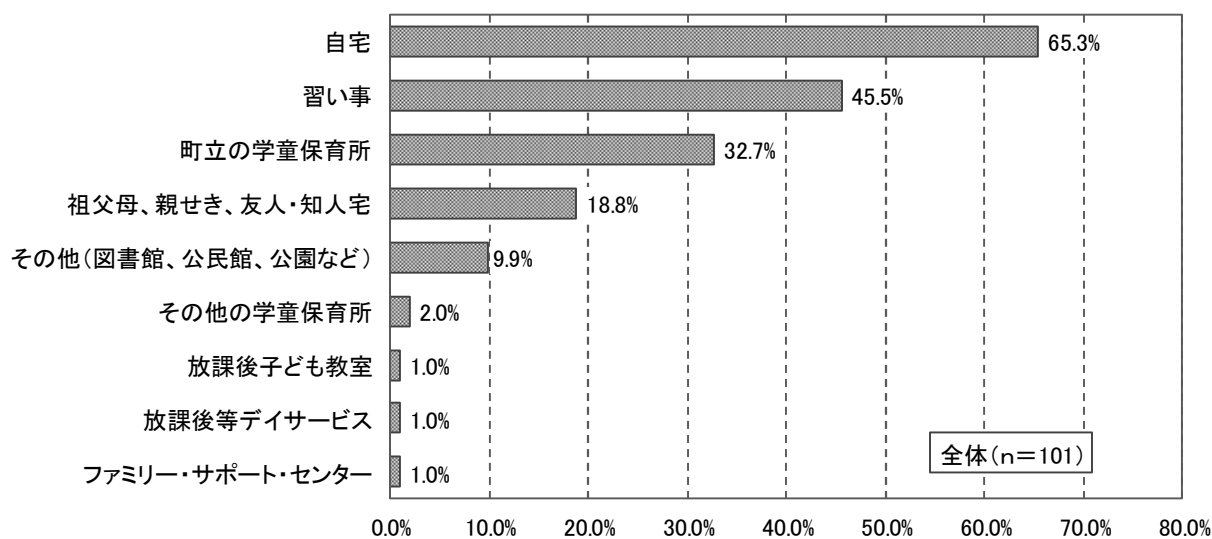
調査時点で5歳児を持つ保護者に対し、小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が最も高く、次いで、「町立の学童保育所」、「習い事」の順となっています。また、小学校高学年になったらどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が最も高く、次いで、「習い事」、「町立の学童保育所」の順となっています。

また、町立とその他の学童保育所を合わせた“学童保育所”の利用意向をみると、低学年のうちは48.5%であるのに対し、高学年になると34.7%になっています。

《小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいか【MA】》



《小学校高学年になったらどこで過ごさせたいか【MA】》

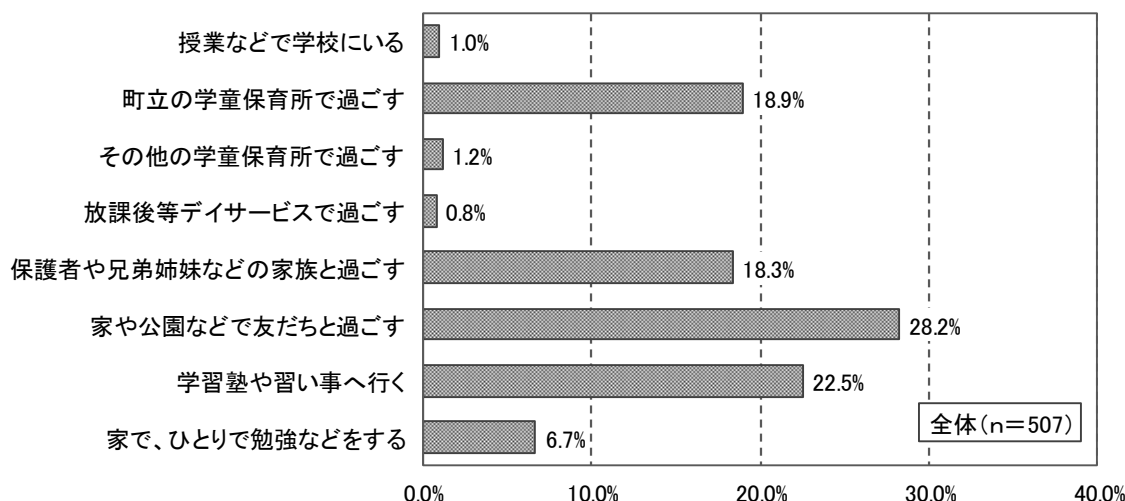


(6) 放課後の過ごし方（小学生）

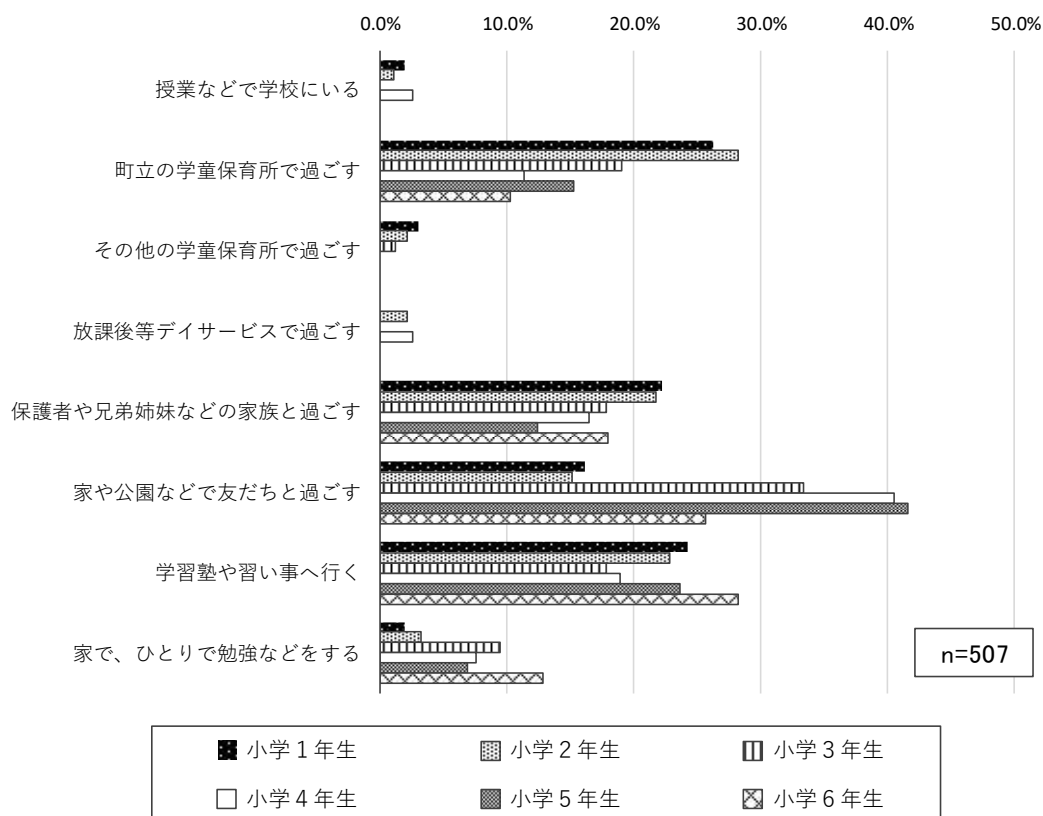
小学生のお子さんが放課後どの場所で過ごしているかを尋ねたところ、「家や公園などで友だちと過ごす」が最も高く、次いで、「学習塾や習いごとへ行く」、「町立の学童保育所で過ごす」の順となっています。

学年別でみると、学童保育所については低学年ほど利用している方の割合が高くなっています。

《放課後どの場所で過ごしているか（16～18時）》



《放課後どの場所で過ごしているか（16～18時）／学年別》

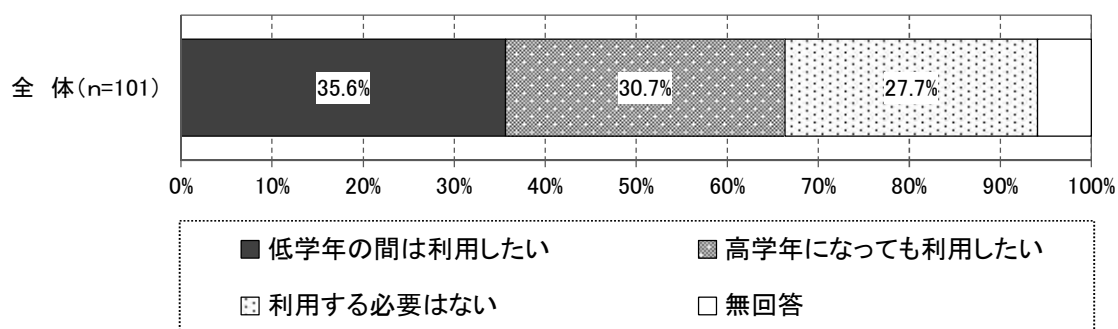


(7) 長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望（就学前・小学生）

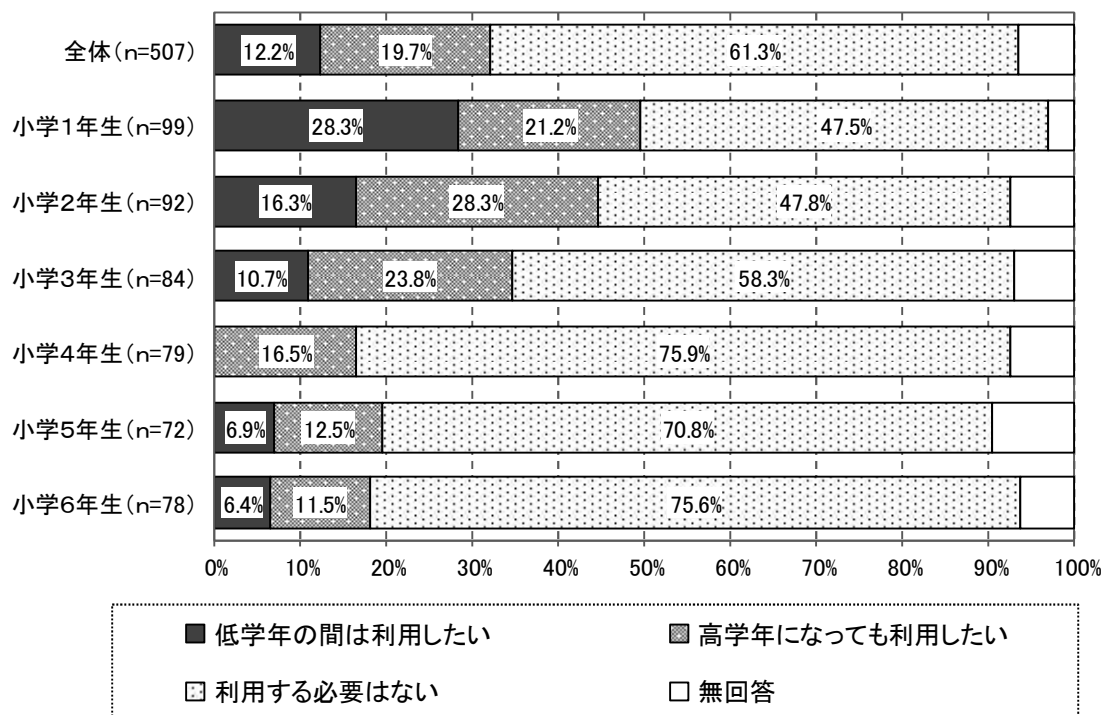
調査時点で5歳児を持つ保護者に対して、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の学童保育所の利用希望を尋ねたところ、「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」を合わせた“利用したい”の割合は66.3%となっています。

また、小学生のいる世帯の保護者に対して同様の質問をしたところ、“利用したい”の割合は全体で31.9%となっていますが、学年別にみると、小1では49.5%とおよそ半数の方が“利用したい”と考えているなど、低学年ほど“利用したい”の割合は高くなっています。

《夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望（就学前）》



《夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望（小学生）》



(8) 前回調査との比較（就学前）

①子育てに関して悩んでいることや気になること（就学前）

いずれも「特にない」が増加していることから、全体として改善傾向にあります。

(1)子どもに関することでは、「子どもの接し方に自信が持てない」が23.2%から12.8%と10.4%減少となっており、また、(2)自身に関することでは、「仕事ややりたいことなどに、時間が十分取れない」が42.9%から33.8%と9.1%減少、「子育てのストレスから子どもにきつくあたってしまう」が31.7%から22.8%と8.9%減少していることから、保護者を取り巻く環境の改善や子育て支援施策の効果が見られます。

(1) 子どもに関すること【MA】

	回答者数	子どもの教育	病気や発育発達	食事や栄養	子どもと過ごす時間が十分取れない	子どもの友だちづきあい	子どもとの接し方に自信が持てない	子どもの登所・登園拒否	特にない
第2期調査	545人	35.2%	31.9%	30.1%	19.8%	19.1%	12.8%	2.6%	30.1%
第1期調査	482人	33.2%	28.0%	31.3%	19.3%	27.2%	23.2%	2.5%	19.7%

(2) 保護者自身に関すること【MA】

	回答者数	仕事ややりたいことなどに、時間が十分取れない	子育てにかかる出費がかさむ	子育てのストレスから子どもにきつくあたってしまう	子育てによる身体の疲れが大きい	子育てに関して配偶者の協力が少ない	配偶者と子育てに関して意見が合わない	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	住居がせまい	自身の子育てについて、職場など周りの見る目が気になる	子育てが大変なことを、周りの人が理解してくれない	子育てに関して話し相手や相談相手がいない	特にない
第2期調査	545人	33.8%	24.2%	22.8%	19.4%	11.0%	7.2%	7.2%	7.2%	4.6%	2.9%	2.4%	32.5%
第1期調査	482人	42.9%	32.0%	31.7%	28.2%	17.0%	8.7%	11.2%	8.7%	8.1%	6.4%	3.7%	18.3%

②今、子どもたちに一番身につけさせたいと思うもの（就学前）

「人と関わる力」が52.5%から38.3%と14.2%減少し、基本的な生活習慣は伸びています。その他の項目に大きな変化は見られませんでした。

	回答者数	基本的な生活習慣	人と関わる力	運動能力	学力	芸術的感性	その他	無回答
第2期調査	545人	40.4%	38.3%	4.8%	3.9%	1.7%	0.2%	10.8%
第1期調査	482人	35.9%	52.5%	5.0%	4.1%	0.6%	1.7%	0.2%

③子育て支援サービスの認知度・利用度・今後の利用希望（就学前）

増加したのは、「子育ての総合相談窓口（子育て支援課）」（知っている、利用したことがある、今後利用したい）、「保育所や幼稚園の園庭開放や子育て教室など」（利用したことがある、今後利用したい）、「町が発行する子育て支援情報誌」（今後利用したい）となっています。また、第1期で高い数値を示していた図書館は、さらに増加しています。

減少したのは、「くまちゃん教室、あいあい教室、はじめての赤ちゃんプログラムなどの教室」（知っている、利用したことがある）となっており、その他の項目は特に変化は見られませんでした。

		①くまちゃん教室、あいあい教室、はじめての赤ちゃんプログラムなどの教室	②家庭教育に関する学級・講座	③保育所や幼稚園の園庭開放や子育て教室など	④子育ての総合相談窓口（子育て支援課）	⑤町が発行する子育て支援情報誌	⑥養育支援家庭訪問事業	⑦図書館
知っている	第2期調査	67.9%	23.9%	88.8%	72.7%	34.1%	25.1%	94.9%
	第1期調査	80.3%	21.8%	88.2%	61.6%	35.5%	25.1%	90.7%
利用したことがある	第2期調査	33.6%	7.9%	66.1%	26.2%	18.5%	5.9%	83.1%
	第1期調査	44.4%	5.8%	57.9%	14.9%	16.8%	3.1%	81.5%
今後利用したい	第2期調査	30.3%	32.8%	54.5%	43.1%	54.1%	17.6%	86.2%
	第1期調査	32.6%	28.0%	48.3%	34.9%	43.8%	13.5%	82.8%

④子育てが地域の人に支えられていると感じるか（就学前）

全体では、「感じる」が77.0%から84.8%と7.8%増加し、「感じない」は21.0%から13.8%と7.2%減少しました。

	回答者数	感じる	感じない	無回答
第2期調査	545人	84.8%	13.8%	1.5%
第1期調査	482人	77.0%	21.0%	2.1%

「感じる」と回答した方が誰に支えられていると感じるかについて、全ての項目について前回より割合が増加しています。

◆（「感じる」を選んだ方）誰に支えられていると感じるか【MA】

	回答者数	幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員	同じ世代の子どもを持つ保護者	近所の人	民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人	地域活動を行っているNPOなどの人	町役場の職員	その他	無回答
第2期調査	462人	77.7%	64.5%	52.4%	24.0%	18.8%	14.9%	1.5%	0.4%
第1期調査	371人	63.3%	36.9%	30.7%	8.1%	11.6%	7.3%	2.4%	2.2%

「感じない」と回答した方が誰に支えてほしいと感じるかについて、「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」・「近所の人」・「町役場の職員」・「民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人」の割合が増加しています。

◆（「感じない」を選んだ方）誰に支えてほしいと感じるか【MA】

	回答者数	同じ世代の子どもを持つ保護者	幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員	近所の人	町役場の職員	民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人	地域活動を行っているNPOなどの人	その他	無回答
第2期調査	75人	34.7%	32.0%	26.7%	16.0%	12.0%	9.3%	4.0%	32.0%
第1期調査	101人	31.7%	20.8%	18.8%	5.9%	5.9%	8.9%	9.9%	29.7%

(9) 前回調査との比較（小学生）

①子育てに関して悩んでいることや気になること（小学生）

いずれも「特にない」が増加していることから、全体として改善傾向にあります。

(1)子どもに関することでは、「子どもの教育」が46.7%から36.5%と10.2%減少、「子どもの友だちづきあい」が44.0%から30.2%と13.8%減少となっています。また、(2)自身に関することでは、「子育てにかかる出費がかさむ」が41.0%から30.8%と10.2%減少、「子育てのストレスから子どもにきつくあたってしまう」が23.5%から17.8%と5.7%減少していることから、保護者を取り巻く環境の改善や子育て支援施策の効果が見られます。

(1) 子どもに関すること【MA】

	回答者数	子どもの教育	子どもの友だちづきあい	子どもと過ごす時間が十分取れない	病気や発育発達	食事や栄養	子どもとの接し方に自信が持てない	子どもの不登校	特にない
第2期調査	507人	36.5%	30.2%	19.5%	15.2%	15.2%	9.7%	0.8%	34.9%
第1期調査	493人	46.7%	44.0%	16.6%	15.0%	14.4%	13.6%	1.0%	19.1%

(2) 保護者自身に関すること【MA】

	回答者数	子育てにかかる出費がかさむ	仕事ややりたいことなどに、時間が十分取れない	子育てのストレスから子どもにきつくあたってしまう	子育てによる身体の疲れが大きい	子育てに関して配偶者の協力が少ない	配偶者と子育てに関して意見が合わない	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	自身の子育てについて、職場など周りの見目が気になる	住居がせまい	子育てが大変なことを、周りの人が理解してくれない	子育てに関して話し相手や相談相手がいない	特にない
第2期調査	507人	30.8%	21.5%	17.8%	10.3%	9.5%	7.3%	6.7%	5.5%	4.9%	1.6%	1.2%	33.1%
第1期調査	493人	41.0%	25.4%	23.5%	11.8%	12.4%	9.5%	4.9%	7.1%	5.5%	2.6%	1.6%	23.7%

②今、子どもたちに一番身につけさせたいと思うもの（小学生）

前回調査と比較して、大きな変化は見られませんでした。依然として、人と関わる力が半数以上となっており、学力は若干の減少となっています。

	回答者数	人と関わる力	基本的な生活習慣	学力	運動能力	芸術的感性	その他	無回答
第2期調査	507人	58.0%	22.9%	11.2%	3.6%	1.2%	1.4%	1.8%
第1期調査	493人	56.2%	20.5%	14.2%	3.7%	0.6%	2.4%	2.4%

③子育てが地域の人に支えられていると感じるか（小学生）

全体では、「感じる」が78.3%から82.1%と3.8%増加し、「感じない」は18.3%から12.6%と5.7%減少しました。

	回答者数	感じる	感じない	無回答
第2期調査	507人	82.1%	12.6%	5.3%
第1期調査	493人	78.3%	18.3%	3.4%

「感じる」と回答した方が誰に支えられていると感じるかについて、「近所の人」・「民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人」「地域活動を行っているNPOなどの人」の割合が増加しています。

◆（「感じる」を選んだ方）誰に支えられていると感じるか【MA】

	回答者数	幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員	同じ世代の子どもを持つ保護者	近所の人	民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人	地域活動を行っているNPOなどの人	町役場の職員	その他	無回答
第2期調査	416人	37.3%	67.1%	54.1%	36.5%	25.2%	4.6%	4.1%	0.2%
第1期調査	386人	-	71.2%	41.5%	21.0%	10.4%	2.1%	5.7%	1.3%

「感じない」と回答した方が誰に支えてほしいと感じるかについて、すべての項目について割合が増加しています。

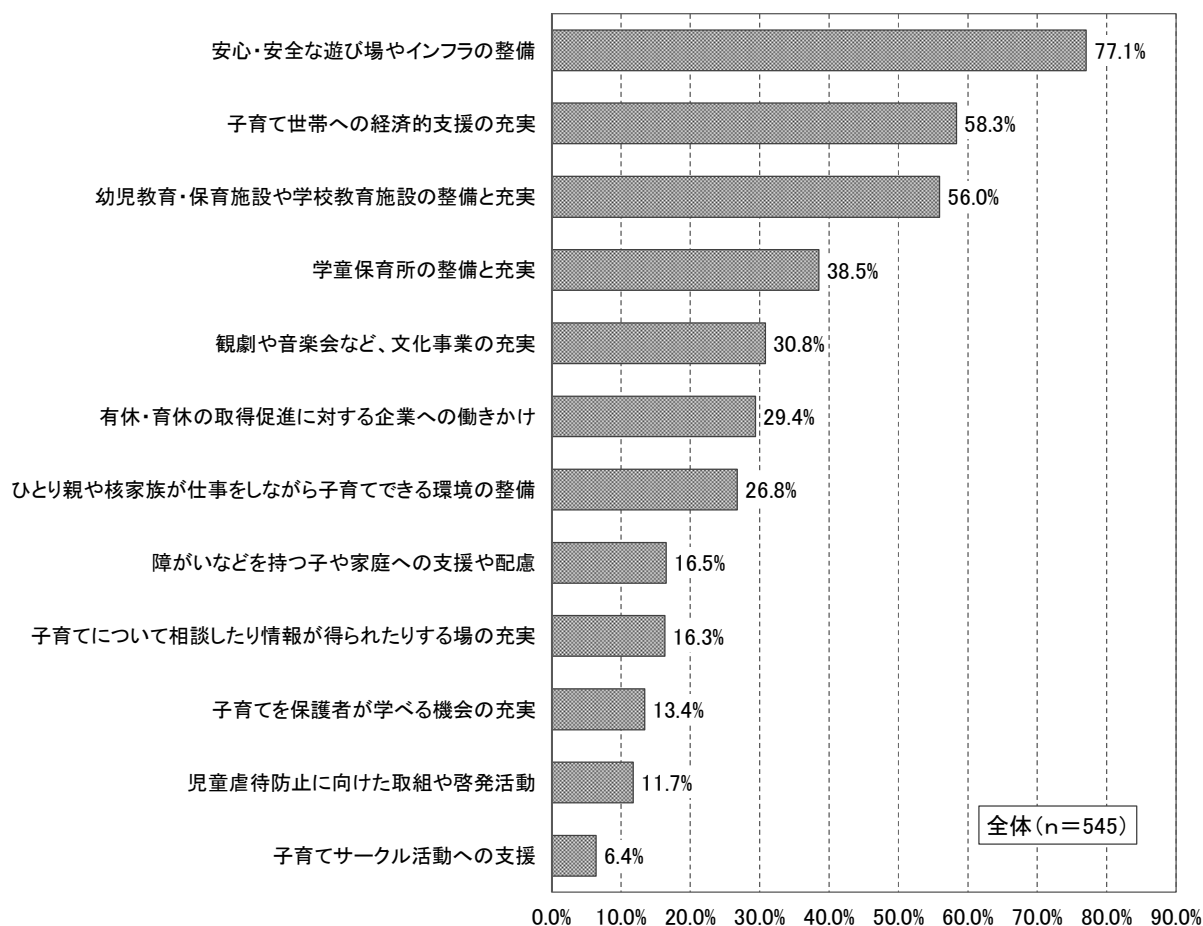
◆（「感じない」を選んだ方）誰に支えてほしいと感じるか【MA】

	回答者数	同じ世代の子どもを持つ保護者	幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員	近所の人	町役場の職員	民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人	地域活動を行っているNPOなどの人	その他	無回答
第2期調査	64人	31.3%	15.6%	20.3%	17.2%	14.1%	15.6%	12.5%	23.4%
第1期調査	90人	25.6%	-	10.0%	7.8%	3.3%	4.4%	21.1%	37.8%

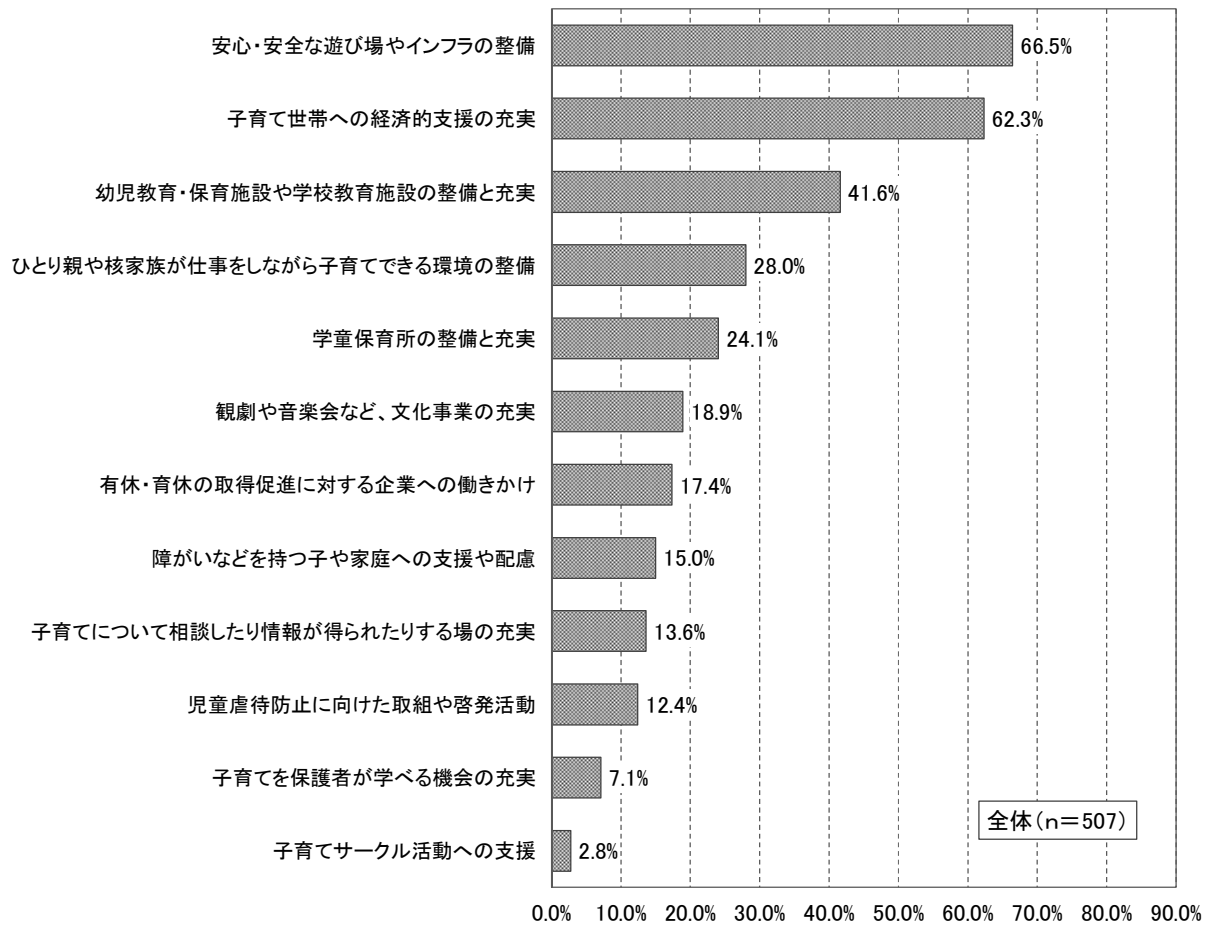
(10) 町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（就学前・小学生）

子育て支援の充実について尋ねたところ、就学前・小学生ともに「安心・安全な遊び場やインフラの整備」が最も高く、次いで、「子育て世帯への経済的支援の充実」、「幼児教育・保育施設や学校教育施設の整備と充実」の順となっています。

《町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（就学前）【MA】》



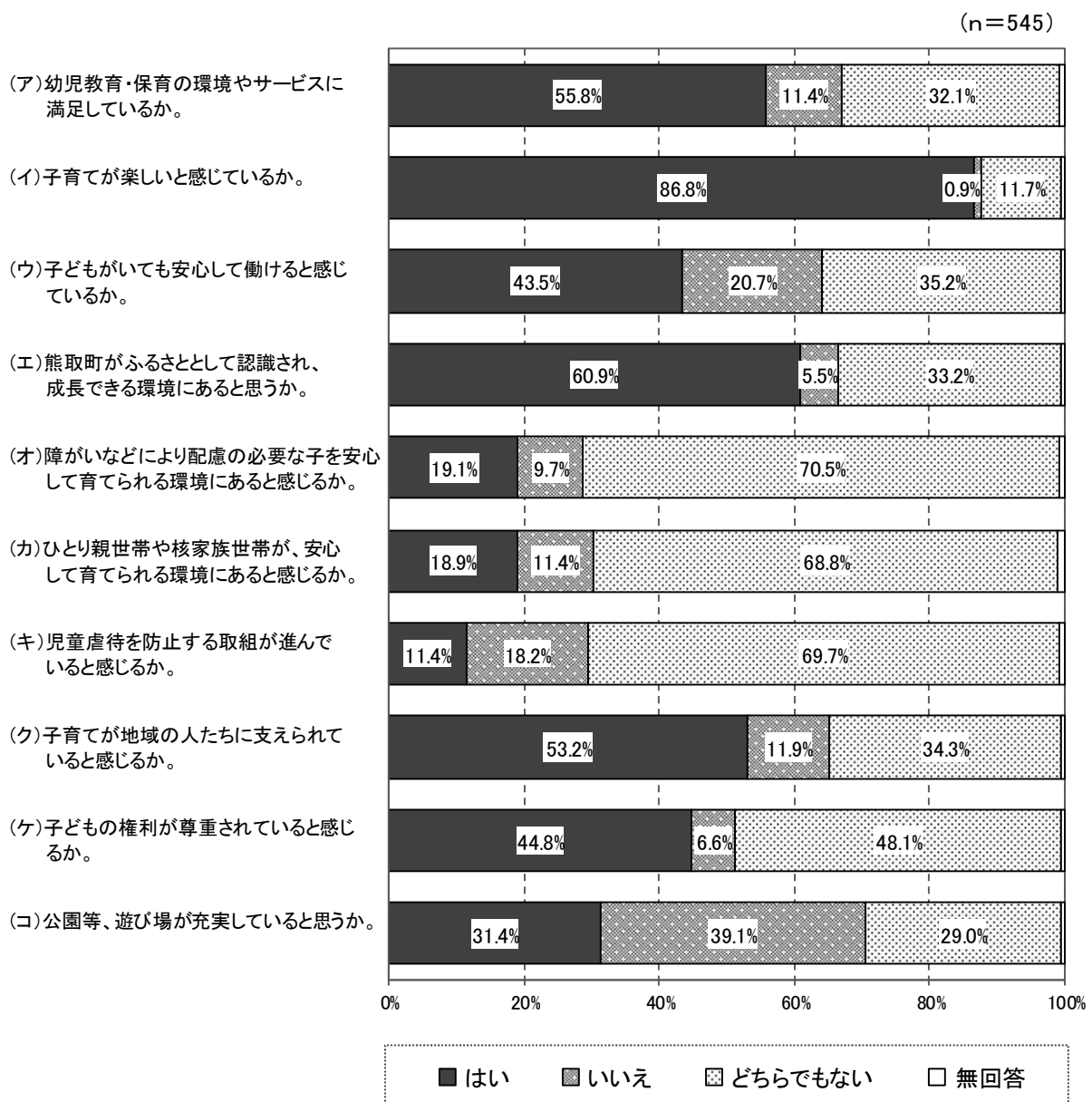
《町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（小学生）【MA】》



(11) 熊取町の子育て支援や生活環境に関する設問（就学前・小学生）

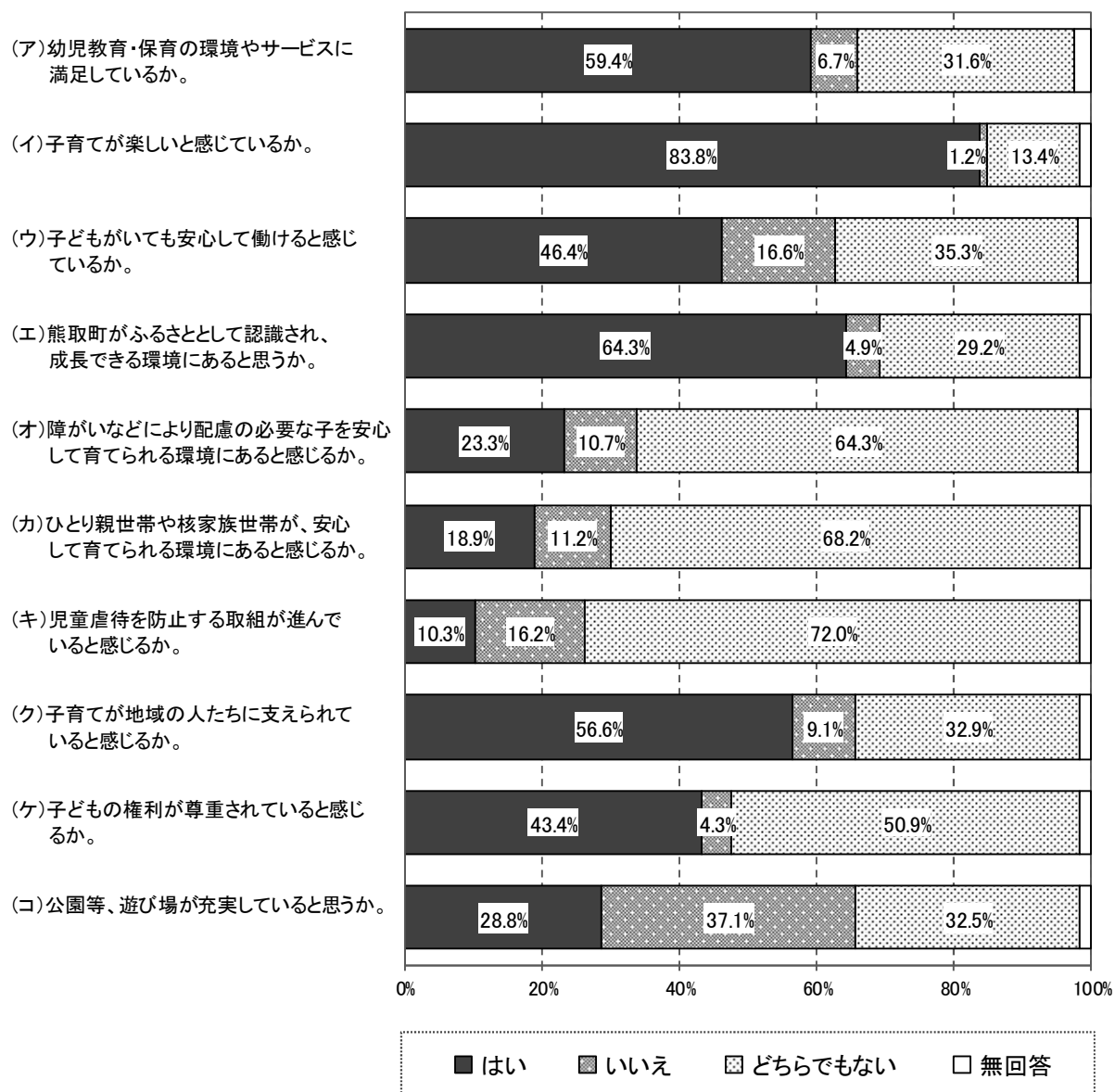
熊取町の子育て支援や生活環境についてどのように感じているかを尋ねたところ、就学前・小学生ともに、「子育てが楽しい」は「はい」が8割以上と高くなっている一方で、「障がいなどにより配慮が必要な子を安心して育てられる環境」・「ひとり親世帯や核家族世帯が子どもを安心して育てられる環境」・「児童虐待を防止する取組」については「はい」の割合が低くなっています。

《熊取町の子育て支援や生活環境をどう感じているか（就学前）》



《熊取町の子育て支援や生活環境をどう感じているか（小学生）》

(n=507)



◆ニーズ調査結果から見られる傾向や課題◆

母親・父親の就労状況について

就学前児童がいる母親の就労率は6割以上、小学生がいる母親の就労率が8割以上となっており、父親の就労状況も依然として多く、共働き世帯の増加がうかがえます。また、就労日数や就労時間の状況から父親・母親ともに長時間労働である状況も見て取れます。共働き世帯が安心して就労できる環境づくりのために、就学前児童に対しては、幼児教育・保育の施設整備や一時預かりなど、小学生に対しては、学童保育所の充実などにより、共働き世帯への子育て支援を一層充実させる必要があります。

就学前児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

熊取町内には幼稚園は1か所（私立1）、保育所は7か所（公立4、私立3）、認定こども園は2か所（私立2）あります。今後の利用意向において幼稚園の預かり保育や認定こども園の利用希望が高いことを踏まえつつ、子育て家庭の多様なニーズに応えていく体制づくりが求められています。

小学生の放課後の過ごし方について

就学前児童がいる世帯の今後の意向をみると、半数以上の子どもは自宅で過ごすとしており、また、学童保育所や習い事の割合も高くなっています。小学生がいる世帯の現状をみると、16～18時では、家や公園で友だちと過ごしたり習い事へ行ったりする子どもの割合が高い一方で、学童保育所の利用割合も高く、特に低学年での利用が見られます。現状分析（第2章）でみた母親・父親の就労率の高まりやニーズ調査結果からみられる就労状況を勘案すると、子育て家庭が安心して働ける環境整備のためにも、学童保育所の充実を図っていく必要があります。

長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望について

長期休暇期間中に「学童保育」を利用したいと考えている世帯は、就学前児童がいる世帯で、6割を超えています。また、小学生がいる世帯の希望をみると、低学年ほど“利用したい”の割合が高く、小学1年生では5割近くにのぼっています。小学校の長期休暇期間中も子どもを安心して預けられる環境が求められています。

子育てに関して悩んでいることや気になること (1) 子どもに関すること

子どものことで悩んだり気になることが「特にない」世帯が、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに増えていることから子育て家庭を取り巻く環境は全体的には改善傾向にあると考えられます。その一方で、就学前児童については、教育や身体の発育発達、食事や栄養に関すること、小学生については、教育や友だちづきあい、子どもと過ごす時間が十分にとれないなどの悩みが上位となっており、子どもの教育に対する関心の高さや健やかな成長に関する

ること、ワーク・ライフ・バランスの推進などへの対応が求められています。

子育てに関して悩んでいることや気になること (2) 保護者自身に関すること

就学前児童・小学生のいる世帯ともに、保護者自身に関することについては「特にない」が増加していることから子育て家庭を取り巻く環境は全体的には改善傾向にあると考えられます。その一方で、就学前児童・小学生のいる世帯ともに、やりたいことに時間がとれない、子育てへの費用、子育てのストレスが上位となっており、一時預かりなどの充実のほか、様々な保護者の負担に対する支援が求められています。

今、子どもたちに一番身につけさせたいと思うもの

就学前児童がいる世帯では、基本的な生活習慣を望む割合が最も多くなっていますが、小学生のいる世帯では、人と関わる力を望む割合が最も多い結果となっています。

幼少期では、まず基本的な生活習慣を身につけ、成長するにつれて、人と関わる力を徐々に伸ばしてほしいという傾向が見られ、それらを踏まえた子育て支援への取組が求められています。

子育て支援サービスの認知度・利用度・今後の利用希望（就学前）

前回調査と比べて、増加したのは、「子育ての総合相談窓口（子育て支援課）」、「保育所や幼稚園の園庭開放や子育て教室など」、「町が発行する子育て支援情報誌」となっています。また、前回と比べて減少した「くまちゃん教室、あいあい教室、はじめての赤ちゃんプログラムなどの教室」については、その原因や、利用してほしい人がしっかりと利用してくれているかなどを探る必要があります。

子育てが地域の人に支えられていると感じるか

就学前児童・小学生のいる世帯ともに、前回調査と比べて、支えられていると感じる方が増加しています。また、支えてくれている人・支えてほしい人の両方とも、教育・保育や子育て支援サービス従事者、同世代の子育て中の保護者、近所の人の割合が高くなっていることから、子育て中の保護者同士や地域での交流に一層つなげていく必要があります。

子育て支援や生活環境の改善の視点

子育てが楽しく、地域の人たちから子育てを支えられていると感じている方が多い一方で、公園などの遊び場、子どもがいても安心して働ける環境づくり、児童虐待防止への取組に対しては、やや課題のある状況であり、取組の強化が求められています。

子どもと子育て家庭が熊取町で「生まれ育って良かった」・「このまちで子育てをして良かった」と思える環境整備を一層推進し、次代を築く子どもが熊取町に愛着を持って成長できるよう施策を展開する必要があります。

3. 第1期計画の評価・課題

第1期計画では、基本理念に「多様な『子どもの育ち』や『暮らし』を認め合い、支えあう、対話的まちづくり」を掲げて、子どもの豊かな育ちと親の成長に関する事業や施策、協働によるネットワークで支えあうまちづくりなどを推進してきました。

また、「子どもと親の育ち」・「住民協働・地域の成熟」の両面から、子育て家庭や地域における新たな動きを生み出すために、親のニーズと子どもの育ちをまち全体で共に考え、時間をかけながら検討を重ねて施策や事業を展開してきました。

第1期計画の施策の柱となった8つの取組についての評価及び本計画に向けた課題は次のとおりです。

【1】子どもの最善の利益を尊重した保育・教育・子育て支援の推進

● 評価

本来の子どもの育ちに必要なコミュニケーションの積み重ね、心動かされる体験、子どもにとっての最善の利益を意識しつつ、行政としては乳幼児健診や保育の各現場において子どもとの接し方や遊び方、適切な生活リズム等を伝えたり、すすすく相談や各種教室、講座の案内等を行ってきました。また、子育て支援団体やNPO法人などと行政との連携・協働による子育て支援策の取組も積極的に展開してきました。さらに、新たな取組として、子育て支援課に「すすすくステーション（子育て世代包括支援センター）」を設置（平成28年8月）し、妊娠届出時から出生届出時までの全ての妊婦に対して保健師が面談および電話（レター）を行ったほか、子ども家庭総合支援拠点の設置（平成30年4月）により、妊娠、出産、子育て期全般にわたって虐待予防の視点も踏まえながら、子育てに対する不安や負担、孤立化に配慮した切れ目のない支援・相談体制を目指し、取り組んできました。

一方、保育行政としては、基本的な生活習慣の獲得の一環として、「保育所保育指針」に基づき、子どもの育みたい資質・能力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識し、発達や生活内容を見据えた全体的な計画を作成するとともに、保護者との丁寧な関わりを常に意識しながら、保育を実施してきました。また、食育面では、妊娠期の食生活をテーマにした「プレママ元気の輪」を開催するとともに、保育所児童に対しては、町立の保育所の管理栄養士による食育の指導や、さらには熊取町食生活改善推進員などによる5歳児への出前講座も実施するなどライフステージに応じた食育を推進しました。

さらに、年齢や発達段階に応じた親子の関わりを学ぶ「くまちゃん教室」や「あいあい教室」、乳児期からの親子の絆づくり、親の仲間づくりのための「はじめての赤ちゃんプログラム」を開催し、1歳までの子育てに必要な愛着形成や親の主体的な育児態度の形成に努めました。

◎ 課題

ニーズ調査結果では、子どもたちに一番身につけさせたいと思うものとして、基本的な生活習慣や人と関わる力を望む割合が高くなっていることから、今後も引き続き、愛着形成や基本的な生活習慣の獲得等を踏まえた丁寧なコミュニケーションの積み重ね等を意識した子どもとの関わりが重要です。

一方、子育てに関する様々な情報が手軽に得られるスマートフォンなどのIT機器が身近なものとなり、祖父母世代や地域の方とのつながりは少しずつ薄れるなど、本来育むべき親子のコミュニケーションが十分に積み重ねられているとは言えない状況です。従来から取り組んできた「子どもの育ちに必

要なこと」を広く伝えられるよう創意工夫が必要となってきています。

【2】「豊かな子どもの育ちネットワーク」の実施

● 評価

「豊かな子どもの育ちネットワーク」は、保育所等、幼稚園、小学校、中学校、学童保育所、行政といった子どもの育ちに関わる専門家がお互いを理解し、子ども、家庭、地域の抱える課題の共有と解決に向けて協働できる場として、平成17年に立ち上げました。このネットワークでは、子どもに関わる関係者、関係機関、行政が手を携えてすべての子どもが豊かな人間性や社会性を育み、社会的自立と自己実現を図れるよう取り組むこと、子どもの成長に関わる多様な立場の方がそれぞれの場面で協力していくこと、子どもたちの育ちの中で何を大切にしていくかを考え、保育・教育活動に活かすことを目指し活動してきましたが、平成23年に、関係機関同士がつながるという目的を達成し、これ以降、日常的な業務の中で連携を持つこととしたため、活動を休止していました。

しかしながら、平成27年の子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、他の機関がどんな活動をしているかもっと知りたい、行政が抱える現状や課題をもっと共有したいという声があがったことを受けて、同年に「豊かな子どもの育ちネットワーク」を立ち上げました。再立ち上げの際、NPO 法人や主任児童委員、図書館や生涯学習推進課も加わるほか、意思決定をする場ではなく学びと交流の場とするため、現場のスタッフを中心とした体制としました。

◎ 課題

子ども・子育て会議や団体ヒアリングなどを通じて、住民協働のまちづくりを進める上で、顔の見える関係は大事であり、情報交換、全体研修会といった形態で実施してきましたが、一方で、所属機関での業務の調整が難しい面もあり、メンバーの安定した参加につながりにくい部分も見られました。

ネットワークの目的である、子どもの育ちや子育てに関する現状や課題の共有を確認しつつ、協働による子育て支援のまちづくりの視点を踏まえながら、関係機関の安定した参加が得られる活動が必要です。

【3】「(仮)子育て支援庁内ネットワーク会議」の実施

● 評価

庁内ネットワーク会議は、子育て支援課、教育委員会など子どもに直接的に関わる関係部署だけでなく、ネットワーク等の人的資源や道路、環境など、広義のまちづくりの視点で関係する部署と連携し、子育てしやすいまちづくりを推進するために、「(仮)子育て支援庁内ネットワーク会議」を開催し、計画の進行管理とよりよい方向性の検討の場を確保することとしていました。

この間、子ども・子育て支援計画の進行管理の達成状況や子ども・子育て支援を巡る様々な課題、さらには同計画の策定過程において、関係部局が極めて多岐にわたることから、組織として立ち上げには至りませんでした。実質的には必要に応じて会議の場をもつほか、庁内関係部局との連携・調整を日常的に進めてきました。

◎ 課題

今後、既存のこうした日常的な取組や場の活用を基礎として、引き続き、子育て支援施策について、多岐にわたる部署横断的な協議、調整の場をもつ必要があります。

【4】専任人材（コーディネーター）の設置

● 評価

これまで、妊娠期から乳幼児期にわたり、親が働き始めるまでの乳幼児期を中心に、すすくステーション（利用者支援事業（母子保健型））における保健師のネットワークづくりの支援機能と併せてその役割を担い、情報提供や相談支援を行ってきました。

◎ 課題

様々な子育て支援事業の充実が図られる手厚さの一方で、子どもを保育所等に預けて働きたいという親の増加、とても忙しそうに生活を送ったり、子どもといっしょに子育て支援関連の居場所を探しながら一生懸命に子育てする親の姿などが気になる、といった声が団体ヒアリングなどであがっています。

子育て支援施策の充実とともに、親が子どもとの関わりの中で、喜びや悩みを感じながら成長し、親の持っている力が経験とともにゆっくり育まれていくことにつながることを望まれます。

親と支援者の相互の関係の中で悩みや不安に向き合うことと併せ、親同士の交流や学びの中で、親自身の成長や主体性の獲得が可能になります。そのために親が成長することを視野におき、親がつながることができるコーディネート機能を重視した支援と、個別支援と保護者同士をつなげる集団的な支援の両方を併せ持ったコーディネート機能が必要となります。

【5】「（仮）子育て支援ネットワーク学習会」の開催

● 評価

子育て支援に携わる関係機関及び団体が、子どもの育ちの重要性を共有し、互いの活動理解や共通課題を見だし、協力をしていくよう開催機会を模索していました。一方で「豊かな子どもの育ちネットワーク」の活動の中でも、同じ目的をもって集まり、「事例研究」や「全体勉強会」という形で実施しました。

◎ 課題

各関係機関の課題でもある人材育成、後継者育成も目的におきながら、立場を越え、子どもの育ちを中心に据え、現状や子育てに関する動向に注目しつつ、子どもの育ちにとって重要なことを確認・共有していく必要があります。

今後はNPO法人等の子育て支援関係者のネットワーク内に限定することなく、「豊かな子どもの育ちネットワーク」など既存の活動や研修等の事業も活用しながら、学習の機会を設けていく必要があります。

【6】妊娠期から切れ目のない子ども家庭児童相談体制の充実

● 評価

平成28年度にすくすくステーション（子育て世代包括支援センター）を開設し、妊娠期・出産期では、保健師による全数フォローアップ、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業、ホームスタート事業など、重層的な支援体制の構築、また、乳幼児期においては、対象となる親子の全数把握を基本としつつ、子どもの安否の確認と併せ、子どもの障がいなどから育てにくさを感じている親やひとり親家庭など、養育に困難を抱える家庭の孤立予防などの支援のほか、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、絵本を通して親子に寄り添うブックスタートなど住民協働によるあらゆる取組も併せて展開してきました。これらの乳幼児期における取組や支援をとおして、親同士が交流し学びあえることや、地域や人の力を借りながら、自ら情報を選択して自分らしく育児できることを重視してきました。

保育所等、幼稚園においても、様々な個性や状況に応じた適切な支援、子育て相談、保育士の加配を進めるほか、就学前の子ども、保護者がそれぞれの地域で、気軽に子育て相談や他の子どもたちとの遊びを通じた交流などが行えるよう、公民で子育て広場を実施するとともに、保育士が地域に出向いて子どもたちに遊びの提供を行う出前講座など、地域での子育て支援に取り組んできました。

◎ 課題

虐待予防等に関しては、子どもが所属する関係機関との連携を密にしながら、要保護児童対策地域協議会を主体とした相談援助体制を維持しつつ、母子保健に関する専門的な支援機能を担う子育て世代包括支援センターと、コミュニティを基盤にしたソーシャルワーク機能を担う子ども家庭総合支援拠点との両輪で、妊娠期から学齢期までを見通した家庭支援を進める必要があります。

今後も、妊娠期からの関わりを関係機関との連携や住民協働による支援を強化することで、妊娠・出産・子育て期にかけて切れ目なく、支援を必要とする親子を把握し、適切な支援につなげられるよう、取り組む必要があります。また、親子が元気に暮らすことを目的とし、親子が地域で繋がる場所を持つ、SOSを出せる場所を知り、育児は人によってちがうことを共有でき、自信を持って育児できることを重視し、取組を行っていく必要があります。

【7】放課後児童施策の強化とネットワークづくり

● 評価

放課後児童健全育成事業については、共働き家庭の増加などのため、保育需要が高まるなか、必要に応じて施設整備及び放課後児童支援員の配置を行い、子どもが安全に、安心して放課後を過ごせる保育を実施しました。

また、放課後や週末（土曜日）に子どもの活動場所を確保し、子どもの体験、交流活動、また学習支援を行う放課後子ども教室（くまとり元気広場）については、全ての小学生児童が利用しやすいよう、4つの広場で14のメニュー（自由あそび、各種スポーツ、ダンス等）を設け、安全で安心な子どもの居場所づくりとして取り組んできました。

なお、放課後子ども教室（くまとり元気広場）と、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の一体型プログラムと連携型プログラムは2か所ずつとなっています。

◎ 課題

今後も、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に沿った学童保育所の充実と放課後子ども教室との一体型の推進、学校施設や空き教室の活用などにより、町の特色である協働の取組を活かして、保護者、学校、関係機関、地域等が連携・協力し、子どもたちがそれぞれの地域の校区で安心・安全な放課後を過ごしながら、健やかに豊かに成長できる事業の展開が必要です。

【8】不登校児童などの居場所づくりや学習保障

● 評価

不登校児童等の居場所づくりは、第1期計画から継続される課題です。現在、子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の「不登校・非行実務者会議」において、児童生徒の不登校や非行の課題や対応について検討するとともに、具体的な取組として、町内小中学校に5名のスクールソーシャルワーカーを配置し、各機関が連携した支援を行っています。

◎ 課題

不登校等の児童生徒への家庭支援や個々のケースに応じた取組を進める一方で、子どもが気軽に立ち寄り時間を過ごせる居場所、また、学校や家庭以外の場で、ゆるやかに社会とつながりながら自己肯定感を育むことができる居場所、学校以外に学習保障ができる場の確保について検討する必要があります。

第5章
基本理念と施策体系

第5章 基本理念と施策体系

1. 基本理念

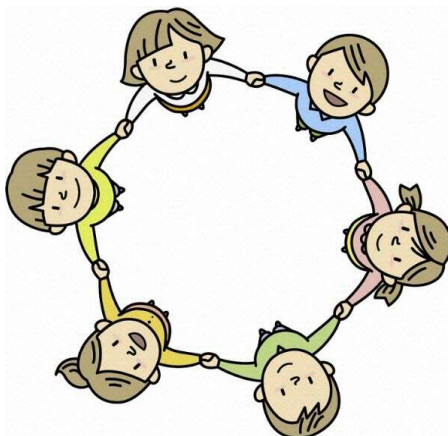
多様な「子どもの育ち」や「暮らし」を認め合い、
支え合う、対話的まちづくり

第1期計画では、「子どもの最善の利益を第一に考える視点」・「子育てを通して親が育つことを支援する視点」・「地域社会全体で子育てを支える視点」という基本的な視点のもとに、3つの基本目標を掲げて、次代を担う子どもたちの権利と利益を最大限尊重し、子育て支援に関係する機関・団体と協働するまちづくりを推進してきました。

また、少子高齢化の進行に加え、共働き世帯やひとり親家庭の増加に伴い、家庭や地域で子どもに対する大人の手が届かない状況になってきており、子育て家庭の不安や負担の増加が見込まれます。また、児童相談も依然として多く、内容も複雑、深刻な状況にあり、引き続き、第1期計画の趣旨に沿った取組が必要となっています。

他方、「住民協働」を長らくの背景として、子育て支援に関わる団体などと熊取町が、ともに「子どもの最善の利益」が守られるよう多様な主体との連携による子育て支援の取組を進めてきました。

本計画においても、「子どもの最善の利益」、「子どもと親の育ち」、「住民協働」といった視点で、子どもにとって何が大切で、何が必要かを意識しながら、関係機関同士の「対話的」まちづくりを進め、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを生みたい・育てたいと思えるまち、さらには、愛着や誇りの持てるまちを目指します。



2. 計画の体系

～基本理念～

多様な「子どもの育ち」や「暮らし」を
認め合い、支え合う、対話的まちづくり

施策を展開する様々な視点

- ① “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進
- ② 関係機関・団体との“協働”による子育て支援の充実
- ③ 幼児教育・保育の無償化などによる保育ニーズの高まりへの対応
- ④ 小学生児童のより良い放課後の居場所づくりと健全育成の充実
- ⑤ 育児に課題を抱える保護者への支援と児童虐待の防止
- ⑥ 配慮の必要な子どもへの支援の充実
- ⑦ 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- ⑧ 安心・安全な子育て環境の充実
- ⑨ 子どもの貧困対策

基本理念を実現するための具体的な施策

1. 安心して生み育て、子どもが健やかに育つための支援
2. 地域における子育て支援
3. 多様な保育サービスの充実
4. 障がい児への支援
5. 子ども青少年の社会的養護
6. 子ども青少年の心身の健やかな成長を支える教育環境の整備
7. 子ども青少年の社会参画への芽生えのための支援
8. 子ども青少年の安全の確保



具体的な施策は第6章へ



3. 施策を展開する様々な視点

① “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進

- 子どもにとって最善の利益を常に意識しながら、子どもとの丁寧なコミュニケーションを積み重ねるとともに、愛着形成や基本的な生活習慣の獲得、親の主体性の形成などについて、関係機関が共有し、継続支援できるよう努めます。
- 保育所等・幼稚園などの教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において、子どもの育ちの重要性が伝わるよう工夫しながらサービスの提供に努めます。
- 学童期・青年期においても健やかな育ちのための環境づくりを目指すため、住民と連携した放課後児童施策や、多様かつ丁寧な教育の推進と教職員などの人材育成に努めます。

② 関係機関・団体との“協働”による子育て支援の充実

- 子どもを取り巻く様々な関係機関が、相互の交流を通じて機関ごとの違いや特色を認め合い、子どもの発達段階を踏まえた解決方法を具体化し、また、交流の場における研修等により人材育成につなげるため、「豊かな子どもの育ちネットワーク」や「子ども・子育て会議」などでの情報共有、意見交換、審議、検討の場を持ちます。
- 地域や子育て家庭との連携も密にしながら、熊取町らしい協働体制を一層強化するための取組を進めます。

③ 幼児教育・保育の無償化などによる保育ニーズの高まりへの対応

- 保護者が安心して働くことができる環境づくりのため無償化による保育ニーズへの影響を見据え、今後も教育・保育施設の適切な量と質の確保を図り、安定的な幼児教育・保育事業の運営につなげます。
- 民間事業者との情報共有、連携を図り、待機児童対策、保育士などの人材の安定的確保や資質向上、多様な保育ニーズへの対応に努めます。

④ 小学生児童のより良い放課後の居場所づくりと健全育成の充実

- 学童保育所においては、利用する子どもたちの発達段階に応じた育成と環境づくりをさらに進めるとともに、小学校の長期休暇期間中の利用希望への対応など、保護者の就労等により保育が必要な子どもに対する「遊びの場」「生活の場」の提供について拡充を図っていきます。
- 放課後子ども教室(くまとり元気広場)においても、子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、元気広場のメニューの提供と充実を図っていきます。
- 小学生児童のより良い放課後の居場所づくり、子どもの主体性を尊重した健全育成を図るため、学校、学童保育所、放課後子ども教室(くまとり元気広場)が各々の役割を果たしつつ、併せて協議の場をもち、連携・協力することで、学童保育所、放課後子ども教室(くまとり元気広場)の充実を図っていきます。

⑤ 育児に課題を抱える保護者への支援と児童虐待の防止

- 児童虐待につながる可能性のある家庭に、すくすくステーション(子育て世代包括支援センター)、子ども家庭総合支援拠点を併せ持った組織機能を十分に発揮させながら、健診、訪問、相談等の各事業、関係機関・団体との情報共有により、適切な支援につなげます。

- 要保護児童対策地域協議会や児童相談所、所属機関との連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

⑥ 配慮の必要な子どもへの支援の充実

- 保育所等において、障がいや発達に課題のある子どもなど、配慮の必要な子どもの個性、状況などに応じた適切な支援に努めます。
- 発達に障がいや課題のある子どもには、早期発見・早期療育が重要であり、そのための適切な支援に努めます。
- ライフステージごとにつながりのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化に取り組みます。
- 国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人の子どもなど、外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえて、当該子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業などを円滑に利用できるよう適切な支援を行います。

⑦ 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

- すべての家庭及び子どもに対して、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を確保します。
- すくすくステーションを核として、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図り、安心して産み育てられる環境づくりの推進を図ります。
- 出産、育児に対する不安に対し、保護者の気持ちを受け止め、一人一人に寄り添いながら助言や適切な情報提供に努めます。
- 年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方などに関する保護者の学びなど、子どもが健やかに育つ環境整備の推進を図ります。

⑧ 安心・安全な子育て環境の充実

- 子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民・団体と連携し、通学路や生活道路における見守りの強化を図ります。
- 交通安全に関する歩道やガードレールなどの整備や児童生徒に対する交通安全教育を推進します。

⑨ 子どもの貧困対策

- 「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、全ての子ども達が、将来にわたって前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指します。
- 子ども相談ネットワークや子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターを活用し、支援を要する子どもを実態を踏まえたうえで早期かつ的確に把握するとともに、保育・教育関係機関、子育て支援団体をはじめ子どもを取り巻く地域全体が子育て家庭に関する情報を共有しながら、子どもの居場所づくり、学習支援、生活支援、就労支援、経済支援といった施策に着実につなげられるよう支援します。

第6章

基本理念を実現する施策の展開

第6章 基本理念を実現する施策の展開

1. 安心して生み育て、子どもが健やかに育つための支援

(1) 健康などに関する内容

健康診査や保健指導などの母子保健に関する事業や、子ども医療費の助成などを通して、子どもと親の健康を促進する支援を展開します。

主な取組

(※) の付いた事業は「地域子ども・子育て支援事業」です。

No	事業名	事業内容
1	すくすくステーション（子育て世代包括支援センター）の運営	すくすくステーションにおいて、妊娠届出時・妊娠中期・出生届出時・こんにちは赤ちゃん訪問・乳幼児健診などの機会を活用した全数把握により、支援の必要な妊産婦及び親子に対する、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に取り組む。 利用者支援事業（母子保健型）として、個別支援と保護者同士をつなげる集団的な支援を併せ持ったコーディネーター的役割を担う。
2	母子健康手帳交付	届出のあった妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する健康記録として交付する。交付時には、保健師による全数面接を行い、保健師が相談窓口であることを伝えるとともに、すくすくサポートプラン（個別支援計画）を作成し、若年者などハイリスクケースの早期把握・支援の機会とする。
3	父子健康手帳・まご育て応援手帳の配布	母子健康手帳の届出があった妊婦の配偶者や祖父母などに対し、教室等への参加促進とあわせて父子健康手帳やまご育て応援手帳を配布するなど、妊娠・育児への理解を深める。
4	不妊・不育治療への支援	不妊・不育の治療にかかる費用に対して、町の助成（単独助成及び大阪府特定不妊治療費助成の上乗せ助成）を行うほか、不妊・不育相談機関の情報提供を行うなど、不妊・不育に悩む方への支援を行う。
5	妊婦健康診査(※)・妊婦歯科健康診査・産婦健康診査	妊婦健康診査に加え、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査にかかる費用について助成を行う。
6	妊産婦への保健指導・サポート	若年者などのハイリスク妊婦に対し、訪問指導や相談を継続する。また、産婦健康診査及びこんにちは赤ちゃん訪問時には、エジンバラ産後うつ問診票による問診を実施し、さらなる産後うつ病の予防・早期支援に努める。また、必要に応じて出産後の支援体制の充実に努める。

No	事業名	事業内容
7	産後ケア事業	家族などから十分な支援が受けられない、体調不良や育児不安のある方を対象に、ショートステイ（宿泊）・デイサービス（日帰り）・短時間デイサービス（2時間程度）の利用にかかる費用について助成を行う。
8	低出生体重児届出	届出のあった方に対し、全数面接を行い、母子の状況の確認と、担当保健師の訪問などの支援などを行う。
9	新生児聴覚検査・乳児一般健康診査・乳児後期健康診査	主に乳児の1か月健診と9か月から1歳未満（後期）に対する乳幼児健診に加え、新生児に対する聴覚スクリーニング検査にかかる費用について助成を行う。結果通知を受け必要に応じて乳児の保護者に必要な相談や支援を行う。
10	乳幼児健康診査（4か月児健診、1歳7か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診）	一般健康診査（診察、保健相談、栄養相談など）に加え、（4か月）母乳相談、（1歳7か月）心理相談、歯科予防事業、（2歳6か月）歯科予防事業、（3歳6か月）心理相談、視聴覚健診、尿検査を実施する。虐待予防の視点を持ち合わせながら、成長段階に応じた子育て相談を行う。
11	経過観察健診（児童相談）	経過観察が必要な子ども（発育・発達・疾病など）への健診・相談を行う。
12	精密健康診査	乳幼児健康診査にて精密健康診査が必要な子どもに対し、受診票を交付し、指定医療機関において必要な検査につなげる。
13	予防接種	各種予防接種の的確な情報提供と接種率の維持向上に努める。
14	事故防止への啓発	乳幼児に多発する様々な事故の防止について、各種健診を通じてパンフレットの配布などを行い啓発する。
15	第3次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）の推進	妊娠期からライフサイクルにあわせたところとからだの健康づくりを推進し、子どもの健やかな成長のため、食育や規則正しい生活習慣の確立を推進する。また、健診やがん検診、歯科健診などの受診を促すなど、親世代への健康づくりに努める。
16	子ども医療費の助成	中学3年生まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもについて、通院・入院時医療費（食事療養費を含む）を助成する。（要申請）
17	ひとり親家庭医療費の助成	18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子とその子を監護するひとり親家庭の父又は母、もしくは養育者に、医療費を助成する。（所得制限有、要申請）
18	重度障がい者（児）医療費の助成	①身体障がい者手帳1・2級、②療育手帳A判定、③療育手帳B1判定で、身体障がい者手帳の3級以下を併せ持つ方、④精神障がい者保健福祉手帳1級、⑤特定医療費（指定難病）受給者証または特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、障がい年金（特別児童扶養手当）1級第9号に該当される方のいずれかの要件に該当する場合に、医療費を助成する。（所得制限あり、要申請）

(2) 相談・訪問活動などの充実

保健師や助産師などの専門職による相談事業や訪問事業を通して、子どもと親の健やかな育ちを支援します。

主な取組

(※) の付いた事業は「地域子ども・子育て支援事業」です。

No	事業名	事業内容
19	育児相談・栄養相談	電話及び窓口にて随時保健師、栄養士による育児相談を行う。
20	子育て相談	つどいの広場や保育所等において、子育ての相談を行う。
21	すくすく相談	保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による相談、助産師による母乳相談、体重測定、保育士による手遊びなどを行う。
22	子ども家庭相談（総合相談）	子どもの虐待、養護、障がい、不登校、いじめなどについて、児童相談員による相談を行う。
23	専門相談・教育相談	専門職（医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、発達相談員など）による専門相談を行う。
24	巡回相談	児童相談員、保健師、医師、発達相談員などが、保育所等や学校を巡回し相談を行う。
25	進路選択支援事業	子どもたちの進路について相談活動を行うとともに、情報の提供に努める。
26	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）(※)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師などが訪問し、乳児家庭の孤立を防ぐとともに、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、様々な不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境などの把握に努める。また、育児に関する助言、子育て支援に関する情報提供などを行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。
27	養育支援訪問事業(※)	こんにちは赤ちゃん訪問や子ども家庭相談などから、継続的な訪問相談が必要な家庭に対し、児童福祉司などが訪問し支援を行う。
28	保育士による家庭訪問	保育所等に入所している児童やその保護者を対象に、必要に応じて保育士が家庭訪問を行う。
29	保健師による訪問指導	乳幼児健診などにおいて、子どもの発育・発達など継続的な訪問指導が必要な家庭に対し、保健師が訪問し支援を行う。

(3) 人材育成、子育てのための教室・講座などの開催

子育てに関する学習会・交流事業・各種講座などを通して、地域における子育て家庭同士の交流や学びを促進し、次代を担う子どものいる家庭への支援を行います。

主な取組

No	事業名	事業内容
30	次世代の人材育成（親や若者の自主活動支援）	次世代の人材育成を目的に、若者や親の学習や交流を推進するとともに、自主的活動を支援する。
31	子育て学習会（あいあい教室・くまちゃん教室など）	子育てに関してシンプルで適切な情報を学ぶ場として、子どもの年齢別に子育て学習会を行う。周知方法を工夫し、学習会の参加促進につなげるよう努める。
32	親支援プログラム（初めての赤ちゃんプログラムなど）	初めて子育てしている親と子（2～5か月児）を対象に、学びや交流を通して、親自身の気づきや子育てしていく力を引き出す少グループでのプログラムを行う。
33	保育所子育てひろば（保育所体験と園庭開放）	乳幼児とその保護者を対象に、保育所体験や子育て相談、外遊びなどのひろば型教室を実施する。
34	子育て支援保育士事業	規定の地域子育て支援事業を実施する民間保育所に対し、事業の運営などにかかる費用について助成を行う。
35	園庭開放	乳幼児とその保護者を対象に、安心できる遊びの場の提供として保育所や幼稚園の園庭を開放する。
36	子育て教室	乳幼児とその保護者を対象に、親子遊びや子育て相談などを行う。
37	すくすく講座	乳児とその保護者、妊婦を対象に、子育てや食育に関する学習や交流、情報交換・育児相談を行う。
38	すくすく広場	小地域ネットワーク活動における子育てサロンの立ち上げ支援などを目的に、地域の公民館や憩の家などに出張し、親子遊びや交流のコーディネートを行う。
39	離乳食講習会	離乳食の栄養指導実演・調理体験・試食を内容とした体験型の講習会を行う。
40	食育の推進	「熊取町食生活改善推進協議会」などの関係団体の協力のもと、管理栄養士、栄養教諭、保育士が中心となり、料理教室などの各種講座、乳幼児健診、学校給食、農業体験、食品ロスへの取組などを通じて、子どものライフステージに応じた食育に積極的に取り組む。
41	ふれあい教室（小・中学生への性（生）教育）	小中学校に保健師が出向き、赤ちゃん人形の抱っこやオムツ交換など体験交流型の授業を行う。
42	子育てサークル支援	町内で活動している子育てサークルに対し、活動場所の提供や学習や交流を通じた親育ちの支援をする。

No	事業名	事業内容
43	出前講座	子育てサークル、PTA、福祉委員会など地域の依頼に応じ、子育てや食育、健康、読書などに関する出前講座を行う。
44	親学習講座	保護者が子育てについて話し合う参加型学習会を開催するとともに、家庭教育の支援に関する講座を開催する。
45	子ども向け講座の充実	子どもが様々な学習や体験ができるよう、子どもや親子を対象とした生涯学習の場・機会を整備・充実するとともに休日に憩いの場を提供し、異年齢の子ども同士の交流を図ることにより、子どもの健全育成に努める。
46	親子間のふれあいと異世代の交流を図る親子のふれあい、体験講座の開催	親子クッキング・親子陶芸教室および夏休み親子文化教室の開催を通じて、伝統文化の継承とともに、親子間、異世代間、参加者同士の交流を図る。

(4) 診療体制の整備

妊産婦の急変や子どもの急病時などに対応できるよう、広域連携による救急医療体制を整えます。

主な取組

No	事業名	事業内容
47	二次救急医療体制の整備 (小児救急医療体制の整備)	泉州医療圏(高石市以南8市4町)における小児救急医療支援体制の整備、運営を図る。
48	休日診療体制の整備 (泉州南部初期急病センターへの事務委託)	泉佐野市以南の3市3町で泉州南部初期急病センターを開設し、休日及び夜間における初期救急体制の確保に努める。
49	周産期医療体制の確保 (泉州広域母子医療センター事業への参画)	りんくう総合医療センターを「周産期センター」、市立貝塚病院を「婦人科医療センター」とする「泉州広域母子医療センター事業」に参画(貝塚市以南4市3町が参画)し、泉州地域における周産期医療体制の確保に努める。

2. 地域における子育て支援

(1) 現状を共有し、多様な「子どもの育ち」や「子育て」を認め合える地域づくり

地域における子育て支援に関する共有の場の提供やネットワークの構築などを通して、子育て家庭の多様性を認め合い支えあう体制づくりを進めます。

主な取組

No	事業名	事業内容
50	地域教育協議会（すこやかネット）の実施	地域・学校・家庭が連携し子どもを育てる、地域教育コミュニティを構築するために、各中学校区（ブロック）ごとの地域教育協議会活動の充実を図る。
51	小地域ネットワーク活動の推進	子育てサロンや世代間交流など、子育て中の親子が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を推進する。
52	子育てに関する情報の提供	健診、予防接種だけでなく、親子のコミュニケーションの取り方なども含めた、子どもの育ちに必要なこと、子育てに関する様々な情報を、広報、ホームページの他あらゆる媒体（子育てアプリなど）を活用して、広く、分かりやすく提供する。

(2) 居場所（拠点）づくり及び施設整備

地域子育て支援拠点事業の実施、保育所・学校などの施設整備の推進、学童保育事業の充実、図書館の活用の推進、公園の整備などにより、子どもの成長に応じた活動拠点と、様々な状況にある子どもの居場所づくりを推進します。

主な取組

(※) の付いた事業は「地域子ども・子育て支援事業」です。

No	事業名	事業内容
53	中高生の居場所づくり事業	中高生の主体性を育み自立を支援する居場所づくりに努める。
54	不登校などの子どもの居場所づくり事業	長期欠席児童や不登校児童の相談や学習を支援できる居場所づくりに努める。
55	地域子育て支援拠点事業(※)	主として乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親がうち解けた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じる居場所づくりを行う。

No	事業名	事業内容
56	保育所の活用の推進	子どもの育ちと親の子育てを支援する拠点として、保育所機能の活用を推進する。
57	保育所施設・設備の整備	計画的な保育所施設の改修、設備の更新などを進め、快適な保育環境の維持改善に努める。
58	学校施設・設備の整備	計画的な学校施設・設備の改修などを進め、快適な教育環境の維持改善に努める。
59	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）（※）	放課後の保育に欠ける児童の受け入れとしての学童保育事業の充実を図る。
60	放課後子ども教室（くまとり元気広場）	地域と連携した放課後や週末における、子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、体験活動や学習支援なども含めた放課後子ども教室（くまとり元気広場）を実施する。
61	赤ちゃんの駅設置事業	外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、安心して外出できる環境を整える。
62	図書館の活用の推進	子どもの育ちと親の子育てを支援する拠点の一つとして図書館の活用を推進する。
63	煉瓦館の活用の推進	子ども同士、親同士また世代間のふれあいと交流の拠点として煉瓦館の活用を推進する。
64	安全・安心な公園づくり	遊具の安全点検・整備を促進し、子どもから高齢者までが安全で安心して憩える公園づくりを目指す。
65	野外活動ふれあい広場の活用の推進	自然に親しみながらレクリエーション活動を行う場として、また自然を学ぶことができる体験学習施設として整備した野外活動ふれあい広場の活用を推進する。
66	子ども食堂の推進	住民提案協働事業制度の活用により、子どもたちが地域の人たちと一緒に楽しく食事をし、心が満たされて安心して過ごすことができる場を提供することで、豊かな心を育み、成長できる居場所づくりを推進する。



3. 多様な保育サービスの充実

(1) 地域に根ざした子育て支援の拠点整備

時間外保育や一時預かり事業などの保育ニーズに対応した支援や、障がい児保育など配慮の必要な子どもに対する支援を行うため、地域に根ざした子育て支援の拠点整備を進めます。

主な取組

(※) の付いた事業は「地域子ども・子育て支援事業」です。

No	事業名	事業内容
67	子育て支援の拠点としての保育所等運営	子どもの育ちにおける基盤づくりの最も大切な時期である、就学前のすべての子どもの育ちと親の子育てを支援する身近な拠点として、保育所等機能を最大限に生かした保育所等運営に努める。
68	公民合同所長会による保育所等運営の充実	町立保育所と民間保育所等が共に連携協力しながら、保育内容や保育所運営の充実に努めることを目的に、公民所長会を実施する。
69	保育所部会による保育内容の資質向上	多様化・複雑化するニーズに対応するため、保育所部会を設置し、保育内容の資質向上に努める。
70	民間保育所等運営に対する助成	民間保育所等の運営、子育て支援施策推進事業に対する助成を行う。
71	幼児教育の充実	保育所等や小学校などとの連携を強化するとともに、幼児教育の充実を図る。国の制度改正に則った無償化等の対応を行う。
72	通常保育	保育に欠ける家庭の児童の保育を実施する。
73	時間外保育（延長保育） (※)	公立では、7時～19時、民間では7時～22時までの長時間保育を実施する。
74	休日保育	就労などにより、休日の保育に欠ける家庭を対象に実施する。
75	一時預かり事業(※)	保護者や家族が急な外出や病気のために、子どもをみられなくなった際に、一時的に預かる。
76	障がい児保育等の保育の充実	障がいや発達遅れ等により個別配慮が必要な子どもが、それぞれの状況に応じて、必要な支援を行う等により保育所での集団生活のなかで社会性を養うことができるように努める。
77	外国につながる子どもへの保育の配慮	外国につながる子どもが保育所等での円滑な集団生活につながられるよう異なる言語、文化、習慣等に対して社会資源の活用やボランティアの協力、調整など必要な支援につなげるよう努める。
78	人材の育成と確保	保育及び地域の子育て支援に関する専門性の向上を目的に、保育士を対象とした研修を充実するとともに幼児教育アドバイザー育成に努める。また、民間保育所等と連携し、保育士の確保に努める。

No	事業名	事業内容
79	病児・病後児保育事業（※）	病児・病後児を看護師などが一時的に保育などを行う事業の拡充を行う。
80	特定教育・保育施設型給付事業	子ども・子育て支援新制度に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所を通じ、給付を行う。

4. 障がい児への支援

（1）療育

幼少期からの子ども一人ひとりの成長や発育・発達に配慮し、療育（発達支援）などの必要な子どもに対して、成長段階に応じた適切な支援が行き届くように体制を整備します。

主な取組

No	事業名	事業内容
81	子ども相談ネットワーク会議（障がい実務者会議）の運営	障がいの早期発見・早期療育、統合保育や支援教育の実施、福祉サービスの活用など、障がい児のライフステージに合わせた支援に関する様々な課題を総合的に検討し、企画・立案する場として部会を開催する。
82	療育拠点機能の充実	一人ひとりの子どもの障がいや特性を踏まえた質の高い療育・統合保育の実施を目指し、療育・障がい児保育の支援拠点としての「すこやか一む」の充実を図る。
83	きずなシートの作成と連携の強化	個別配慮の必要な子どもの就園や就学に際し、保護者とともに「きずなシート（個別の教育支援計画）」を作成し、個々のニーズの把握、切れ目ない支援を行うとともに、申し送りにより保育所、幼稚園、学校の連携を強化する。
84	すこやか教室	療育援助の必要な子どもとその保護者を対象に療育事業を実施する。
85	おやこ教室	育児不安を抱える親子や発達面において支援を必要とする子どもとその保護者を対象に教室を実施する。
86	保育所統合保育	全ての子どもが個々に必要な援助を受けながら、みんなが同じ場で保育を受けるというインクルーシブ保育の理念のもと、個別配慮の必要な子ども一人ひとりの個性や発達状況などの的確な把握に努め、配慮の必要な子どもの受け入れ体制の充実や加配保育士の配置による個別に応じた適切な保育を実施する。
87	保育所等心理巡回	保育所等、幼稚園に発達相談員などが巡回し、個別支援を必要とする子どもと保護者や保育士に対して助言を行う。

No	事業名	事業内容
88	障がい児通所支援等の円滑な実施	対象児の障がいの状況や発達の過程・特性等に十分配慮し、障がい児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの給付決定など必要な支援を行う。 また、大阪府発達障がい児療育拠点における個別プログラムによる療育や児童発達支援センターの支援が必要な障がい児の利用体制を維持するため、運営費の一部について補助を行う。
89	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（泉佐野保健所管内小児在宅医療ケア連絡会）の設置	医療的ケア児とその家族がより健やかに在宅生活をおくることができるよう、保健・医療・福祉・教育・その他の各関連分野の支援を行うネットワークを構築し、連携を図ることで、地域において必要な支援を円滑に受け取ることができる地域づくりに努める。
90	難聴児補聴器購入等助成事業	軽度の難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用の一部について助成を行う。

5. 子ども青少年の社会的養護など

（1）社会的養護の体制の整備

子どもが家庭の状況に左右されずに健やかに成長できるよう、相談事業や子どもの預かり事業、子育て家庭への経済的支援や自立支援などを通して、様々な状況にある子どもと子育て家庭を支援します。

主な取組

（※）の付いた事業は「地域子ども・子育て支援事業」です。

No	事業名	事業内容
91	（仮称）子ども基本条例の制定	子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることに関する基本理念等を定めた条例を制定し、地域住民との協働によって、『子どもの最善の利益の実現』を目指す。
92	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校へスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの虐待、養護、障がい、不登校、いじめなどについて相談援助を行う。
93	保育所入所要件の弾力化	子どもの虐待など、養育上保育所入所が望ましいと判断された場合などの入所要件の弾力化を図る。
94	子育て短期支援事業（ショートステイ）（※）	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭など家庭において養育が困難になった場合に一定期間乳幼児を預かる。
95	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（※）	ひとり親家庭などで親の残業などのために恒常的に帰宅が遅くなる場合、児童を夕方から夜にかけて預かり、夕食や入浴を提供する。
96	ファミリー・サポート・センター利用料減免	ファミリー・サポート・センターの利用料について、子どもの人数や世帯所得による減免を行う。

No	事業名	事業内容
97	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的として、手当を支給する。
98	特別児童扶養手当	障がいのある児童を養育している家庭に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。
99	就学援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、学用品費、給食費などを援助し、義務教育を円滑に実施する。
100	生活援助サービスの周知	ひとり親家庭における家事・育児などを手助けする日常生活支援事業の周知に努める。
101	福祉の総合相談窓口の周知と状況に応じた支援へのつなぎ	CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が実施する生活福祉相談や生活困窮者自立支援法に基づき大阪府が実施する「はーと・ほっと相談室」の周知を図る。また状況に応じて、必要な支援（居住確保、就労支援、緊急的な衣食住の確保、家計再建支援、子どもの学習・生活支援等）へのつなぎを行う。
102	遺児福祉年金	義務教育終了前の遺児（父母の死亡、ひとり親家庭、両親のいない家庭）に、月額1,000円（ひとり親）、2,000円（両親のいない家庭）を支給する。
103	就学経費などの助成	15歳以上18歳未満で、ひとり親、両親がいない、生活保護受給、身体障がい者手帳か療育手帳の交付を受けていて支援学校・支援学級などへ通学しているなどに該当する就学者に、月額1,000円を支給する。



6. 子ども青少年の心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

(1) 学校教育の充実

就学前教育から義務教育の期間において、子どもが豊かな心を育み様々な体験の機会に恵まれるよう、教職員などの資質向上のための取組や教育内容の充実、教育の場における障がい児などの配慮の必要な子どもに対する支援を充実します。

また、図書館教育や読書指導の充実、国際理解や文化活動の推進、人権教育や食育などを通して多面的に子どもの成長を支え、一人ひとりの個性を生かす教育を推進します。

主な取組

(※) の付いた事業は「地域子ども・子育て支援事業」です。

No	事業名	事業内容
104	中学生の保育体験	子育てに対する理解を深めるため、中学生の職業体験、保育体験の機会を提供する。
105	子育てのための施設等利用給付事業	新制度未移行の私立幼稚園等を利用する子どもを持つ保護者の経済的負担を軽減するため、子ども・子育て支援法に基づき、給付を行う。
106	教育指導の充実	教育活動（教育課程、学習指導、人権教育、生徒指導）など、学校教育に関する専門的事項について、指導者の配置や教職員研修の実施を図り、教育効果の向上に努める。
107	教職員の資質の向上	教職員が教育者としての使命を自覚し、意欲・資質の向上を図るため、教職員の評価・育成システムを有効活用し、日常業務の検証・評価を行う。
108	経験年数に応じた教職員研修の組織的・計画的な実施	現職研修の一環として、経験年数に応じた研修を実施し、専門的知識に裏付けられた実践的な指導力の向上を図る。
109	個を生かす教育の充実	ねらいや個に応じた学習を展開するため、少人数習熟度別指導など指導方法の工夫改善に努める。担当者会を定期的開催し、各校において個に応じた学習を効果的に進める。インターンシップ事業及び学習支援ボランティア事業として、教員を目指す大学生等を小中学校に配置し、授業補助及び児童生徒の学習支援活動を行うとともに、将来の人材育成を図る。
110	学級編制の弾力化	学校生活の基礎を築く重要な時期である小学校1・2年生において、きめ細かな指導により基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせるため、段階的に少人数学級編制を実施する。
111	学校間連携の推進	小・中学校連携による、クラブ訪問、授業体験を一層推進するとともに、授業公開や交換授業など校種を越えた教員の交流を行い、校種間段差の解消に努める。

No	事業名	事業内容
112	障がい児教育の充実	障がい児一人ひとりの個性や能力、障がいの程度・状況などの的確な把握に努め、適切な学習カリキュラムを整備するとともに、障がい児の社会的自立を目指し、多様な交流の機会を保障する。障がい児の受け入れ体制の充実や介助員の配置による介助対策の強化などをより一層推進するとともに、支援学校などとの連携・協力を図りつつ、児童・生徒の特性と能力に応じた支援教育の充実に努める。
113	支援教育の充実	支援教育コーディネーターを育成し、ネットワークづくり、ネットワーク活用の展開を目指す。一人ひとりの発達を的確につかみ指導に生かすための研究を推進する。
114	教育課程推進事業	地域の人材をゲストティーチャーとして迎えるなど、学校における子どもの調べ学習や体験活動の推進を支援する。
115	体験活動の実施	地域との連携により、職場や保育、介護の体験を通じて、自分と他者との関係について考え、自分の生き方について考えようとする態度を養う。
116	キャリア教育の充実	児童・生徒一人ひとりが勤労観を育てる教育を発達段階に応じて系統的に展開する。中学校区別に発達段階に応じたキャリア教育全体指導計画を作成する。
117	図書館教育・読書指導の充実	各学校に司書教諭を配置し、子どもの読書活動の推進を図り、本好きの子どもを育てるとともに、子どもの豊かな心の育成に努める。
118	学校図書館環境整備事業	児童生徒が楽しんで意欲的に読書し、また、自主学習・問題解決学習に取り組む場として図書館を機能させるため、図書館の環境整備に努める。
119	学校図書館司書の配置	全小・中学校に学校図書館司書を配置し、児童・生徒の読書活動の充実に努めるとともに、学校図書館の機能の改善を推進する。
120	外国青年英語指導助手招致事業	外国青年指導助手（ALT）を小学校に3名、中学校に3名配置し、英語教育の充実に努める。
121	国際理解教育の充実	地域の外国人との交流や英語活動を通じて、外国の文化について理解するとともに、互いの違いを理解し、ともに生きていこうとする態度を養う。
122	文化活動の充実	各小学校においては、校内作品展や学習発表会の開催、各中学校において、全校生徒の協力によるビッグアートの制作や文化祭での演劇活動や運動会での表現活動などを通じて、仲間づくりをすすめる、学校や地域を愛する心を養う。
123	情報教育の推進	情報化社会の中で、図書やインターネットから情報を得る方法を身につけるとともに、情報を正しく取捨選択し、必要な情報を正しく利用できる力を育成する。
124	メディアリテラシー教育の推進	IT利用に関する正しい知識を持つとともにインターネットにおける人権侵害や不法行為などについて正しく理解し、正しい利用の仕方をしようとする態度を育てる。
125	人権教育の充実	人権問題、男女平等、障がい者理解、平和学習などのさまざまな人権教育を積極的に推進し、差別をしない、許さない実践力を身につけた児童・生徒の育成に努める。

No	事業名	事業内容
126	人権作品集の発行	子どもたちの人権学習の成果である作品集を発行し、さらなる人権学習の教材として活用する。
127	P T A 研修活動の充実	人権教育の推進には、家庭や地域の力が不可欠である。P T A の研修を通じて家庭や地域の教育力の向上に努める。
128	豊かな心を育む教育の充実	人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成するため、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。
129	児童・生徒の健全育成	全児童・生徒の健全育成を図るため、不登校、問題行動などのある児童及び生徒に対して、教育カウンセリングの実施や相談窓口体制の充実、教育講演会の開催など、多様な支援・対策を講じる。
130	学校給食の充実	計画的な学校給食調理用施設・設備の充実・更新を進め、衛生管理に努める。
131	学校における食育の充実	児童・生徒が望ましい食習慣を身につけるための実践的な態度の育成を図り、健康3原則を徹底し、自らの生活習慣の改善を図るよう指導の徹底に努める。
132	地域・家庭の教育力の向上	地域において、積極的な社会参加を促進するとともに、家庭においては男女の役割分担を見直しながら基本的な生活習慣を身につける場として機能できるよう、地域との連携を強化して取組をすすめる。
133	実費徴収に係る補足給付を行う事業（※）	子ども子育て支援新制度（H27.4 施行）未移行の幼稚園を利用する子どもの保護者が支払うべき副食の食材料費にかかる実費徴収額に対し、低所得世帯や第3子以降の多子世帯の子どもを対象に補助を行うことで、幼稚園の利用促進と子どもの健全な成長を支援する。

（2）図書館事業・読書活動の充実

ブックスタートをはじめとする幼少期からの読書の機会の充実と親子の交流、図書館や学校図書館などで成長に応じた本に接することができる機会の提供などを通して、子どもの興味を引き出し学びを促進する環境づくりを行います。

主な取組

No	事業名	事業内容
134	ブックスタート	図書館・子育て支援課・熊取文庫連絡協議会が連携し、4か月児健診時に語りかけや親子のふれあいの大切さを伝えるため、個々に絵本の紹介や子どもの本や子育てについての相談などを受け、ブックスタートパック（絵本や行事案内など）を手渡す。

No	事業名	事業内容
135	乳幼児健診などにおける読書支援	健診の待ち時間に絵本が読めるように、ふれあいセンター内に絵本棚を設置。健診時に、図書館や地域文庫などの案内、子どもの年齢にあった絵本の紹介などを掲載したリーフレットを年齢別（出生時、4か月児、1歳7か月児、3歳6か月児）に配布し、家庭において親子で絵本を楽しみふれあいの時間が持てるように、保護者への働きかけを行う。
136	子育て支援講座	図書館で、ブックスタートのフォローアップ事業として、赤ちゃんとその保護者を対象に、「あかちゃんの時間」、「親子でリトミック」を実施。わらべうたや絵本などを通して、親子のふれあいを楽しんでもらう。また乳幼児と保護者が気軽に集える場となるようにする。
137	図書館での子ども向け行事の開催	子どもが楽しめる機会づくり、また本に興味を持つきっかけになるよう、おはなし会、かみしばいの会など、年間を通じてさまざまな行事を開催する。
138	こどもの本のコーナー及び蔵書の充実	子どもの年齢や興味・関心に応じた展示や、テーマ別の本棚の設置など、本の配置を工夫するとともに、蔵書の充実に努める。
139	保育所等・幼稚園への支援	絵本がもっと身近になるように、団体貸出や「絵本こぐま便」の利用を推進し読書環境を整える。また、保護者にも絵本の大切さが理解され、家庭での絵本の読み聞かせにつながる方策を保育所等・幼稚園と連携して取り組む。
140	学校図書館への支援	子どもの学びや読書意欲を支えるため、学校図書館と町立図書館が連携を図り、授業に必要な資料の貸出しや、子どものリクエストに応えるなどの支援を行う。
141	子どもと本をつなぐ活動を行う住民グループや子育て支援に関わる団体（NPO法人など）への支援	子どもと本をつなぐ活動をしているボランティア（熊取文庫連絡協議会など）や子育て支援に関わる団体（NPO法人など）に対して、団体貸出などを行い、活動を支援する。
142	子ども読書活動の推進	町内のすべての子どもが読書に親しむ機会を持てるよう、十分な読書環境を整えるため、「熊取町第3次子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進する。
143	子どもの読書活動を支える体制づくりの推進	0歳～15歳までの切れ目のない読書活動を継続的に支援できるよう、家庭、保育所等、幼稚園、学校、地域が参画するブックスタート連絡会、絵本リーダー会議、学齢期子ども読書活動推進連絡会を通じて情報交換やネットワークづくりを進め、連携を推進する。
144	障がいのある子どもや外国につながる子どもの読書環境の整備	障がいのある子どもの図書館利用を促進し、また外国につながる子どもの読書を支援するため、一人ひとりの状況にあわせた多様な資料の提供や、関係部局や団体との連携により、団体貸出や出前講座などの支援を行う。

7. 子ども青少年の社会参画への芽生えのための支援

(1) 地域のネットワーク力を生かした次世代育成支援の基盤整備

子ども・子育て会議や豊かな子どもの育ちネットワークなどの各種会議、地域における住民と協働した支援体制の整備と人材の育成、子どもの見守り活動による交通安全や防犯活動などを通して、地域住民や関係団体との協働による子どもの健やかな成長を支援します。

主な取組

(※) の付いた事業は「地域子ども・子育て支援事業」です。

No	事業名	事業内容
145	子ども・子育て会議	地域ネットワーク力を活かした子育て支援施策の総合的な推進を目的に会議を開催する。
146	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の実情の把握に努め、情報提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、適切な支援を行う。
147	子ども相談ネットワーク会議 (要保護児童対策地域協議会)	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見とその適切な対応について、関係機関のネットワークにより相談援助活動を行う。また、所属機関への定期的な巡回訪問やモニタリングを行い、子どもの状況把握に努める。
148	豊かな子どもの育ちネットワーク	保育所等・幼稚園・学校・学童保育所等や、庁内関係課と連携しながら、広くネットワークへの参画が得られるよう努めるとともに、0歳～18歳の子どもの育ちをつなげて捉え直し、課題を共有し、保育内容や教育内容の充実を図る。
149	専門性の向上	子育て支援課は「児童福祉」「障がい福祉」「保育」「幼児教育」「学校教育」「生涯学習」「母子保健」など様々な子ども関連施策に関する知識を必要とし、求められる技術についても「相談援助」「コーディネート」など多岐に渡る部署であるため、研修や学習の場を確保し、その専門性の向上に努める。
150	保育所拠点ネットワーク	認可保育所を乳幼児期の全ての子どもと親を支援する拠点と位置づけ、地域の関係機関や団体とのネットワークを活かした保育所運営に努める。
151	子育て支援ネットワークにおける学習機会の創出	「豊かな子どもの育ちネットワーク」での研修、交流会の活用や、新たな学習会の場を設けるなど、子育て支援に携わる人材のスキルアップと後継者育成を図る。
152	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(※)	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人をネットワークで結び、生活場面において子育てを応援する事業としてファミリー・サポート・センター事業を実施する。
153	ホームスタート事業	0～6歳の子どもや妊産婦のいる家庭に、研修を受けたボランティアが訪問し、家事や育児を共に行いサポートする。
154	障がい児をもつ家庭の支援 (親の会への支援)	障がい児を持つ親の会の活動について相談・支援を行う。 障がい児を持つ親の会…たんぼぼの会

No	事業名	事業内容
155	食生活改善推進員の育成・支援	食育推進の住民組織の育成・支援を行う。
156	高齢者とのふれあい促進	保育所、幼稚園における運動会、クリスマス会などの行事や体験活動を通じて、児童と高齢者との交流を図る。
157	福祉教育の充実	福祉施設の見学や交流、介護の体験などを通じ、福祉問題やボランティア活動に進んで取り組もうとする態度を養う。
158	環境教育の充実	里山体験や自然体験などの活動を実施し、地域について理解し、環境問題に取り組もうとする態度を養う。
159	ふれあい活動の充実	校区福祉委員会との連携による高齢者との交流会や障がい者団体の協力による障がい者とのふれあいを通じて、高齢者や障がい者の問題を正しく理解しともに生きていこうとする態度を養う。
160	くまとり人材バンクの活用	町の「くまとり人材バンク」を積極的に活用し学校教育の活性化に努める。
161	部活動支援事業	中学校における部活動の充実を図ることを目的に、各中学校の部活動へ外部指導者を派遣する。
162	学校協議会	小・中学校の学校運営において、地域住民などの意見を反映した連携を図るために設置した「学校協議会」において、開かれた学校づくりを推進する。
163	世代間交流事業	高齢者と子ども達が昔遊びなどの催しを通して交流を行う。
164	障がいのある児童のサマーレクリエーション	障がいのある児童と保護者が、学生ボランティアの協力のもと、夏休みの一日、仲間といっしょに楽しむレクリエーションを実施する。
165	おとなと子どもの地域あいさつ運動	各学期の始業日から7日間、「おとなと子ども」が地域であいさつを交わすことで、コミュニケーションを図り、心を通わせ、家庭教育を援助する。
166	ボランティア体験プログラム	夏休み期間中、子どもから社会人・高齢者など、誰もがボランティア活動のプログラムに参加し、さまざまな人々とのふれあいの中から、自分以外の他者や社会について関心と共感を持ち、「ともに生きる」豊かな心を学び、福祉へ理解を深めることを目的とし、実施する。
167	青少年の健全育成の推進	家庭・学校・地域・行政が一体となって、PTAや青少年指導員などを中心に社会環境浄化活動や巡回指導などさまざまな活動に取り組む。
168	子ども安全デーの実施	毎月8日を「子ども安全デー」と定め、学校と地域が協働して子どもを守る大人のスクラムを組み、子どもの安全のため全町的な運動を推進する。
169	子ども見まもり隊の実施	地域教育協議会の事業の一つとして、登下校時の家の前や交差点、校内外学習において、子どもの見守りを実施する。
170	安全パトロールの実施	専門的知識を有する嘱託員とボランティアにより、毎日、通学路の安全確保や青少年の非行防止、ひったくり、空き巣の警戒などを目的としたパトロールを実施する。

No	事業名	事業内容
171	防犯灯の適正管理	防犯上必要な箇所に、自治会と調整のうえ、防犯灯を計画的に設置するとともに、町管理分については適正に維持管理を行い、自治会管理分については電気料金の約3分の1を補助する。
172	こども110番の家運動の推進	地域住民や事業所の協力を得て、子どもが危険な状況に遭遇した場合に、安全を確保できる場として「こども110番の家」の取組を推進する。



8. 子ども青少年の安全の確保

(1) 安全体制などの充実

交通事故や犯罪に巻き込まれないよう児童生徒に指導や啓発を行うとともに、公園や町営住宅での安全対策の推進や通行しやすい歩道の管理に努め、安心安全なまちづくりを行います。

主な取組

No	事業名	事業内容
173	交通安全教室の実施	各小学校、保育所において、警察を交えた交通安全教室を実施する。
174	交通安全街頭指導の実施	春・秋の交通安全運動の一環として、通学路において朝の通学時間帯の街頭指導をする。
175	CAPプログラムの実施	子ども自身が虐待、誘拐などさまざまな暴力から身を守る力を身につけるために小学4年生を対象にCAPを実施する。また、子どものプログラムに対して理解を深めるため、大人へのCAPを実施する。
176	学校における安全対策及び安全指導の実施	小中学校において、避難訓練や不審者侵入対応訓練、交通安全教育、CAPプログラムの実施など、安全指導を実施する。学校の安全環境点検の実施、危機管理マニュアルの作成など、学校における安全対策の強化に努める。
177	学校における防犯設備の整備	学校防犯システムにより、校門のセンサーと連動したモニターで安全管理を行う。
178	防犯ブザーの贈呈	新小学一年生に対し、祝品として防犯ブザーの贈呈を行う。
179	通学路などにおける安全パトロールの実施	教職員、教育委員会、PTA、警察、セーフティーサポート隊、子ども見まもり隊などが、子どもの通学路、校区内においてパトロールの実施や警戒を行う。
180	道路や駅、駐車場などにおける交通安全施設、設備の整備	道路などにおける事故を防止するため、転落防止柵やガードレールなどの安全施設の整備を行う。
181	公園における安全対策	既存の都市公園の植栽については、外部から死角にならないよう、定期的に剪定を行い、公園内の安全性を高める。
182	防犯カメラの適切な運用	泉佐野警察と連携のうえ、防犯カメラを適切に運用し、犯罪抑止に努め、安全安心なまちづくりを推進する。
183	町営住宅における防犯対策	町営住宅において、エレベーターに設置している防犯カメラを引き続き利用するなど、安全性の継続に努める。
184	放置自転車などの撤去活動の推進	駅周辺などの放置自転車や放置単車などの撤去活動を推進する。
185	福祉に配慮した公共・公益施設の整備促進	大阪府「福祉のまちづくり条例」に基づき、新設道路や公共的建築物整備の際に福祉的な配慮を行う。
186	歩道設置事業、歩道の段差解消	通学路及び歩行者の多数発生する道路に歩道を設置し、交通安全対策を図るとともに、車椅子利用者及び視覚障がい者に対しても通行しやすい歩道の整備を目的に、歩道設置路線の歩道切り下げ部の段差解消工事を行う。

第7章

量の見込みと確保方策

第7章 量の見込みと確保方策

●量の見込みと確保方策を設定する趣旨

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、各年度における幼児教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、及び提供体制の確保内容を計画に記載する必要があります。

量の見込みについては、ニーズ調査で得られた各種データを利用し、国が示す「量の見込みの算出等のための手引き」に沿って算出しましたが、一部、これまでの実績や今後の人口推計を勘案して見込みの調整を行いました。その算出結果をもとに確保方策を検討して、各事業の量の見込みと確保の内容を設定しました。

1. 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域について町全域を1区域として設定します。

2. 就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

(ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

現在、町内には幼稚園が1か所（私立1）、認定こども園が2か所（私立2）あります。引き続き、1号認定の子どものための提供体制の確保に取り組みます。

■量の見込みと確保の内容

（単位：人）

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）	391	372	355	329	311
確保の内容	391	372	355	329	311
（参考）第1期計画の中 の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
	526	481	451	430	395

(イ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園を利用）

現在、町内には保育所は7か所（公立4、私立3）、認定こども園は2か所（私立2）あります。本町の子ども的人口は減少傾向にありますが、近年の共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズに応えるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

■量の見込みと確保の内容

（単位：人）

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）	709	705	704	684	677
確保の内容	709	709	709	684	677
（参考）第1期計画の中 の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
	625	623	649	672	667

(ウ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業※を利用）

0歳児保育は、保育所は7か所（公立4、私立3）、認定こども園2か所（私立2）となっています。2号認定同様、保育ニーズの高まりに応えるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

■量の見込みと確保の内容

（単位：人）

3号認定（0歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）		41	40	39	38	37
確保の内容	保育所 認定こども園	47	47	47	47	47
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
第1期 計画の中 の実績値	保育所 認定こども園	34	41	43	57	40
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保の内容

（単位：人）

3号認定（1～2歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）		372	368	379	376	373
確保の内容	保育所 認定こども園	379	379	379	379	379
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
第1期 計画の中 の実績値	保育所 認定こども園	361	355	359	384	396
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

※「地域型保育事業」

定員が概ね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は0～2歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。（熊取町では地域型保育事業は実施していません。）

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

熊取町が地域の実情に応じて計画に記載し実施する地域子ども・子育て支援事業については、次のとおりであり、各々の事業について、量の見込みと確保方策を定めます。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

《次ページ以降の表の単位について》

- ・「人」 …… その事業を利用する「実人数」を表しています。
- ・「人日（回）」 …… その事業を1人の利用者が1年間に利用する日（回）数を表しています。

例えば、1年間に10日（回）利用する人が10人いる場合は、10日（回）×10人=100人日（回）となります。

(1) 利用者支援事業

■事業概要

子どもやその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるような相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

(単位：か所)

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	1	1	1	1	1
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	0	1	1	1	1

■確保方策

引き続き、きめ細やかな相談支援や情報提供など、利用者支援機能の維持向上を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

■事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,874	6,619	6,499	6,271	6,016
確保の内容	6,874	6,619	6,499	6,271	6,016
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	7,557	6,870	6,978	6,598	6,045

■確保方策

親子がより身近な場所に集う場として、町内3か所で事業を実施します。

(3) 妊婦健康診査

■事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みと確保の内容

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象人数(人)	417	408	397	385	369
	健診回数(回)	4,920	4,814	4,684	4,543	4,354
(参考) 第1期計画 中の実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
	対象人数(人)	494	510	463	448	426
	健診回数(回)	5,750	6,307	5,549	5,234	5,026

■確保方策

今後も母子健康手帳の交付時に受診券(14回分及び補助券)を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・勧奨していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業概要

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭を助産師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		284	278	272	265	257
(参考) 第1期計画 中の実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
		273	302	267	250	272

■確保方策

産後うつアンケート、計測や母乳の相談、育児相談等を行い、特に継続支援が必要な家庭に、訪問や相談等につなげます。

(5) 養育支援訪問事業

■事業概要

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師、社会福祉士、助産師、保育士などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

■量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	61	62	64	66	69
確保の内容	61	62	64	66	69
(参考) 第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	52	54	55	57	59

■確保方策

すべての子どもの健やかな育ちが約束されるよう、支援を要する家庭の早期把握と適切な支援に結びつけます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

■事業概要

ショートステイは、保護者の疾病・出産・看護・事故などで子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設などで一定期間（おおむね一週間）預かり、養育・保護を行う事業です。

また、トワイライトステイは、ひとり親などの保護者が仕事などにより平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設などで生活援助を行う事業です。

いずれも町外の児童養護施設や乳児院に事業を委託して実施しています。

■量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

ショートステイ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	23	23	23	23	23
確保の内容	23	23	23	23	23
(参考) 第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	23	0	21	0	23

(単位：人日)

トワイライトステイ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	0	0	0	0	0

■確保方策

利用希望者の事情を十分に踏まえ、引き続き5か所で事業を実施します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

■事業概要

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人からなる地域での子育てを相互援助する会員組織です。

保育所等・幼稚園等への送迎、帰宅後の預かり等を援助内容としています。

■量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	198	199	193	198	194
確保の内容	198	199	193	198	194
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	220	339	183	51	133

(単位：人日)

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	30	29	29	29
確保の内容	30	30	29	29	29
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	3	17	95	5	13

■確保方策

安定した協力会員の確保のため、広報活動を引き続き充実するとともに、安心安全な援助活動につなげるため、協力会員への研修の充実に取り組みます。

(8) 一時預かり事業

■事業概要

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所等で一時的に預かります。一時預かり事業には幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と、幼稚園における預かり保育以外の一時預かりがあります。

■量の見込みと確保の内容

①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8,677	8,491	8,351	7,994	7,792
確保の内容	8,677	8,491	8,351	7,994	7,792
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	15,769	17,807	16,550	12,369	8,755

②幼稚園における預かり保育以外の一時預かり

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等において、一時的な預かりを行う事業です。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	966	943	936	907	883
確保の内容	966	943	936	907	883
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	854	991	1,155	865	986

■確保方策

幼児教育、保育の無償化の影響による需要の動向、保護者の育児ニーズの変化に柔軟に対応できるよう預かり保育の充実と安定的な提供体制の構築に努めます。

(9) 延長保育事業

■事業概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

■量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	552	559	574	573	577
確保の内容	552	559	574	573	577
(参考) 第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	387	507	669	599	541

■確保方策

共働き家庭・ひとり親家庭などの保育ニーズに適切に応えられるよう、引き続き、延長保育事業の適切な運営と安定的な提供体制の構築に努めます。

(10) 病児・病後児保育事業

■事業概要

子どもが発熱などの急な病気となったときや、その回復期に、保育所等の専用スペースで保育を行う事業です。

この事業は、保育中に体調不良となった児童を保育所内において看護師などが緊急に対応を行う「体調不良児対応型」と、回復期にある病気の子どものみを専用施設（スペース）で一時的に保育する「病児・病後児対応型」があります。

■量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,138	1,111	1,102	1,064	1,037
確保の内容	1,138	1,111	1,102	1,064	1,037
(参考) 第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	885	1,265	1,494	909	1,042

■確保方策

育児と仕事の両立に寄与できるよう、体調不良児対応型に加え、新たに「病児・病後児対応型」の実施を検討し、当該保育ニーズに対応します。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

■事業概要

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。熊取町には各小学校区に学童保育所があります。

■量の見込みと確保の内容

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	156	182	179	213	199
	2年生	126	122	135	126	140
	3年生	128	142	148	174	157
	4年生	99	111	121	123	132
	5年生	48	42	43	43	41
	6年生	41	46	41	41	41
計		598	645	667	720	710
確保の内容	1年生	156	182	179	213	199
	2年生	126	122	135	126	140
	3年生	128	142	148	174	157
	4年生	99	111	121	123	132
	5年生	48	42	43	43	41
	6年生	41	46	41	41	41
計		598	645	667	720	710
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
(参考) 第1期 計画 中の 実績値	1年生	125	132	110	123	151
	2年生	127	109	126	119	122
	3年生	106	101	81	111	111
	4年生	76	83	78	60	99
	5年生	63	61	59	66	42
	6年生	37	47	49	51	48
計		534	533	503	530	573

※実績値は各年度5月1日時点の数値です。

■確保方策

共働き世帯やひとり親家庭のいわゆる「小1の壁」の打破と、小学生児童が放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、今後も待機児童をださないよう、学童保育所の施設の確保と内容の充実に努めていきます。また、保護者からのニーズの高い長期休暇期間中の利用希望への対応を行っていきます。

第8章

計画の推進体制

第8章 計画の推進体制

本計画は、消費税財源に基づく子ども・子育て支援の本格的な展開の時期に当たりますが、一方では、本計画策定作業を通じて、幼児教育、保育の無償化やこれに伴う体制整備、運用にあたっての不安や課題の声も現場の声としてあがっているのも実情です。こうした地域での取組の実情を踏まえた対応が、行政には求められています。

熊取町においては、民間事業者や住民の自主的活動を含めた福祉活動が地方自治法に定める「住民の福祉の増進」として構成されるよう、行政としての責務を果たすとともに、幼児教育・保育施策、子育て支援施策全般の一層の充実にも寄与するため、以下のことに留意し、この計画を推進することとします。

1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. 協働のための体制づくりと協働による事業・活動の充実及び庁内体制の整備

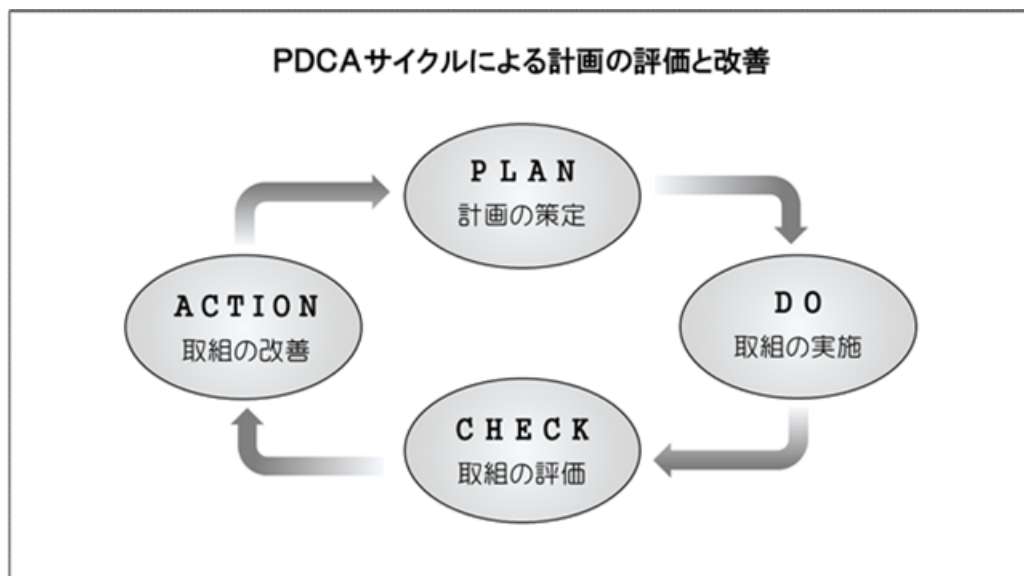
子育て支援施策の推進にあたっては、幼児教育・保育施設の事業者や NPO 法人、社会福祉協議会、民生委員児童委員など、関係する団体の活動及び関係する行政の取組の充実が必要であり、かつ相互の切磋琢磨と協働が必要です。熊取町らしい協働体制を一層強化するため、「豊かな子どもの育ちネットワーク」をはじめ、子ども・子育て会議や各種部会における情報共有・審議・調整・検討の場を定期的で開催します。

また、子育て支援課・保育課、教育委員会をはじめ子育て支援に関連する庁内関係課や関係行政機関との部署横断的な調整の場を設け、情報共有・連携を図るとともに、住民協働による支援の充実や、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の維持、充実のための体制についても必要に応じて整えます。

3. PDCA サイクルによる検証

PDCA サイクルにより、計画の進捗や達成状況を定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を子ども・子育て会議において評価・検証することで、必要に応じて施策の更なる展開や見直しを行います。

※PDCAサイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことにより、計画内容を継続的に改善していく手法のことです。



資料

資料

1. 子ども・子育て会議規則

平成 25 年 9 月 30 日

規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関条例(平成 25 年条例第 1 号)第 2 条の規定に基づき、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 25 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民代表
- (2) 保育・教育・福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、議事その他の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会の設置)

第 7 条 特別な事項を調査審議するため、会長が必要と認めるときは、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会は、子ども・子育て会議の委員の中から、会長が指名する委員で組織する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」となるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 部会長は、部会における審議の状況及び結果を子ども・子育て会議に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(次世代育成支援対策協議会規則の廃止)

2 次世代育成支援対策協議会規則(平成25年規則第20号)は、廃止する。

2. 子ども・子育て会議 委員名簿

	所 属 等	氏 名
住民代表 (1号委員)	自治会連合会 会長	北川 英人
	南小学校PTA 副会長	森井 昌子
	熊取南中学校PTA 副会長	十川 敦子
	熊取町青少年指導員連絡協議会 会長	小玉 不二男
	就学前保護者代表	吉田 真琴
	就学前保護者代表	廣井 壘
保育・教育・ 福祉関係者 (2号委員)	熊取町校長会 代表	谷奥 滋
	町立保育所 代表	渡邊 みどり
	NPO 熊取こどもとおとなのネットワーク 理事長	高橋 淳
	NPO 法人 くまとり子育てWA・輪・和 理事長	出口 儉二
	特定非営利活動法人 地域支援センターくまとりロンド 理事長	大谷 悟
	NPO 法人 ホームビジット・とんとん 理事長	坂本 百合
	熊取文庫連絡協議会 代表	森崎 シヅ子
	アトム共同保育園 園長	野中 泉
	つばさ共同保育園 園長	仲嶺 真弓
	さくらこども園 園長	永野 三郎 (~令和元年9月30日)
	さくらこども園 副園長	菊川 良夫 (令和元年10月1日~)
	すみれ保育園 園長	志水 弘美
	フレンド幼稚園 園長	池田 憲治
	熊取みどり幼稚園 園長	池浦 国男
	熊取町社会福祉協議会 会長	前田 美穂子
熊取町民生委員児童委員協議会 主任児童委員長	棚村 千鶴	
学識経験者 (3号委員)	和歌山大学 名誉教授	山本 健慈
	和歌山信愛大学 教育学部 子ども教育学科 准教授	森下 順子
オブザーバー	大阪府岸和田子ども家庭センター 育成支援課 課長補佐	中島 淳

3. 子ども・子育て会議 部会名簿

■保育所・幼稚園部会名簿

	所 属 等	氏 名
部会長	町立保育所 代表	渡邊 みどり
副部会長	アトム共同保育園 園長	野中 泉
	就学前保護者代表	吉田 真琴
	つばさ共同保育園 園長	仲嶺 真弓
	さくらこども園 副園長	菊川 良夫
	すみれ保育園 園長	志水 弘美
	フレンド幼稚園 園長	池田 憲治
	熊取みどり幼稚園 園長	池浦 国男
会長	和歌山大学 名誉教授	山本 健慈
副会長	和歌山信愛大学 教育学部 子ども教育学科 准教授	森下 順子

■放課後児童健全育成部会名簿

	所 属 等	氏 名
部会長	熊取町校長会 代表	谷奥 滋
	南小学校PTA 副会長	森井 昌子
	熊取南中学校PTA 副会長	十川 敦子
	就学前保護者代表	廣井 壘
	NPO 熊取こどもとおとなのネットワーク 理事長	高橋 淳
会長	和歌山大学 名誉教授	山本 健慈
副会長	和歌山信愛大学 教育学部 子ども教育学科 准教授	森下 順子

■子育て支援部会名簿

	所 属 等	氏 名
部会長	和歌山信愛大学 教育学部 子ども教育学科 准教授	森下 順子
副部会長	熊取町民生委員児童委員協議会 主任児童委員長	棚村 千鶴
	自治会連合会 会長	北川 英人
	熊取町青少年指導員連絡協議会 会長	小玉 不二男
	NPO 熊取こどもとおとなのネットワーク 理事長	高橋 淳
	NPO 法人 くまとり子育てWA・輪・和 理事長	出口 儉二
	特定非営利活動法人 地域支援センターくまとりロンド 理事長	大谷 悟
	NPO 法人 ホームビジット・とんとん 理事長	坂本 百合
	熊取文庫連絡協議会 代表	森崎 シヅ子
	熊取町社会福祉協議会 会長	前田 美穂子
会長	和歌山大学 名誉教授	山本 健慈

4. 計画策定の経緯

年度	月日	主な内容
平成30年度	11月12日	平成30年度 第2回子ども・子育て会議 ・第2期計画策定にかかるニーズ調査について
	1月9日～ 1月24日	子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和元年度	8月16日	令和元年度 第1回子ども・子育て会議 ・第1期計画の実施状況について ・第2期計画にかかるニーズ調査結果について ・第2期計画について
	9月4日	関係団体ヒアリングの実施
	9月30日	令和元年度 第2回子ども・子育て会議 ・関係団体ヒアリング結果について ・第2期計画骨子案について
	11月20日	保育所・幼稚園部会
	11月22日	令和元年度 第3回子ども・子育て会議 ・第2期計画素案について ・第2期計画にかかるニーズ量の推計結果と目標量の設定について
	11月26日	放課後児童健全育成部会
	11月29日	子育て支援部会
	12月6日	令和元年度 第4回子ども・子育て会議 ・第2期計画素案について
	1月6日～ 1月19日	パブリックコメントの実施
	1月31日	令和元年度 第5回子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果と対応について ・計画最終案について

5. 住民協働による子育て支援活動団体一覧（順不同）

（令和2年1月31日時点）

No.	団体名	主な活動や事業
1	NPO 熊取こどもとおとなのネットワーク	町から委託を受けて、放課後児童健全育成事業（学童保育所運営）や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施し、くまとり元気広場にも協力している団体です。
2	NPO 法人くまとり子育てWA・輪・和	町から委託を受けて、地域子育て支援拠点事業（つどいの広場ぷらっつ）を実施している団体です。
3	NPO 法人 地域支援センターくまとりロンド	町から委託を受けて、地域子育て支援拠点事業（共生のひろば であいのひろば）を実施している団体です。
4	NPO 法人ホームビジット・とんとん	町から委託を受けて、ホームスタート事業を実施、くまとり元気広場にも協力している団体です。
5	熊取文庫連絡協議会	地域での文庫活動、保育所（園）や小学校での読み聞かせ活動等、町内の子どもの読書活動を推進している団体です。
6	アトム共同保育園	町内の民間保育園で、園の運営とともに、町の子育て支援施策全般について協力関係にある団体です。
7	つばさ共同保育園	
8	すみれ保育園	
9	さくらこども園	町内の民間認定こども園で、園の運営とともに、町の子育て支援施策全般について協力関係にある団体です。
10	フレンド幼稚園	
11	熊取みどり幼稚園	町内の民間幼稚園で、園の運営とともに、町の子育て支援施策全般について協力関係にある団体です。
12	熊取町社会福祉協議会	社会福祉法第109条に基づき設置されている団体で、熊取町の地域福祉の発展向上を目的とした事業を行っています。
13	熊取町民生委員児童委員協議会	厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員として、高齢者や障がいのある方、子どもや子育て中の方などの見守りを行い、専門機関とのつなぎ役として、生活上のさまざまな相談に応じています。
14	熊取町青少年指導員連絡協議会	町内における青少年活動を積極的に促進し、青少年健全育成を図る活動をしている団体です。

No.	団体名	主な活動や事業
15	泉佐野泉南医師会	妊婦健診（大阪府医師会）、予防接種、産後ケア事業、乳児健診・精密検査、不妊・不育治療等への支援など地域の医療を支えています。
16	泉佐野助産師会	町からの委託を受けて、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）を実施しています。
17	児童養護施設 岸和田学園	町からの委託を受けて、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）を実施しています。
18	児童養護施設 あおぞら	
19	児童養護施設 三ヶ山学園	町からの委託を受けて、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施しています。
20	乳児院 和泉乳児院	
21	児童養護施設 和泉幼児院	
22	大阪体育大学	個を生かす教育の充実や部活動支援事業など学校教育における協力団体で、くまとり元気広場にも協力している団体です。
23	熊取町ペタンク協会	くまとり元気広場に協力している団体です。
24	シニアグランドゴルフ山の手台	
25	ディスコン熊取町協議会	
26	大阪シルバーアドバイザー泉州南	
27	NPO 法人グリーンパーク熊取	
28	F Cマトリックス	

No.	団体名	主な活動や事業
29	スポーツ少年団	<p>青少年のからだところを育てる地域社会内での組織として設立されました。次世代を担う子どもたちの無限の可能性を引き出すとともに団体活動の中で責任感や協力心を養い、ルールを守り、他人に迷惑をかけない立派な社会人に育てることを目的として活動している団体です。現在、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟式野球（熊取ジャガーズ、熊取ベアーズ） ・サッカー（FCマトリックス、ゼッセル熊取アスレチッククラブ） ・ダンス（ゼッセル熊取アスレチッククラブ） ・少林寺拳法（熊取南、大阪熊取、熊取西） ・空手道（熊取空手道会、空手道熊取南、熊取空手同好会、誠勇心会館） ・バレーボール（熊取ジュニア） ・バスケットボール（熊取スナイパーズ） <p>があります。</p>
30	保育グループ” アンファン”	<p>子育て中の保護者の地域における子育て活動、社会活動及び学習活動への参加を支援し、母親への支援活動を行っている団体です。</p>
31	パール・メール	<p>親学習講座を実施している団体です。</p>
32	いちごの会	<p>図書館で、布の絵本の製作し、読書活動に障がいのある子どもを含めすべての子どもが楽しめる絵本づくりをしているボランティアグループです。</p>
33	ひよこ会	<p>図書館での子育て支援事業に係る協働団体です。</p>
34	JICA 関西	<p>JICA の活動は開発途上国への技術協力など多岐に渡りますが、熊取図書館では、関西支部と平成 29 年度から、国際的な視点に立った「食べ物」や「暮らし」などのテーマについて、展示や講演会、ワークショップなどを通して情報発信しています。</p>
35	tupera tupera 美術館制作部	<p>図書館での子ども向け行事の開催に係るボランティアグループです。</p>

No.	団体名	主な活動や事業
36	くまとり社会保障推進協議会	住民提案協働事業により、「こどもレストラン」を実施している団体です。(平成29年度～平成31年度)
37	子ども食堂を支援する会	住民提案協働事業により、令和2年度から「こどもレストラン」を実施予定の団体です。
38	長池自治会	「こどもレストラン」に協力している団体です。
39	池田泉州銀行熊取支店	赤ちゃんの駅を設置している事業者です。
40	ハウズドゥ！熊取・泉佐野北店	
41	トヨタカローラ南海株式会社熊取店	
42	じゃんぼスクエア熊取	
43	障がい支援サービス事業者	子ども相談ネットワーク会議（障がい相談部会）の運営に参画しています。
44	たんぽぽの会	障がい児をもつ家族の会で、親同士が同じ立場で互いに話しあったり、相談員による相談対応等も行っています。
45	熊取町食生活改善推進協議会	食生活の改善を目的に、乳幼児健康診査（2歳6か月児歯科健診）への協力やおやこクッキングを行っているボランティアグループです。
46	くまとりタピオ元気体操ひろめ隊	子どもから高齢者まで取り組める町の体操「くまとりタピオ元気体操」の普及を目的に地域や保育所等へ出前講座を行っているボランティアグループです。
47	健康くまとり探検隊	ウォーキングの推進など、第3次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）を推進するボランティアグループです。
48	校区福祉委員会	小学校区を単位とした福祉委員会で、世代間交流事業やふれあい事業・街歩きなどを実施しています。
49	地区福祉委員会	地区を単位とした福祉委員会で、子育てサロンや世代間交流事業・いきいきサロンなどを行っています。
50	熊取町社会福祉施設等地域貢献委員会	町内の社会福祉法人・医療法人・社会医療法人が運営する施設で構成し、地域福祉に寄与することを目的とした団体で、毎月第3水曜日を貢献の日とし、児童の見守り活動や専門性を生かした地域への貢献活動を行っています。

No.	団体名	主な活動や事業
51	わんだふるくらぶ	通学路等における安全パトロールを実施している団体です。
52	泉佐野警察署管内レディース防犯リーダー会	通学路等における安全パトロールを実施している団体です。
53	子ども見まもり隊	自宅前・交差点・散歩の途中等、日常生活に無理のない範囲で子どもたちの登下校等の安全を見守るボランティア活動をしています。

第2期熊取町子ども・子育て支援計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

企画・編集 熊取町 健康福祉部 子育て支援課

